私達は心の和・技術の輪で社会に貢献します。

和久田建設株式会社

WAKUDA

TQM
TOTAL QUALITY MANAGEMENT


熊本本社ビル2012年竣工

創業百二十年を越える伝承の技を礎に
心に響く作品づくりと
明日を提案する信頼の企業へ


八代本部ビル1990年竣工


八代市新庁舎（前田建設工業・和久田建設・松島建設JV）

明治 27 年 05 月　創業（八代市迎町）
昭和 22 年 05 月　有限会社和久田工業所　設立
昭和 24 年 10 月　和久田建設株式会社に商号変更
　　建設業法施行に伴い熊本県知事登録
昭和 25 年 11 月　熊本営業所開設
昭和 28 年 02 月　建設大臣登録　一級建築士事務所登録
昭和 50 年 06 月　福岡支店開設

（令和３年12月現在）

■ 熊本本社 ■
熊本市中央区九品寺 2 丁目 8-19 〒862-0976
TEL 096-366-8111　FAX 096-366-8116

■ 八代本部 ■
熊本県八代市迎町 2 丁目 9-10 〒866-0055
TEL 0965-32-5171　FAX 0965-33-5556

■ 福岡支社 ■
福岡市博多区上牟田 1 丁目 28-16〒812-0006
TEL 092-475-1575　FAX 092-475-1593

八代市 暮らしの便利帳 2022 保存版 八代市 株式会社サイネックス

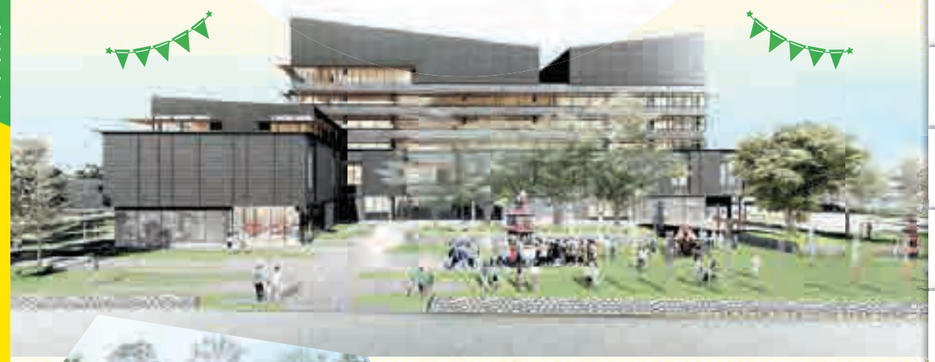


Yatsushiro city guidebook

2022 保存版

八代市 暮らしの便利帳

新庁舎完成記念号







八代市役所
33-4111(代)
〒866-8601 八代市松江城町1-25
http://www.city.yatsushiro.lg.jp/

緊急情報配信システム

パソコンや携帯電話にメールで緊急情報をお届けするサービスです。下記アドレスに空メールを送信して登録してください。

alreg@ns2.yatsushiro.org

バーコードリーダー付携帯電話をお持ちの方は右記のQRコードをご利用いただけます。

八代市 株式会社サイネックス

八代市ガイド 12
いざというときに 46
人権・相談 58
手続き 61
暮らし 67
税金 76
保健・福祉・医療・年金 79
学校教育 105
産業・経済 108
選挙・議会・広報・広聴 113
スポーツ・学び 116
公共施設等一覧 121
八代市の公共交通 123
生活ガイド 125

わが街事典®



「八代市　暮らしの便利帳」は、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。

私たちは、総合物流業を通じて
熊本地域の更なる活性化に貢献します。

八代港から世界の海へ














MATSUKI GROUP
総合物流サービス業

松木産業株式会社	業務請負業
ARLSホールディングス	
松木運輸株式会社	一般貨物自動車運送事業･営業倉庫･危険物倉庫･構内業務請負･通関･コンテナ･クルーズ船事業
大日産業株式会社	木製パレット製造･販売、紙管加工･物流センター業務･太陽光発電事業
松栄整備株式会社	車検のショーエイ、一般･大型･産業車輌整備、自動車･リフト販売
八代港湾倉庫株式会社	港湾荷役事業･一般貨物自動車運送事業･営業倉庫
MGS株式会社	業務請負業
株式会社FDP	機械設備から産業用ロボットまでの設計開発･メンテナンス
Carry MAMA株式会社	女性ドライバーによる一般貨物自動車運送事業



金属製品製造業（建築用鉄骨の設計・製作・施工）

株式会社 永井製作所

https://nagai-steel.co.jp/

松橋本社　熊本県宇城市松橋町豊福2700　TEL 0964-32-1230

八代工場　熊本県八代市平山新町字山領5502　TEL 0965-35-6741





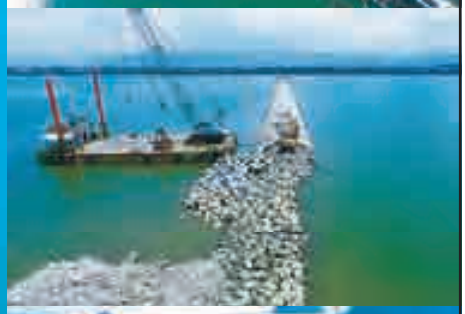

しあわせづくり
街づくり

創業大正12年。今、私たちに出来る事。

福岡建設は確かな技術と経験で、丁寧かつ確実な施工を行っています。快適な街づくりは皆様のしあわせづくりに繋がると信じています。毎日使う道だから、生活を共にする家だから、私たちはいつも未来のことを考えています。皆様の未来への一歩をお手伝い出来ることが、私たちのしあわせです。













営業品目　◆土木工事 ◆舗装工事 ◆しゅんせつ工事 ◆工場等のメンテナンス工事
◆建築工事 ◆不動産賃貸（アパート・一戸建て） ◆ホテル・レストラン事業







株式会社 福岡建設
〒866-0895 熊本県八代市大村町348 E-mail:fukuoka@magma.jp HP:https://fukuoka-g.co.jp/
TEL:0965-32-2512㈹ FAX:0965-32-2510

ホテル 大黒屋
〒866-0052 熊本県八代市麦島西町7-15 E-mail:info@h-daikokuya.jp HP: https://h-daikokuya.jp/
0120-191-598 TEL:0965-34-0500㈹ FAX:0965-34-0600

Nakayama Group

株式会社 中山建設

八代市夕葉町3-7　TEL 0965-33-5047



中山グループ

中山車輌整備工場
八代市夕葉町3-7　TEL0965-34-8853

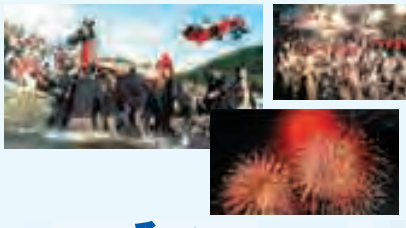
中山砂利株式会社
八代市夕葉町3-7　TEL0965-32-3403

八代砕石工業株式会社
八代市夕葉町3-7　TEL0965-32-3403

八代のケーブルテレビ!!
ひこいちチャンネル 10ch



八代市のさまざまな話題や
大きなイベントから小さなイベントまで
地域に密着した番組をお届けします！！



光 インターネットも 1G 月額 4,950円
Wi-Fi・プロバイダ込み（税込）

やつしろのケーブルテレビは ひこいちテレビ

テレビやつしろ株式会社
0120-15-8246

〒866-0833
熊本県八代市夕葉町3番地7
FAX 0965-30-7713
http://www.hikoichi-tv.com
E-mail　hikoichi@hikoichi-tv.com







大型車輌による輸送のことなら、ご相談ください。

運輸省許可・政府指定営業倉庫　植物防疫所指定くん蒸 倉庫

株式会社 亀万運送

代表取締役　富田 康方

本 社　〒869-4613　熊本県八代市岡町谷川 915

TEL (0965)39-0041　FAX (0965)39-0576

八代支店 八代港営業所
〒866-0034
熊本県八代市新港町
1 丁目 3-3
TEL (0965)43-9393
FAX (0965)43-9394

八代外港支店
〒866-0034
熊本県八代市新港町
2 丁目 3-6
TEL (0965)37-2755
FAX (0965)37-2756

八代港湾支店
〒866-0034
熊本県八代市新港町
3 丁目 9-16
TEL (0965)37-3331
FAX (0965)37-3332

南九州支店 津奈木営業所
〒869-5601
熊本県葦北郡津奈木町
大字千代 1302-3
TEL (0966)78-2140
FAX (0966)78-4334

関東支店 千葉営業所
〒270-0135
千葉県流山市野々下
1 丁目 165-2
TEL (04)7178-8883
FAX (04)7178-8884

関西支店 六甲営業所
〒658-0031
兵庫県神戸市東灘区
向洋町東 3 丁目 20
阪九フェリー駐車場事務所 2 号棟 501 号
TEL (078)842-7811
FAX (078)842-7881

八代市役所新庁舎　竣工記念







前田建設工業・和久田建設・松島建設　建設工事共同企業体

設計・監理：KUME SEKKEI　株式会社 久 米 設 計　本　社：東京都江東区潮見 2-1-22

施　工：MAEDA　前田建設工業 株式会社　九州支店：福岡市博多区博多駅東 2-14-1 MKD スフィンクスセンタービル 5F

施　工：WAKUDA TQM　和久田建設 株式会社　八代本部：八代市迎町 2-9-10

施　工：SINCE 1939 MATSUSHIMA　株式会社 松 島 建 設　本　社：八代市宮地町 2088



「この地で育った
100年企業から
未来の100年企業」へ
challenge!!

TAKANO
株式会社
髙野組

本　　社　　熊本県八代市鏡町内田1501番地
TEL (0965)52-2010　FAX (0965)52-2264

生コン事業部・工場　熊本県八代市東陽町北3520番地
TEL (0965)65-2166　FAX (0965)65-2167

髙野鉱山　　熊本県八代市泉町下岳2316番地
TEL (0965)67-2622　FAX (0965)67-2622

実現しよう！
八代・天草シーライン



私たちは、八代・天草を結ぶ
海上道路の早期建設を求めます！



豊かな未来へ…

Showa Industrial Group

SHOWA
特定建設業
昭和工業株式会社
URL：http://showa-group.jp
八代市古閑浜町3448-29　TEL.0965-33-4669

昭和工業HP



SINCE 1939
MATSUSHIMA

夢を継ぐーはじまりはいつも・・・松島建設

MATSUSHIMA
GENERAL CONSTRUCTION

株式会社 松島建設

（本　社）　住所：〒866-0805　熊本県八代市宮地町2088
TEL：0965-33-1941　FAX：0965-33-1952
（営業所）　住所：〒862-0951　熊本県熊本市中央区上水前寺2丁目8-24-101
TEL：096-285-4980　FAX：096-285-4757
（業務内容）　総合建設業、不動産事業、建築設計全般
〈ホームページURL〉　http://www.matsushima-kensetsu.co.jp

八代市
暮らしの便利帳



八代市長
中村博生



しあわせあふれる ひと・もの
交流拠点都市 やつしろ

発刊にあたって

この「暮らしの便利帳」には、市の窓口業務や各種福祉サービスの案内、手続き方法のほか、医療機関の案内など、毎日の生活に深く関わりのある暮らしの情報を掲載しています。また、お子さんから高齢者まで誰もが楽しめるよう、まちの歳時記をはじめ、特産品や観光、文化財といった見どころもたっぷりとご紹介しています。新たに、八代市に転入された方にとっても、まちの概要を知るうえで大いに役立つものと期待しています。

本便利帳は、株式会社サイネックスとの官民協働事業により、市内外の企業や事業者、団体の皆様に協賛いただき、全世帯にお配りするものでございます。趣旨にご賛同いただいた多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

今年は、いよいよ新庁舎が完成し、業務が始まります。これまで、市民の皆様には、大変なご不便をおかけしてまいりましたが、これから新庁舎が、防災まちづくり、地域福祉の核となり、八代を未来に繋げるための拠点となれるよう、市民サービスの更なる充実に努めてまいります。

また、近年は、局地的な大雨やそれにともなう土砂災害など、これまでの想定を大きく超える大災害が、私たちの身近なところで発生しています。

そこで、これまで以上に災害に対する備えを市民の皆様に知っていただくため、防災に関するページを充実させていますので、是非ご家族でご覧いただき、再確認していただければ幸いです。

令和4年2月



八代市
暮らしの便利帳
Index

〈広告〉

～水まわりの事ならおまかせ下さい～
冷暖房設備 給排水設備
消火設備 換気設備
太陽光発電システム リフォーム工事
東設備工業株式会社
八代市豊原下町4102-2
TEL 33-2497

株式会社
YUTAKA ユタカ建設
代表取締役 坂田 義孝
（一級建築士）
〒866-0857 熊本県八代市出町5-5
TEL 0965-33-8998
FAX 0965-35-0690
ユタカ建設 検索
E-mail: yutakakensetsu@spice.ocn.ne.jp

八代市ガイド



12 八代市の概要を紹介します
14 八代市からの情報をキャッチしよう
16 八代市新庁舎のご案内
20 八代市役所および支所の案内
22 八代市組織配置一覧
24 定住・移住促進 八代暮らしのススメ
26 八代市こそだてカレンダー



八代のおでかけスポットあれこれ

28 遊びと学び
30 自然と癒し
32 歴史と文化





八代のお祭り・イベント

34 八代の風物詩

八代市の特産品

40 よかもん うまかもん

「八代市 暮らしの便利帳」は令和4年1月現在の情報を掲載しています。
今後、社会情勢の変動などにより内容が変更される場合がありますので、
あらかじめご了承ください。

総合建設業・鋼構造物工事業・設計施工
国土交通大臣
Mグレード認定工場
平松建設株式会社
一級建築士事務所
代表取締役 平松 治幸
事務所／〒866-0074 熊本県八代市平山新町2593番地の1
E-mail: hiramatsu@spice.ocn.ne.jp
TEL (0965)34-5711 FAX (0965)35-5758

行政ガイド

46 いざというときに
58 人権・相談
61 手続き
67 暮らし
76 税金
79 保健・福祉・医療・年金
105 学校教育
108 産業・経済
113 選挙・議会・広報・広聴
116 スポーツ・学び
121 公共施設等一覧
123 八代市の公共交通

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

生活ガイド

126 八代市の医療機関Map
130 一般社団法人 八代市医師会
132 一般社団法人 八代郡医師会
134 一般社団法人 八代歯科医師会
135 一般社団法人 八代薬剤師会
136 八代商工会議所
137 八代市商工会
138 住まいの基礎知識
140 愛車の健康法
142 葬儀と墓石の豆知識



〈広告〉

MATSUDENKOU
松電工株式会社
熊本県知事許可（般-3）第17785号



■電気工事全般
■オール電化設備工事
■エアコン空調取付工事
■アンテナ工事

【本 社】 〒869-4212 八代市鏡町下有佐114番地
TEL:0965-52-2213
FAX:0965-52-2820
【E-mail】info@matsudenkou.com
【ＨＰ】https://www.matsudenkou.com/

各保険会社指定工場
鈑 金 塗 装・車検
販売・フレーム修正
愛車のキズ・ヘコミの修理は、ご安心してお任せ下さい！
有嶋田車体
八代市松江町534-9（アパマンショップ前）
TEL 33-4830
FAX 33-4969



車の事なら何でもご相談ください

住生活と建設業のトータルパートナー
桑原商事株式会社
代表取締役 社長 桑原 健治

住建事業部 【ショールーム】建材全般・システムキッチン・システムバス・収納システム 浴槽・洗面化粧台・トイレ設備・他住宅機器設備全般プラン及び施工
特販事業部 内装（軽天・床・クロス貼）・外装（屋根、外壁サイディング・スレート） 防音・音響工事
木材事業部 建築・土木関連木材全般 木工事

一般建築工事業・一般内装仕上工事業
熊本県知事許可（般-22）第11043号
木材業者登録証 登録番号 A木第08065号
㈳全国建設室内工事業協会会員

■本 社
〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目12-1
TEL0965-34-6151 FAX0965-32-3125
■ショールーム（リビングくわばら）
〒866-0844 熊本県八代市旭中央通5-1
TEL0965-33-1188 FAX0965-33-4006
http://kuwabarashouji.co.jp/ mail:k-kuwabara@kuwabarashouji.co.jp
■木材事業部 熊本県八代市植柳下町2777-1 TEL:(0965)62-8405
■人吉営業所 熊本県人吉市相良町1001番地 TEL:(0966)22-2394

下見・調査のご依頼からお見積りまで
専任担当者が対応
システムバスリフォーム
システムキッチンリフォーム
トイレリフォーム
オール電化
太陽光発電工事
お気軽にご相談ください。
TEL 0965-33-1188

桑原商事株式会社
水廻りリフォームの専門店
Living くわばら



八代旭中央通5-1 営業時間／AM9:00～PM6:00
http:kuwabarashouji.co.jp/

こんな時
どうするの？



知りたい時にすぐに見つかる！

ライフサイクルインデックス



生活

67 暮らしの環境
67 ごみ　70 し尿
74 水道　75 下水道
81 国民健康保険
104 国民年金

緊急時



46 災害対策
50 避難場所

誕生 → 育児 → 教育

62 出生届
80 母子保健
80 母子健康手帳
80 乳幼児健康診査
81 国民健康保険
81 加入の手続き
83 出産育児一時金
26・80 予防接種
96 保育所
100 こども医療費助成
98 幼稚園
105 小・中学校





〈広告〉

確かな技術と価値ある
生活（くらし）のクリエーター
空気調和・給排水衛生設備
上下水道工事・設計施工
株式会社 金剛設備工業
〒866-0883
八代市松江町 473-5
TEL 0965-33-5445
FAX 0965-32-4222
http://www.kongo-s.jp

ひとにやさしい街づくり
SHIMA CORPORATION
株式会社 嶋コーポレーション
不動産売買・賃貸・分譲
土地、建物も上手にリユース
売りたい
買いたい
無料相談
いつでもお電話ください。
熊本県知事 (3)4632 号熊本県宅地建物取引業協会会員
〒866-0882　熊本県八代市松江本町 7-25
TEL.0965-80-4159
http://www.shimacorp.jp



SONOKAWA GUMI
株式会社 園川組
代表取締役
園川　忠助
八代市田中東町 20 号 22 番地
TEL 0965-33-5555 (代)
FAX 0965-33-8628
営業種目
土木工事一式　総合基礎工事
総合解体工事　屋根・板金工事
㈲園川重機工業
クレーン作業全般
従業員随時募集中
施工・管理　重機オペレーター
鳶工・土木作業員

〈引越に関する届出〉

転入してきたら
P61 転入届
転入した日から
14日以内に届出

市外へ転出していくとき
P61 転出届
転出前に届出

市内で住まいが変わったら
P61 転居届
転居した日から
14日以内に届出



戸籍の届け出・各種登録は、必ず市役所へ届出を！

家族が亡くなったら
P62 死亡届
死亡の事実を知った日
から7日以内に届出

赤ちゃんが生まれたら
P62 出生届
生まれた日から
14日以内に届出

結婚したら
P62 婚姻届
届け出た日から効力

必要なとき
P64 印鑑登録



成人 結婚 壮年 老後

成人
81 国民健康保険
104 国民年金



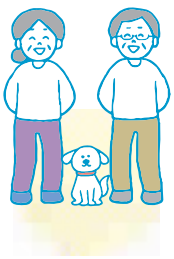
結婚
62 婚姻届



壮年
79 健康診査
79 各種がん検診



老後
84 後期高齢者医療
86 介護保険



〈広告〉

EGUCHI
信頼と満足をお届けする
有限会社 江口建設
熊本県知事 許可（般−29）18284号
一般建築・一級技能師
代表取締役 江口 広明
HIROAKI EGUCHI
〒869-4612 熊本県八代市岡町中 641
Phone (0965)45-5269
FAX (0965)45-5274
mail : eguchi.kensetsu@gmail.com

熊本県産畳表
株式会社 鏡市場
〒869-4202
熊本県八代市鏡町内田 438
TEL（0965）52-1601
FAX（0965）52-0958
http://kagami-ichiba.co.jp


有限会社 城南創建
・建築
・塗装
・防水
・足場
工事一式
一級技能士・建築施工管理技士
代表取締役 遠山裕三
〒866-0804 熊本県八代市西宮町 1126
TEL 0965-34-6970
FAX 0965-34-7062

SHOWA
解体工事・土木工事
鉄骨工事（鳶・鍛冶・解体）
解体工事業の熊本県知事登録
第 29-487 号
株式会社 尚和
〒869-4225
熊本県八代市鏡町北新地 929-2
TEL 0965-45-5242
FAX 0965-45-5241
costante0213@gmail.com


since1905
全天候型
ガーデンスタジオ完備
野尻写真場
野尻写真場 検索
本店／八代市鷹辻町5-16東高校東側通
☎0965(32)4092

about Yatsushiro city

八代市の概要を紹介します





しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市“やつしろ”

平成17年8月1日、八代市と八代郡内の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村の1市2町3村が合併し、新「八代市」となりました。県都・熊本市の南約40kmに位置し、市域は東西約50km、南北約30kmにわたり、約681㎢もの面積を有しています。

山・川・海そして広大な平野と多様で豊かな自然に恵まれており、特に一級河川の球磨川、二級河川の氷川のもたらす豊富で良質な水の恩恵を受け、全国有数の農業生産地、県内有数の工業都市として発展してきました。

交通アクセス面では、昭和55年に九州縦貫自動車道八代ICが、平成13年には南九州西回り自動車道日奈久ICが供用開始となり、また平成23年には、九州新幹線全線が開業しました。さらに、南九州の物流拠点として、アジアへのゲートウェイとなる八代港では国際貨物港としての機能拡大が進められており、令和2年3月には、国際クルーズ船の受け入れ拠点として「くまモンポート八代」も整備されています。

人口・世帯

※令和3年12月末現在

総人口 **123,982人**

男性 57,865人
女性 66,117人

世帯数 **56,807世帯**

〈広告〉

熊本県知事許可（特・般）第 151 号
NODA
(資)野田建設
代表社員　野田 昌博
〒866-0022
熊本県八代市郡築三番町 127-1
TEL 0965-37-3350　FAX 0965-37-3380





友好都市
中国広西壮族自治区
北海市

1996年3月に中国広西壮族自治区の北海市と友好都市協定を締結しました。以来、教育・文化・スポーツ・医療・経済などの分野で、行政や市民による交流を行っています。

友好都市
台湾
基隆市

2018年4月に台湾基隆市と友好交流協定を締結しました。2019年11月には締結1周年記念として八代市民使節団が基隆市を訪問するなど、市民間の友好交流を深めています。

市章

合併前の6市町村の「6」をイメージしたものに、未来への躍動感を加え、その中に八代市の「八」をアレンジしたマークを取り入れ、新しさの中にも親しみを感じさせます。ブルーは川と海、グリーンは山と平野、オレンジはそこに生活する人々の熱い心を象徴しています。



市の花　桜

春先に八代城跡やダム湖をはじめとする市内の多くの公園等で咲き誇り、市民の心を癒し、市民に広く親しまれている花です。

市の鳥　かわせみ

人と自然が調和するまちをめざす本市のシンボルとしてふさわしく、また、背の青色、翼の緑色、腹のオレンジ色が、本市の市章をイメージさせます。





市の木　晩白柚（ばんぺいゆ）

名実共に八代地方が唯一の産地であり、本市を代表する特産品のひとつで、その名前だけで本市をイメージすることができます。

市民の花　やつしろ草

八代の名を冠した貴重な植物であり、市民みんなで大事に育て、大切にしていく必要がある花です。



〈広告〉



低圧モートル～高圧モートル・一般ポンプ～水中ポンプ　巻替
電動工具・熔接機・発電機・揚重機(クレーン・ホイスト)　オーバーホール
日立・三菱・富士・安川・東芝・テラル・エバラ・川本・ツルミ・その他製品・販売
制御盤設計製作
Panasonic溶接機サービス代理店
㈲永田電機工業所
八代市大村町412-5
☎33-7887㈹・(FAX)32-6128

農業土木工事
基礎工事・土木工事
MIYAZAKI
株式会社 宮崎工業
農業の省力化
収益UPのお手伝い
〒869-4225 八代市鏡町北新地512-10
☎ 53-9395
FAX 53-8040
http://miyazaki-kougyou.jp



土木・建築・外構工事・排土・購入土・産廃・運搬
有限会社 碇山建設
事務所／〒866-0023　八代市郡築2番町92番地2
一級土木施工管理技師・一級建設機械施工技師
代表取締役　碇山 太郎
㈲碇山建設　検索
TEL 0965-37-1752
FAX 0965-37-2710

熊本県知事 (2) 第 4698 号
不動産賃貸・売買・仲介管理
あや不動産
TEL 0965-31-3855
FAX 0965-31-3856

Trying to catch the infomation from Yatsushiro city

八代市からの情報をキャッチしよう

八代市ホームページ

アクセスは 八代市ホームページ 検索

年金・保険、高齢介護などに関する情報を目的別に探すことができます。

教育・文化・スポーツの情報がまとめられています。

しごと・産業に関する情報を目的別に探すことができます。

八代市の行政手続きやくらしに関する情報を項目別に案内しています。

八代市の市政情報を目的別に探すことができます。



やつしろあったかねっと

八代市で安心して結婚～子育てができるように、いろいろな情報をご提供しています。



防災サイト

災害への備えや非常時にどう行動するかなどをまとめてお知らせしています。



市長の施策方針をはじめ、「活動報告」などが掲載されています。

各スポットや歳時記などに関する情報を目的別に探すことができます。

ちょっと気になる八代のニュースや開催されたイベントの様子などを写真とともにお届けしています。

各種行政情報をカテゴリー別に分けて案内しています。

広報やつしろ

最新号およびバックナンバーが一覧できます。

- 発行／毎月1回(1日)
- 配布／自治会を通じて各世帯に配布しています。



〈広告〉



For the Best Farm
TANAKA

米 集出荷・露地野菜 生産・種ばれいしょ生産
株式会社 タナカ農産

農薬・肥料・農業資材販売
株式会社 タ ナ カ
八代市千丁町太牟田1957
TEL(0965)46-0415㈹ FAX(0965)46-2246

輸入肥料・輸入資材販売・不動産
株式会社 J・K・Cアグロ
八代市千丁町太牟田1957
TEL(0965)46-0709 FAX(0965)46-0779
E-mail: jkc-agro@ray.ocn.ne.jp URL: www.otemo.jp/jkc-agro

八代市では広報やつしろやインターネット、SNSなどを通じて、
市民の皆さんにさまざまな情報を提供しています。



八代市の公式SNS ＆ 動画サイト

八代市公式 Facebook	八代市公式 Twitter	八代市公式 LINE	八代市公式 YouTube
@YatsushiroCity	@yatsushiro0801	@info.yatsushiro	八代市公式youtube で検索！

ジャンルごとに情報を発信

防災サイト

緊急情報・気象・災害情報、
避難所開設のお知らせなど

八代市防災サイト 検索



防災アプリ「@InfoCanal」

スマホアプリ「@InfoCanal」では**八代市の防災・行政情報などを受信**できます。
緊急時にはサイレン音を鳴らして危険をお知らせしますので、いざという時に備えてぜひご登録下さい。

登録はこちら ▲iPhone ▲Android

やつしろあったかねっと

結婚・妊娠・出産・子育ての総合サイト

やつしろあったかねっと 検索



移住・定住サイト

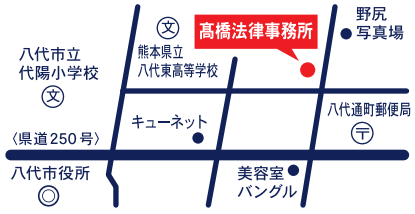
八代市への移住・定住情報、子育て、
お仕事などの支援など

八代市移住定住サイト 検索



〈広告〉

髙橋法律事務所
弁護士　髙橋　知寛
（熊本県弁護士会所属）
事務所　熊本県八代市鷹辻町4-17
☎(0965)62-9033



EGAWA えがわ
総合（特定）建設業
株式会社 江川組
本　社　〒869-4222
熊本県八代市鏡町両出 1324-1
TEL 0965-52-2049㈹
FAX 0965-52-2449
egawa@egawagumi.co.jp
ISO9001
エコアクション 21 認証取得

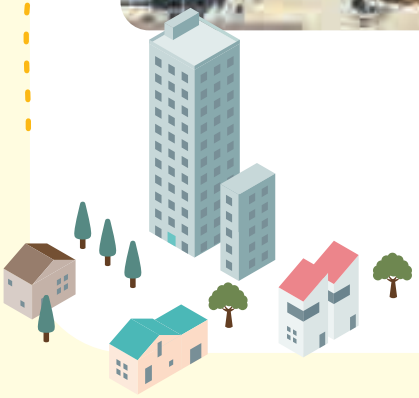
タクシー
貸切バス
乗合バス
トラベル
KAMIZONO KOTSU
有限会社 神園交通
〒866-0882　熊本県八代市松江本町 5-39
TEL:0965-32-2121（代表）TEL:0965-33-2122（事務所）FAX:0965-32-0566
八代市　神園交通　検索
http://www.k-2121.com/

Information about the new Yatsushiro City Hall

八代市新庁舎のご案内①

八代市役所





外装は、八代城下町との調和したデザインと色彩で、内装は温かみのある木を基調としています。誰もが安心して快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインや免震構造を採用し、市民の皆様が利用しやすい配置に設計されています。庁舎の西側には「八代のにわ」を、南側には人々が集い語らいあえる「みどりの広場」を整備し、八代城址との一体的な景観と調和を図っています。

〈広告〉

・ビルクリーニング技能士・清掃作業監督者・貯水槽作業監督者

KKS 熊本環境サービス有限会社

総合ビルメンテナンス

●庁舎日常・定期清掃　●建物・設備巡回常駐保守管理
●新築美装工事　●住宅・ビル定期及び常駐清掃
●水質検査・空気環境測定　●貯水槽清掃　●害虫駆除
●産業廃棄物処理・収集・運搬・除草作業
●守衛業務及び総合案内・電話交換業務の請負
●空調機保守管理及び施工修理

八代市役所の総合案内業務を行っております。

熊本県知事登録　熊本清22第6

〒866-0081　熊本県八代市植柳上町168-5
TEL0965-33-7919　FAX0965-33-8146

0120-8246-91

新庁舎には市民の交流を促進し、市民と行政の協同の活性化を図るため、市民交流エリアを設けています。市民交流エリアは新庁舎西側の1・2階部分で『多目的ホール』と『会議室A～F』の貸出を行います。

多目的ホール



会議室



» 会議や生涯学習の場として皆さんのご利用をお待ちしています。«

展望ロビー





また、6階には八代城址を一望できる展望ロビーを設置し、開庁日には一般に開放する計画としています。



〈広告〉

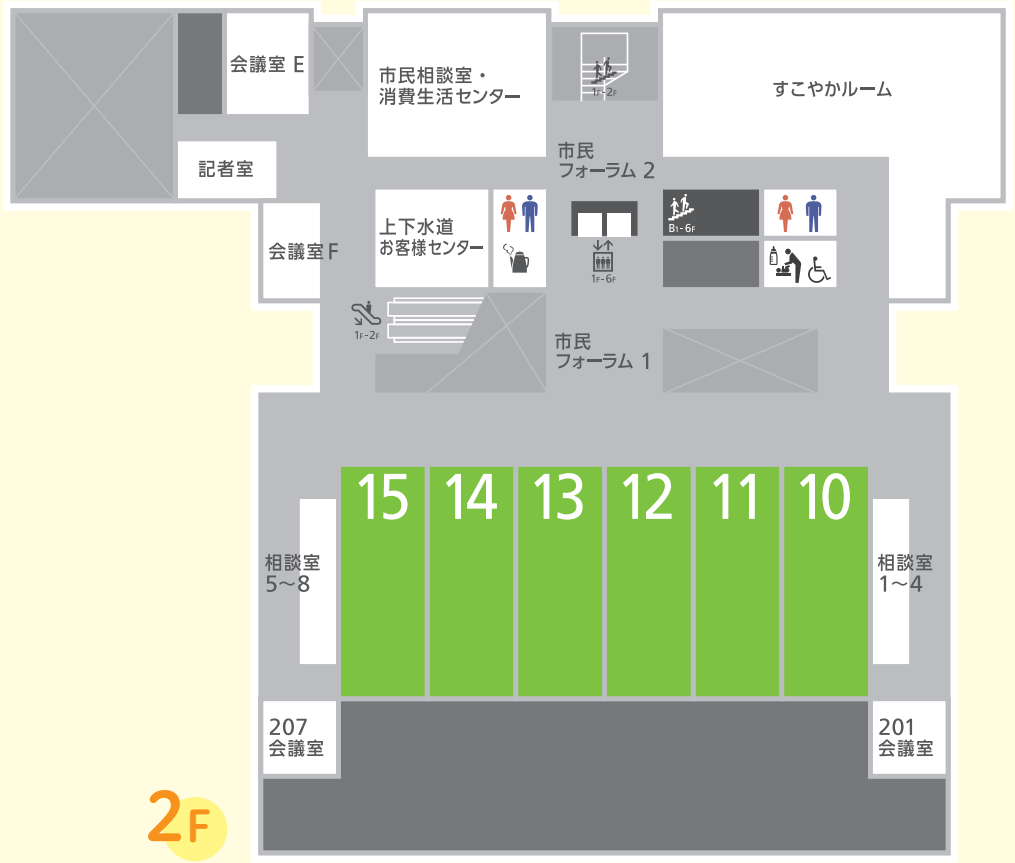


Information about the new Yatsushiro City Hall

八代市新庁舎のご案内②



1 証明書発行窓口
2 障がい者支援課
3 長寿支援課
5 福祉総合窓口
6 市民課
7 国保ねんきん課
8 納税課
9 会計課

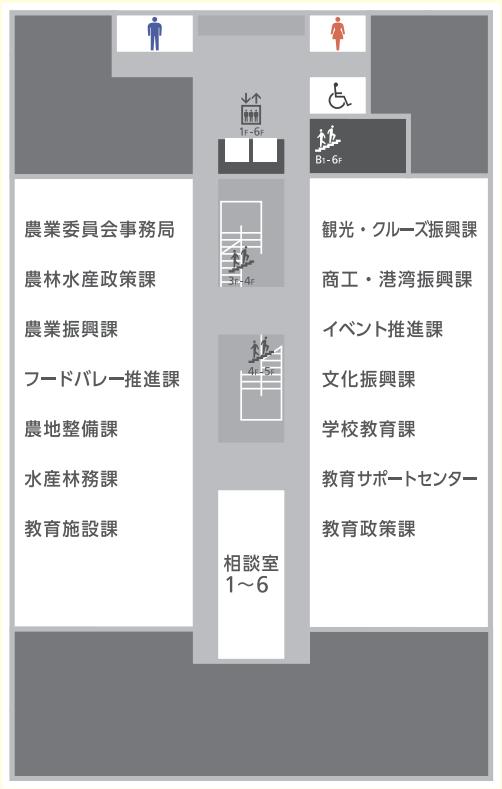


10 健康推進課
11 こども未来課
12 健康福祉政策課
13 市民税課
14 資産税課
15 生活援護課

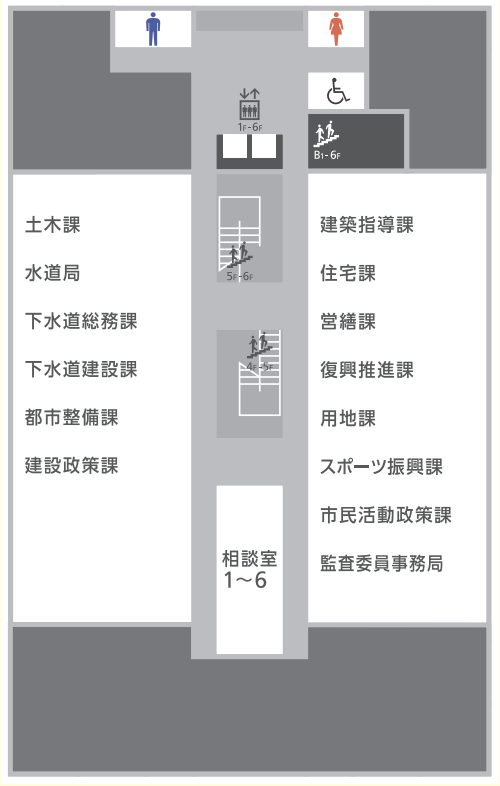
3F



4F



5F



6F



八代市の市外局番は 0965 です

Guide to Yatsushiro City Hall and Branch Offices

八代市役所および支所の案内



〈広告〉

地元八代で130余年　地域の皆様の安全・安心な暮らしのために

株式会社 藤永組

株式会社藤永組一級建築士事務所

●土木工事●建築工事●リフォーム事業●公共工事
●システム建築●ＳＰＲ工法

https://kfujinaga.co.jp/　株式会社藤永組

One's Home ワンズホーム

＜耐震等級３、長期優良住宅標準仕様＞

パナソニック耐震住宅工法 テクノストラクチャーの家

https://www.oneshome-f.com/　ワンズホーム　八代

本社／熊本県八代市萩原町1丁目11-6 TEL0965-33-3167　支店／熊本県熊本市東区健軍1丁目18-5 TEL096-369-1131
建設業許可番号：熊本県知事（特-1）第17674号　熊本県宅地建物取引業協会会員：熊本県知事（12）第1549号



市組織配置一覧は
22ページに掲載しています。
あわせてご活用ください。

開庁時間

平日 午前8時30分～午後5時15分
（但し、12月29日～翌1月3日を除く）

所在地・電話番号

本　　庁	〒866-8601　松江城町1-25	☎33-4111
千丁支所	〒869-4703　千丁町新牟田1502-1	☎46-1101
鏡　支　所	〒869-4292　鏡町内田453-1	☎52-1111
坂本支所	〒869-6105　坂本町坂本1051-2	☎45-2211
東陽支所	〒869-4301　東陽町南1105-1	☎65-2111
泉　支　所	〒869-4401　泉町柿迫3131	☎67-2111

▶▶ 各出張所については、121ページをご覧ください。

〈広告〉



建築工事
大型建築物の堅牢性に貢献する卓越の技術
土木工事
「安全、安心」がテーマの施工品質第一主義
鉄筋加工
優れた加工技術を駆使し高品質の鉄筋を提供

株式会社ノーグチ
〒866-0034熊本県八代市新港町2丁目2-5
TEL:0965-31-3138　FAX:0965-31-3188

Eagle
有限会社イーグル建設
代表取締役　深耕　丈晴
▲注文住宅　▲リフォーム
▲宅地分譲　▲基礎土木工事
▲エクステリア工事
〒869-5161 熊本県八代市葭牟田町508-2
TEL 34-3215　FAX 34-3376

八代のお仕事探しなら
人材派遣の“アシストサービス”
アシスト・サービスがあなたにあったお仕事を
ご紹介します。軽作業・短期・長期の
お仕事などいろいろあります！
幅広い年代の方が登録・活躍中！
まずはご登録だけでも
受付中！
株式会社 アシスト・サービス
〒866-0033 熊本県八代市港町142番地
TEL:0965-37-3444　FAX:0965-37-0630



株式会社 バンテック
〒866-0033 熊本県八代市港町142番地
TEL:0965-37-0388　FAX:0965-37-0845

Yatsushiro City Organization Arrangement List

八代市組織配置一覧

（令和4年1月現在）　※組織機構改革により、部・課・係等の名称が変更になる場合があります。

新庁舎

	課	係	電話番号
1階	市民課	市民係、マイナンバー係、戸籍係	33-4110
	長寿支援課	保険料係、介護給付係、審査認定係、地域支援係、事業所指導係、成年後見支援センター	32-1175
	国保ねんきん課	保険税係、医療給付係、後期高齢者医療係、年金係	33-4113
	障がい者支援課	生活支援係、認定給付係、障がい者虐待防止センター	35-0294
	納税課	納税推進係、第一納税係、第二納税係、債権対策室	33-4109
	会計課	会計係	33-8100
	証明書発行窓口		33-5114
	福祉総合窓口		33-5112
2階	市民税課	諸税係、市民税係	33-4107
	資産税課	土地係、家屋係、償却資産係	33-4108
	健康福祉政策課	政策係、指導監査係	33-4003
		八代地域在宅医療・介護連携支援センター	33-4682
	こども未来課	保育係、子育て支援係	33-8721
	健康推進課	健康推進係、こども保健係、妊産婦保健係	33-5116
	生活援護課	保護給付係、第一保護係、第二保護係、第三保護係	33-8722
	市民相談室	(P.59)	33-4452
	消費生活センター	(P.60)	33-4162
3階	人事課	人材育成係、人事係、給与係	33-4102
	秘書広報課	秘書係、広報広聴係	34-1160
	国際課	政策推進係	33-6846
	企画政策課	企画係、政策係	33-4104
	文書統計課	文書法規係、統計係	33-4100
	危機管理課	危機管理係、消防防災係	33-4112
	財政課	財政政策係	33-4106
	契約検査課	契約係	33-4120
	工事検査員室		33-5129
	財産経営課	公有財産運用推進係、ファシリティマネジメント推進係	33-5837
	新庁舎建設課	新庁舎建設係	45-5523

	課	係	電話番号
4階	商工・港湾振興課	商業振興係、工業振興係、港湾振興係	33-8513
	観光・クルーズ振興課	観光振興係、クルーズ振興係	33-4115
	イベント推進課	イベント推進係	33-4132
	文化振興課	文化振興係、文化財係	33-4533
	農林水産政策課	政策係、営農支援室	33-4117
	農業振興課	農産係、園芸畜産係	33-8751
	フードバレー推進課	流通企画係、輸出促進係、マーケティング戦略係	33-8780
	農地整備課	農地管理係、農地整備係	33-4118
	水産林務課	水産係、森林環境整備係	33-4119
	農業委員会事務局	農地係	33-6342
	教育政策課	教育政策係、学校管理係、学校給食係	33-6131
	学校教育課	指導係、保健体育係、教育支援係	33-6133
	教育施設課	建築係、設備係	33-6134
	教育サポートセンター		33-6142
	復興推進課	復興推進係、まちづくり推進係	33-5128
5階	市民活動政策課	市民活動政策係、第一住民自治推進係、第二住民自治推進係、交通防犯係	33-4482
	スポーツ振興課	管理係、振興係、スポーツプロジェクト推進室	33-4164
	建設政策課	都市計画係、開発景観係	33-4116
	土木課	管理係、道路維持係、道路建設係、河川港湾係	33-4121
	住宅課	市営住宅係、空家対策係	33-4122
	営繕課	建築係、設備係	33-4401
	建築指導課	指導係、審査係	33-4750
	都市整備課	街路係、公園緑地係	33-4123
	下水道総務課	経営係、業務係、水洗化促進係	33-4147
	下水道建設課	計画係、建設係	33-4458
	用地課	用地係	33-6517
	水道局	業務係、工務係、施設管理係	32-7194
	監査委員事務局	監査係	33-4169
6階	デジタル推進課	行革・デジタル推進係、システム管理係	33-4103
	議会事務局	総務係、議事調査係	32-5984

〈広告〉



八代市保健センター

	課	係	電話番号
1階	健康推進課	成人健診係	32-7200

千丁支所

	課	係	電話番号
1階	地域振興課（支所長）	総務振興係、市民サービス係	46-1101
	千丁健康福祉地域事務所		45-5183
	千丁農林水産地域事務所		46-1102
	千丁建設地域事務所		46-1104
2階	選挙管理委員会事務局	選挙係	30-1663
3階	人権政策課	人権同和政策係、啓発推進係、男女共同参画推進室、青少年室	30-1701
	人権啓発センター	(P.52)	30-1711

八代市公民館(旧パトリア千丁)

	課	係	電話番号
1階	生涯学習課	社会教育係、生涯学習推進係、管理係	30-1110

坂本支所

	課	電話番号
1階	地域振興課（支所長）	45-2211
	坂本健康福祉地域事務所	45-2213
	坂本農林水産地域事務所	45-2363
	坂本建設地域事務所	45-2290
	災害復旧課	45-2214

鏡支所

	課	係	電話番号
1階	市民環境課	市民サービス係	52-1115
	地籍調査課	第一地籍調査係、第二地籍調査係、地籍管理係	52-1112
	鏡健康福祉地域事務所		52-7836
2階	鏡農林水産地域事務所		52-7842
	鏡建設地域事務所		52-7820
	地域振興課（支所長）	総務振興係	52-2131

鏡保健センター

	課	係	電話番号
1階	健康推進課	地域保健係	52-5277

東陽支所

	課	電話番号
1階	地域振興課（支所長）	65-2111
	東陽農林水産地域事務所	65-2114
	東陽建設地域事務所	65-2115
	東陽健康福祉地域事務所	65-2113

泉支所

	課	電話番号
1階	地域振興課（支所長）	67-2111
	泉農林水産地域事務所	67-2112
	泉健康福祉地域事務所	67-2176
	泉建設地域事務所	67-2115

〈広告〉

内部解体等の小さな工事から木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・特殊建物等どんな建物も解体します！



総合建物解体工事

大小問わず建物解体工事のことならお任せ下さい！

熊本県知事 許可(特-30)第17639号

Kyousei 株式会社 共生

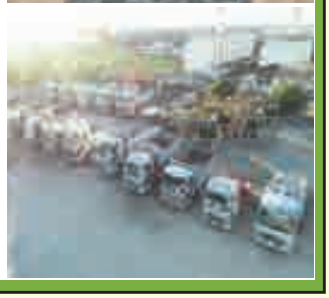
代表取締役 吉田光浩

八代市鏡町内田1572-21

TEL 52-0870

FAX 62-8525





settlement & emigration

定住・移住促進 八代暮らしのススメ

住まい編

空き家バンク（空き家紹介）

市内の空き家情報と市内への移住・定住希望者の情報を登録・紹介（マッチング）することで、空き家の賃貸や売買による活用支援とUIJターン者等の住宅確保支援を行う「空き家バンク」を開設しています。

問 住宅課 ☎33-4122

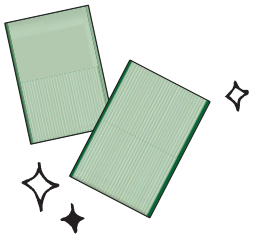
畳表張替促進事業

1枚1,000円

八代産畳表による畳の張替を行う場合、張替にかかる費用を助成します。

● 助成額：畳1枚1,000円
（上限16,000円）

問 農業振興課 ☎33-8751





しごと編

就業資格取得支援助成金

上限5万円

求職中の方や新卒5年以内で八代市内の事業所に在職中の方を対象として就業するうえで有利となる資格、技能向上に役立つ資格の取得を支援します。

● 助成対象：講座の受講費用
教材費用
試験の受験費用
資格の登録費用
● 助成率：1/2（上限額5万円）

問 商工・港湾振興課 ☎33-8513

子育て編

こども医療費助成

全額助成

0歳から18歳（高校3年生相当）までの医療費の自己負担額を全額助成します。

問 こども未来課 ☎33-8721

〈広告〉





株式会社 米本工務店

代表取締役　米本 政彦

〒866-0072　八代市高下西町２２７２－１
TEL：０９６５-３４-７４７５
FAX：０９６５-３４-７４５１
https://yonemoto-koumuten.jp/

「当社はお客様との信頼関係第一で
住宅造りをさせて頂いております」

ずっと八代で暮らし続けたい！
そう思える、うれしい制度や魅力をいくつか紹介します。



交通編



運転免許返納者割引

半額

問 企画政策課 ☎33-4104

路線バス

65歳以上で運転免許証を自主返納した方は路線バスの運賃を半額割引。割引を受けるには、バス事業者から「免許返納者割引乗車証」（有効期限2年）の交付を受ける必要があります。



乗合タクシー

運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」または市が交付する「免許返納者割引乗車証」をお持ちの方は、乗合タクシーの運賃を半額割引します。

他にもいろいろあります！

▶ 移住・定住相談窓口 問 企画政策課 ☎33-4104

Topics

東京圏から移住し
就職や起業等を行う方！



八代市移住支援事業補助金

● 補助対象：

・「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載されている求人に就業した方。
・プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。
・熊本県の起業支援補助金の交付決定を受けている方。
・自分の意思で移住し、移住する前の業務を継続している方。

※詳しくは、お問い合わせください。

● 補助額：
100万円（単身世帯は60万円）

問 企画政策課 ☎33-4104

▶ 移住・定住情報サイト

〈広告〉

熊本県知事許可（般-29）第18364号
西田ボーリング工業
代表者 西田啓克
井戸工事
ポンプ取り付け
八代市水島町2201-14
TEL 0965-32-7379
FAX 0965-32-7379
E-mail：nishidaboring@yatsushiro-city.net

土木一式・型枠一式
八代市排水設備指定工事店（第155号）
株式会社
西村工業
代表取締役 西村紀昭
〒869-5152 熊本県八代市揚町521番地6
TEL（0965）45-9171
FAX（0965）45-9171
E-mail: nishimura-k@chorus.ocn.ne.jp

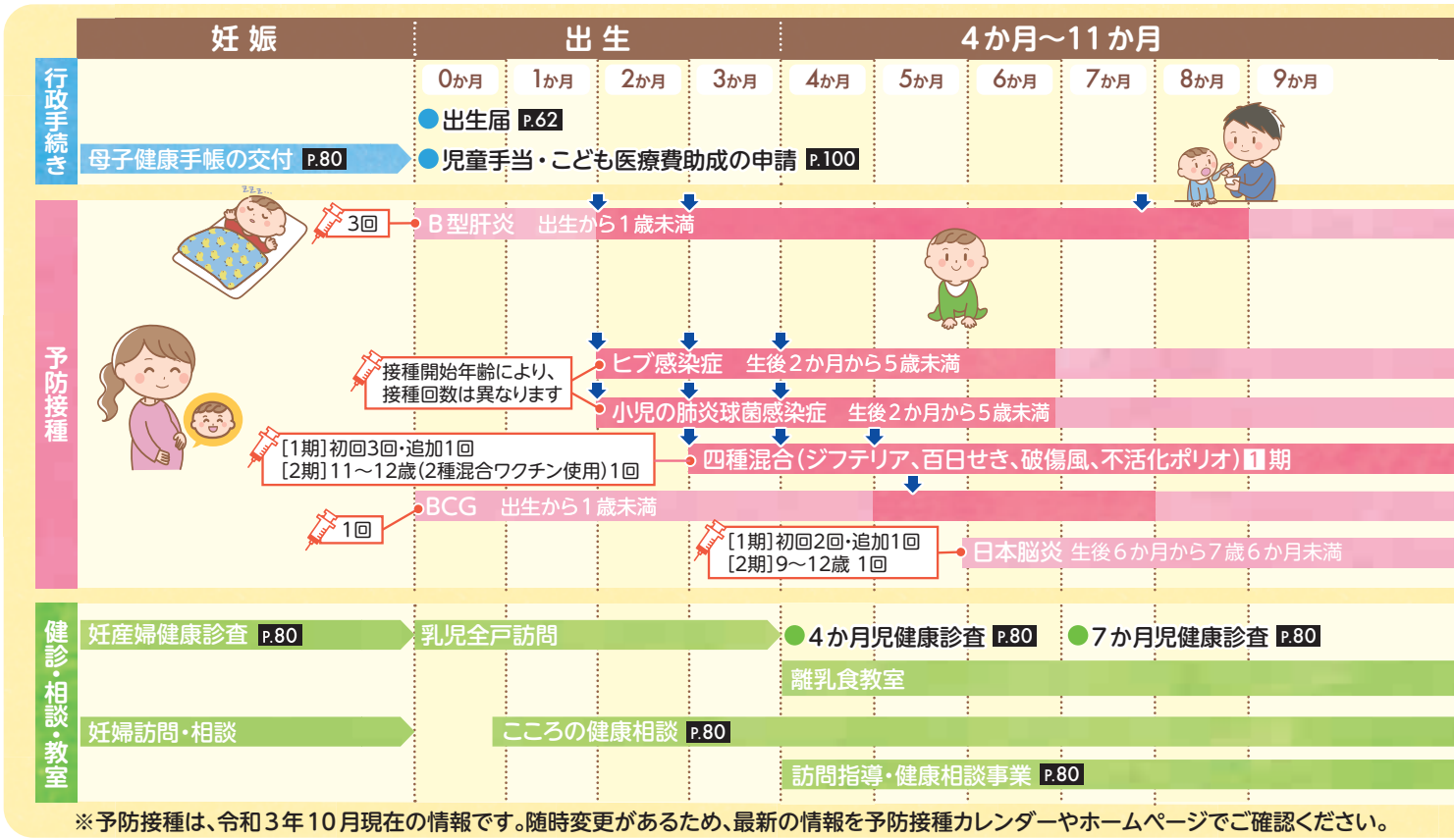
安全・親切・真心
㈲親和タクシー
お気軽にお電話下さい
近くの車を配車します!!
TEL 0965-33-1139
0120-301-140
八代市千反町2-17-5 http://www.shinwa.tank.jp

八代市こそだてカレンダー

妊娠・出産・育児それぞれの時期ごとに、届け出や健診、各種イベントなどの情報をまとめました。八代市での子育てにお役立てください。

子育てに関するお問い合わせ先▶こども未来課☎33-8721
健診・予防接種に関するお問い合わせ先
▶健康推進課☎33-5116(鏡保健センター☎52-5277)

↓接種時期の例　■標準的接種期間　■接種可能期間



※予防接種は、令和3年10月現在の情報です。随時変更があるため、最新の情報を予防接種カレンダーやホームページでご確認ください。

子育ての悩みを解消！ つどいの広場





親子が集まって、自由に遊んだりおしゃべりできます。お気軽にご利用ください。

こどもプラザ　わくわく(イオン八代店2階) ……☎30-7140
こどもプラザ　すくすく(マックスバリュ八代店2階) ……☎32-0404
つどいの広場　ぽけっと(振興センターいずみ2階) ……☎67-3511

子育て支援センター

子育て中の親子のふれあいの場、まなびの場としてご利用ください。

市子育て支援センター(高田東部保育園) ……☎31-7468
南部子育て支援センター(ひので保育園) ……☎33-2393
北部子育て支援センター(しらぬい保育園) ……☎34-1056
ひまわり子育て支援センター(八代ひまわり保育園) ……☎34-7008
鏡子育て支援センター(文政保育園) ……☎52-1219
千丁子育て支援センター(千丁みどり保育園) ……☎46-0088

〈広告〉

おそうじバスターズ 八代
HOME CLEANING CARE
●各種ハウスクリーニング
●エアコンクリーニング
オーダーメイドのおそうじシステム
八代市中片町552-1
TEL 32-9500
株式会社 ミツタ

一生に一度の家づくり
一級建築士事務所 黄木設計室
TEL. 32-6779
ホームページ：黄木設計室で検索

熊本県知事許可 般-27 第3014号
一般土木工事
豊岡土木㈱
代表取締役 豊岡正男
〒866-0065 熊本県八代市豊原下町3377
TEL 0965-32-3619
FAX 0965-45-9136

急病・救急のとき お役立ち情報



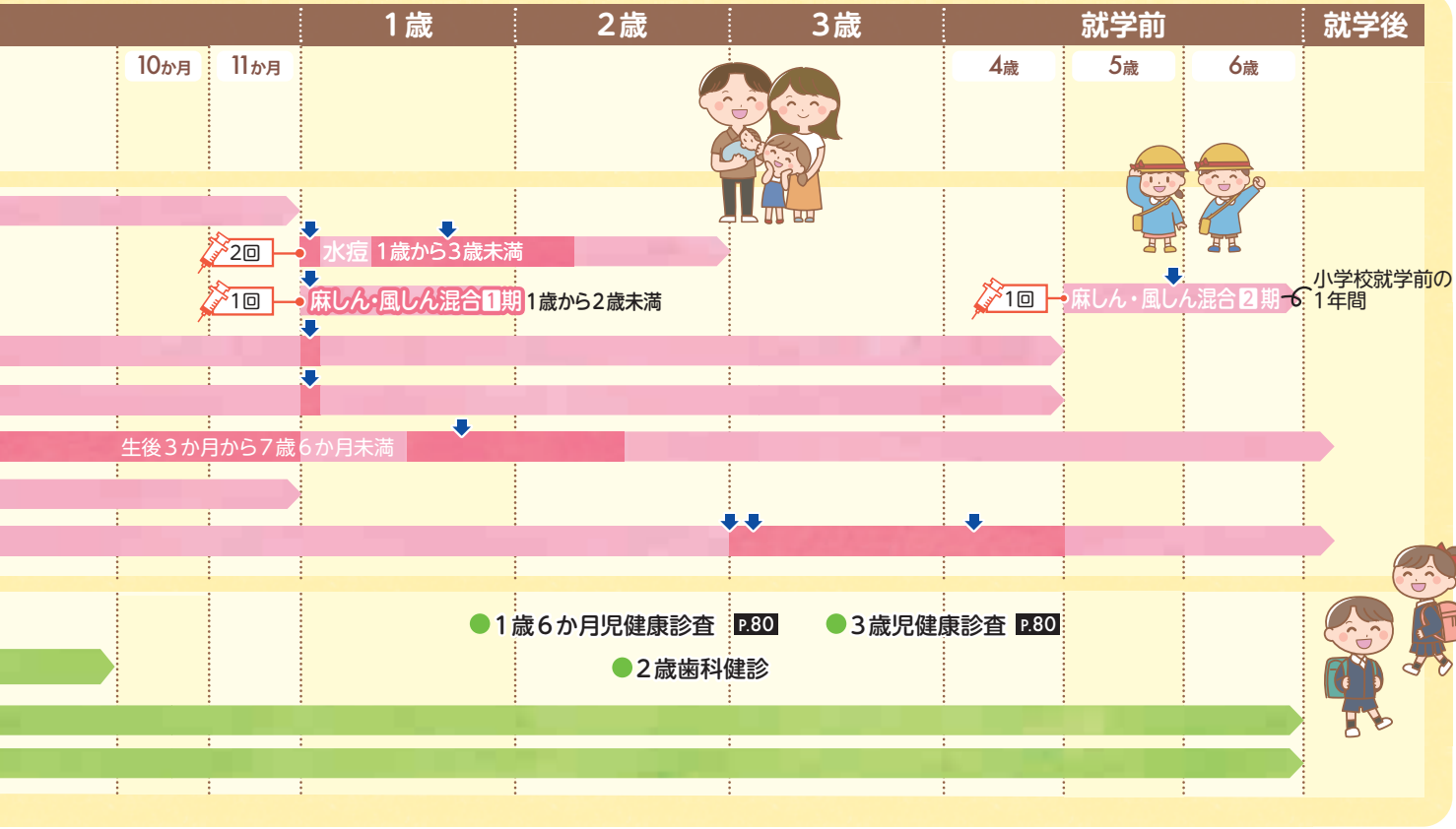
※令和4年1月現在の情報です。

夜間に病気になったら

- ●八代市夜間急患センター …… ☎31-6999
- ●熊本県小児救急電話相談
  - ●平　日 午後7時～翌朝8時まで
  - ●土曜日 午後3時～翌朝8時まで
  - ●日・祝日 午前8時～翌朝8時まで
  - 携帯電話・固定電話(プッシュ回線) …… ☎#8000
  - 固定電話(IP・ダイヤル回線など) …… ☎096-364-9999

インターネットで検索できます

- ●熊本県総合医療情報システム くまもと医療ナビ



もしもの時も安心

病児・病後児保育

病気で登園・登校できない場合などに預かってもらえる場所があります。



- キッズルーム(郡築12番町71-2八代乳児院内) …… ☎32-0544
- キッズケアホーム(横手新町7-18 谷口ハイツ201号) …… ☎32-0544
- 病児・病後児ハウスひかり(新地町1-20-2 八代ひかり保育園横) …… ☎33-5391
- 病児・病後児保育室ハグ・くむ
  (氷川町今151-1　八代北郡地域医療センター内) …… ☎53-5121

地域ぐるみで子育て支援を目指す

ファミリーサポートセンター

育児について助け合う相互援助組織があります。

八代市ファミリーサポートセンター(市役所こども未来課) …… ☎33-8721

原則として午前7時～午後8時(宿泊を伴う預かりは無)

〈広告〉

株式会社 真輝建設
Shinki Construction
代表取締役　浜田 真吾
一般土木工事
石工事
左官工事
外構工事
八代市鏡町芝口 882-6
TEL/FAX 0965-53-8234

涌 土木工事 型枠工事 建築設計施工
株式会社 涌田工務店
代表取締役　涌田悦史
八代市古閑下町2232
TEL 0965-32-3851
FAX 32-4563
E-mail wakuda-k@salsa.ocn.ne.jp


毎度ご乗車ありがとうございます
(有)昭和タクシー
八代市塩屋町2-26 ☎35-4181
訪問介護・介護保険適用タクシー移送
昭和ケアサービス
リフト・ストレッチャー有り
八代市塩屋町2-26 ☎31-0022

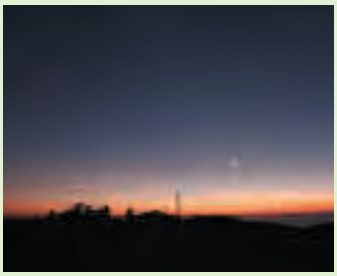
＼八代のおでかけスポットあれこれ／

遊びと学び

親子で遊べる憩いのスポットや学び体験が待っている施設など、気軽に出かけられるところがたくさんあります。







さかもと八竜天文台・八竜山自然公園

八竜山山頂にある天文台です。大型望遠鏡や対空双眼鏡での天体観測、360度見渡せる展望スペースでは、星空教室等を行っています。自然公園内には、コテージやロッジの宿泊施設があり、バーベキューなどを楽しむことが出来ます。

天文台：坂本町中谷は335-2





五家荘平家の里

平家落人伝説を今に伝えるテーマ施設。園内には、展示品や映像、人形パビリオンなどで平家の歴史を紹介する「平家伝説館」や、神楽やイベントが行われる「能舞台」などがあります。

泉町樅木160-1



松中信彦スポーツミュージアム

八代市出身の松中選手の生い立ちを紹介するパネルやトロフィーなどが展示されています。

上日置町4459-1

〈広告〉



港湾、河川、土木工事　一式
潜水工事　しゅんせつ工事　海難救助

八代港湾工業株式会社
Yatushiro Kowan Kogyo Co.,Ltd
代表取締役 河本祐二
熊本県八代市港町 262-18　TEL.0965-37-1421

職人がつくる木と土の家



Mad wall house work shop
土壁の家工房
一級建築士事務所　有限会社 田口技建
(0965)52-7030
熊本県八代市鏡町鏡1159-32
http://www.tsuchikabenoie.com

左官工事一式

(資)三浦組

代表社員　三浦秀巳

八代市高島町4253-5

☎0965-32-3446
FAX0965-32-3576

NEW SPOT

くまモンポート八代



くまもんポート八代は、八代港における国際クルーズ船の受け入れ拠点として、2020年3月に完成しました。くまモンをテーマとした公園が併設され、全長6mのビッグくまモンや54体が並んだくまモン合唱隊など、ここでしか見られない大小さまざまなくまモンがたくさんいます。

港町1丁目25



新八代駅がめさん公園

JR新八代駅に隣接し、多目的広場、ジョギングロード、八代妙見祭りをイメージした笠鉾のモニュメントなどがあります。

西片町



いぐさの里公園

い草の里まつりの会場で、広々とした芝生広場に、ローラーすべり台やスプリング遊具など施設も充実しています。

千丁町新牟田



石橋公園

町のシンボルゾーンとなる公園。町内に散在する石橋のひとつ「重見橋」を移設し、落ち着きのある日本庭園を配して作られています。温泉施設「東陽交流センターせせらぎ」が隣接しています。

東陽町南1007-1



くま川ワイワイパーク

製紙工場跡地に作られた広大な公園。油谷川を挟み、運動ゾーンと遊戯ゾーンに分かれます。

坂本町坂本



〈広告〉

UEMURA 土木・舗装工事
有限会社 上村建設
代表取締役　上村良一
八代市排水設備指定工事店
八代市千丁町新牟田 257 番地 8
TEL 0965-46-0290
FAX 0965-46-2567
E-mail r.uemura1107@viola.ocn.ne.jp

SHIMOSAKI
総合建設業
土木公共工事・民間工事
株式会社
シモサキ建設
代表取締役　下先　正剛
一級土木施工管理技士
〒869-4702
熊本県八代市千丁町吉王丸 953
TEL (0965)46-1212
FAX (0965)46-1221

地元密着の長い実績で今後も施工を行ってまいりますので、よろしくお願いします。
大島建設
創業昭和40年。地元密着の歴史と実績。
八代市井揚町 2456
TEL0965-33-2345
FAX0965-33-2573
建設業（土木）
・外構
・エクステリア
・インターロッキング
・ブロック工事

Light&Human
MIYADEN
IIID 株式会社 ミヤデン
Electric & Machine 総合設備業
電気工事のお医者さん
Dr.Concent
・電気工事一般
・エアコン工事
・オール電化・EV工事他
八代営業所／〒869-4702
八代市千丁町吉王丸 1533
☎0965-45-9266
☎0965-45-9277
URL:http://www.miyaden.co.jp/

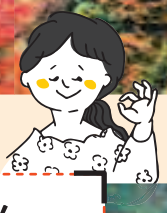
株式会社
You.S工業
業務内容
機械器具設置工事一式
配管工事一式
製　缶
©2010 熊本県くまモン #K34233
〒869-4704
八代市千丁町古閑出 1428-1
TEL 0965-45-9497
FAX 0965-45-9498

八代のおでかけスポットあれこれ

自然と癒し

美しい景観や心癒される温泉など、
自然に恵まれた八代では、
豊かな時間を過ごすことができます。





梅の木轟公園吊橋

五家荘最長の吊橋。橋長116m、高さ55mで橋の中央に立って谷底を見ると足がすくむ程のスリルがあります。

泉町



楤木の吊橋

あやとり橋としゃくなげ橋の上下2つの親子橋です。泉町

せんだん轟の滝

高さ70m。滝壺の近くまで遊歩道が続き、轟音を立てながら一気に下る迫力ある姿を間近で見ることができます。

泉町

70m





梅の木轟の滝

高さは38mの何段にも重なり合って落ちてくる荘厳な滝。梅の木轟公園吊橋が完成するまでは幻の滝といわれていました。

泉町

38m

〈広告〉

総合建設業
五徳創建株式会社
熊本県知事（特－28）第8307号
（特－29）
◆土木工事　◆重機土工事
◆建築工事　◆給排水設備工事
◆空調設備工事　◆上下水道工事
◆総合解体工事
解体から新築までお気軽にご相談下さい
〒866-0051
熊本県八代市麦島東町10-16
TEL.0965-35-3366
FAX.0965-35-3367

電気設備工事・空調設備工事設計、施工
熊本県知事許可（般-3）第17070号
FUKAGAWADENSETSU
株式会社深川電設
代表取締役　深川浩司
〒869-4222
熊本県八代市鏡町両出1261番地1
TEL.0965-52-5321
E-MAIL　fukaden119@yahoo.co.jp
https://www.fuka-den.com

熊本県知事 許可(般-27)第10255号
有限会社建工
代表取締役　山下 保
土木工事
八代市坂本町荒瀬4143-1
TEL (0965)45-3179



日奈久温泉

狭い路地が入り組んだ懐かしさを感じさせる風情ある古い町で、開湯600年の歴史を誇ります。路地裏には地元の人しか知らない隠れたスポットがいくつもあります。

日奈久









さかもと温泉センター「クレオン」

自然を満喫しながら楽しめる露天風呂をはじめサウナ、家族風呂などがあります。レストランもあり一日ゆっくりと過ごすことができます。

坂本町川岳1091



広域交流センターさかもと館

令和2年7月豪雨により被災しましたが、現在は仮設販売所にて坂本町の特産品等の販売を行っています。

坂本町荒瀬1239-1



坂本憩いの家

中庭を眺めながら入浴できる内風呂に広々とした休憩室や売店もあり、ゆっくりとくつろぐことができます。さかもと温泉センターの元湯になります。

坂本町鶴喰893

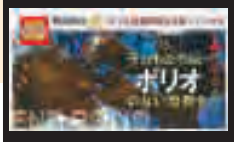
〈広告〉

株式会社 八代プレハブ
〒869-5151 熊本県八代市敷川内町 2469 番地 2
フリーダイヤル 0120-78-0515



ホームページからでもお見積り依頼が出来ます。
http://www.y-prefab.co.jp　年中無休 24 時間受付

ENEOS
100 メートル全力疾走
株式会社 ゼロワン
代表取締役 松 岡 隆 志
〒866-0072 熊本県八代市高下西町 1827
TEL 0965-31-1101
FAX 0965-33-2182
URL http://zero1v00v.servicestation.jp/



私たち株式会社ゼロワンは、ＳＳでの洗車収益の一部を八代南ロータリークラブを通じてポリオ撲滅に寄付しています。

自然があって、人がいて、技術がある
西技工業株式会社



大平営業所
八代市坂本町坂本2456-1
TEL（0965）45-2800

将来に向けた事業提案
不動産
KFJ
株式会社 フロンティア事業企画
不動産事業全般
㈱トヨオカ地建 創業者　代表取締役　豊岡幸夫
お気軽に御相談下さい。
TEL 0965-34-9888
熊本県八代市豊原下町4180番地5
Mail:toyooka@frontier-plan.com

土木・生コンクリート



株式会社 宮崎建設
代表取締役　宮崎　浩昭
事務所 〒869-6115 八代市坂本町荒瀬 6330
TEL(0965)45-3375 FAX(0965)45-3881
生コンクリート部
TEL(0965)45-3438
E-mail：miyazaki@sakamoto-catv.jp

＼八代のおでかけスポットあれこれ／

歴史と文化

この地で重ねた歴史と伝統を
今に伝える文化財や遺産は、
これからも大切に受け継がれていきます。

国指定名勝







松浜軒

元禄元年（1688）、八代城主松井直之公が母崇芳院尼のために建てた茶庭。当時この辺りには松が茂り、八代海を見渡せる浜辺だったため松浜軒と名づけられ、別名「浜の茶屋」とも呼ばれていました。北の丸町3-15





国指定史跡

八代城跡

元和5年（1619）の大地震でそれまでの麦島城が崩壊したため、加藤正方が麦島城北方に新たに築きました。現在に残る本丸跡は、公園として整備され春には桜の名所となります。

松江城町

市指定有形文化財





日本遺産「八代を創造した石工たちの軌跡
～石工の郷に息づく石造りのレガシー～」
〈令和2年6月19日認定〉

笠松橋

明治2年（1869年）橋本丈八（あくる年、橋本勘五郎となる）によって架橋したと記録されています。現在は、周囲も含めて公園として整備され、夜間にはライトアップされた美しい風景が人気です。

東陽町河俣字久木野

〈広告〉

建築・設計舎
アーキトレーブ
〒866-0885 熊本県八代市永碇町 724-2
TEL&FAX 0965-31-7079
E-mail:m.tenon@chive.ocn.ne.jp

《設計施工・保守点検》
電気設備工事
太陽光発電設備工事
オール電化工事
空調設備工事
ウエイバー
株式会社 ウエイバー
代表取締役社長　穂波 賢二
〒866-0891　熊本県八代市古閑浜町2752-1
TEL 0965-62-8238　FAX 0965-62-8292
HP: www.waver-eiectric.com

atsushiro NEON DENKO
シート加工
ネオン制作・修理
チューブネオン製作・修理
LED文字
ステンレス文字
カルプ文字
のぼり旗
横断幕
アクリル加工
有限会社 八代ネオン電工
TEL 0965-32-2919

国指定名勝





水島

「日本書紀」に、景行天皇が九州巡行でこの地を訪れたと伝えられている島で、万葉集にも長田王が歌を2首詠んだ景勝地です。

水島、八代海

国指定史跡・市指定有形文化財



春光寺

細川綱利により松井家の菩提所として落成しました。古麓町に春光寺を創建させました。西南の役では、この地は戦場となり所々に弾痕が残っています。「松井家墓所」として国史跡「八代城跡群」を構成しています。古麓町

国指定史跡



大鞘樋門群

鏡町は元禄年間から数多くの新地干拓により、その面積を増やしてきた地区で、大鞘樋門群は、千丁町との境を流れる大鞘川に造られました。

鏡町両出・千丁町古閑出

県指定重要文化財



八代神社（妙見宮）

地元では妙見さんと呼ばれています。上宮、中宮、下宮の三宮からなり、日本三大妙見の一つといわれています。境内には、妙見祭の出し物の常設展示館があります。妙見町401



東陽石匠館

石造りアーチのめがね橋を築造したことで有名な石工集団「種山石工」を紹介する資料館。

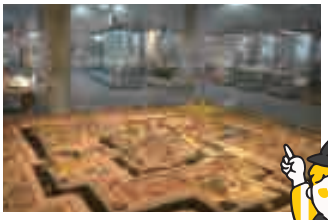
東陽町北98-2

八代市立博物館 未来の森ミュージアム

旧八代城主である松井家に伝来した様々な美術品を中心に、過去から現在に至るまでの八代の歴史と文化を紹介する博物館。

西松江城町12-35

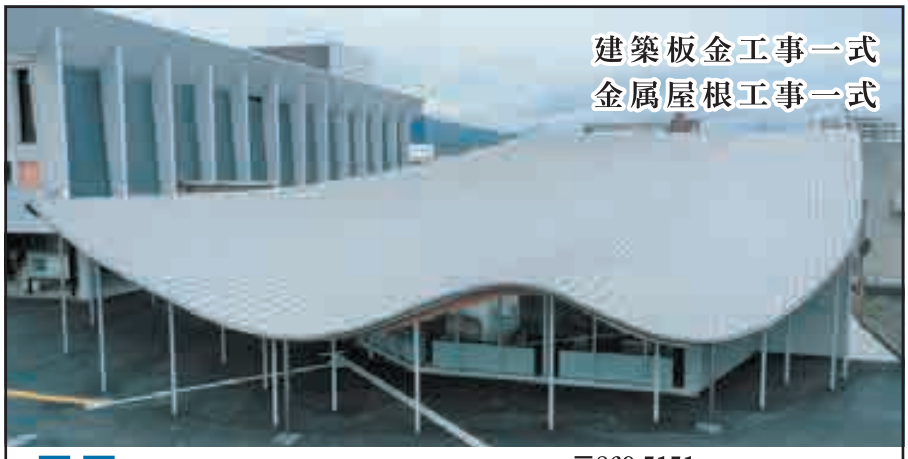




▲八代城模型は常設展示



〈広告〉



MATSUMOTO ROOF SHEET METAL INDUSTRY
松本板金工業株式会社
代表取締役　松本 健二
〒869-5151
熊本県八代市敷川内町 2714-1
tel.0965-35-3155
fax.0965-35-3156

1300年以上の歴史を持つ
八代市民のよりどころ
八代神社
妙見宮
妙見町405番地
☎ 32-5350
FAX 37-7400

八代の風物詩 1



八代妙見祭

ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」
平成28年12月1日 登録

国指定重要無形民俗文化財。妙見町にある八代神社（妙見宮）の秋の大祭で、江戸時代から続く熊本県を代表する秋の祭礼行事です。獅子や笠鉾、亀蛇、花奴、木馬、飾馬など、江戸時代から受け継がれてきた伝統ある出し物が数多く参列し、絢爛豪華な時代絵巻として観るものを魅了します。

開催日
- ▶神幸行列（お下り）・御夜／11月22日
- ▶神幸行列（お上り）／11月23日

〈広告〉



■解体の事なら全てお任せ!
―見積無料―
(有)岡崎工業
●産業廃棄物の処分迄トータルで安心施工
★廃棄物（不要物）等の収集・処分も当社にお任せ下さい!
八代市郡築七番町 2-1
☎ 0965-33-1967
FAX 0965-32-3028
okazaki-kogyo@magma.jp



熊本県知事許可（般-29）第16376
電気工事業 / 電気通信工事業 / 水道施設工事業
土木工事業 / 鋼構造物工事業 / とび・土工工事業
大祐電気株式会社
DAIYU DENKI
一般電気設備業
光ケーブル工事
空調設備工事
高圧・特別高圧電気設備工事
ＬＡＮ工事
給排水設備工事【各種設計・施工】
熊本県八代市長田町3060番地1
TEL(0965)80-4226 FAX(0965)80-4028

時代絵巻さながらの八代固有の伝統行事



獅子（しし）

元禄時代の八代城下の豪商・井桜屋勘七が妙見祭に取り入れたのが始まりと伝えられています。雄獅子は角が２本で赤と白の衣装をつけ、雌獅子は角が１本で赤と黄色の衣装をつけています。



御夜（ごや）

妙見祭の前夜祭。笠鉾や亀蛇の展示やさまざまなイベントも行われ、祭り気分を盛り上げます。

祭



神輿（みこし）

妙見祭の神輿は、平成10年に新調されました。古い神輿は、寛永13年（1636）、細川三斎が寄進したもの。平成15年に笠鉾9基とともに熊本県の重要有形民俗文化財に指定されています。



笠鉾（かさぼこ）

八代城下の町々から奉納されており、全部で９基あります。それぞれ商売繁盛や不老不死、子孫繁栄を意味するおめでたい飾りがつけられています。



神馬（しんめ）

神馬は代々、八代城主の愛馬の中から出されていました。現在では田中町から奉納され、田中町から出ない場合は希望者の中から抽選で決めています。

令和3年7月 OPEN!

お祭りでんでん館

（八代市民俗伝統芸能伝承館）



八代妙見祭や神楽、棒踊り、女相撲など市内各地に伝承する祭りや芸能の魅力を広め、未来に伝えていくための施設です。楽しみながら民俗芸能を学ぶことができます。

西松江城町1-47　37-8737

〈広告〉

土木一式・とび
土工・解体工事
しゅんせつ工事
八代市下水道排水設備指定工事店
熊本県知事許可第 694号
㈱東営建設
代表取締役　山田 洋平
八代市弥生町 3-13
TEL 0965-33-3035
FAX 0965-34-3677

MATSUMOTO KENSETSU
松本建設株式会社
代表取締役社長 松本幸夫
本社　熊本県八代市出町８番２５号
TEL 0965-34-1410㈹
FAX 0965-34-1411
E-mail matsuken@fancy.ocn.ne.jp


お米・自転車・灯油　販売
オートバイ販売・車検致します！
中町サイクル
上村米穀店
レンタルバイクも致します。
50cc ～ 400cc
八代市田中東町 24-12
TEL (0965)33-9500（上村米穀店）
TEL (0965)33-9317（中町サイクル）
配送 携帯 090-3328-9488


営業種目
鳶工事
足場組立解体
生コン打設
土木工事
解体工事業
産業廃棄物収集運搬
熊本県知事許可 第 15873 号
KSC
有限会社 ケイ・エス・シー
取締役 原田一哉　（一級土木施工管理技士 / 一級とび技能士）
〒869-4615 熊本県八代市川田町東 60 番地　TEL (0965)53-6000　FAX (0965)53-6001

八代の風物詩 2

やつしろ全国花火競技大会

全国の有名花火師たちが勢揃い
夜空を彩る豪華絢爛な花火競技大会



第32回やつしろ全国花火競技大会「夜空に咲く」片桐 宏子さん

開催日 10月第3土曜日

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期となる場合があります。

〈広告〉

■ 重軽量鉄骨
■ ステンレス工事の設計・施工
■ 国土交通大臣認定
〈Mグレード〉鉄骨製作工場

株式会社 長尾建設工業
代表取締役 長尾憲一
〒869-4704 八代市千丁町古閑出 256-5
☎0965-46-1651
FAX 0965-46-2651
E-mail:nagaotetu@.ocn.ne.jp

見えない部分にもチカラを入れた
「妥協しない塗装・防水工事」
熊本県八代市で塗装工事や防水工事を手がけている有限会社清健塗工です
建築塗装・防水工事
内装工事・仮設足場
住宅、ビルのリフォーム
JKセイケン
熊本県知事許可（般-31）第15673号
塗装工事 防水工事全般
熊本県八代地区塗装業組合
有限会社 清健塗工
〒866-0011 八代市井揚町 2678-8 TEL0965-35-4946 FAX0965-37-6320
戸建て
アパート・マンション
工場
橋梁

北は秋田県から南は鹿児島県まで、全国の有名花火師たちが技と華麗さを競い合い、市内はもとより九州内外から多くの観客が訪れ、秋の夜空を彩る芸術に酔いしれます。当日はエフエムやつしろ（76.5MHz）が交通情報、花火の解説をライブ中継します。お出かけ時にはＦＭラジオを忘れずに。



近年の フォト・コンテストから 優秀作品をご紹介！


A


B


C


D


E


F

A:「Let's party!」小野貴司さん（第31回）/B:「やつしろの夜空」日當國親さん（第29回）/C:「球磨川に輝くオーロラ」久保田正史さん（第30回）/D:「鮮やかな彩り」森永秀志さん（第30回）/E:「ブルーライトやつしろ」河本ふみえさん（第29回）/F:「雨に咲く」森口 昭十四さん（第29回）

〈広告〉

YAZUMI
株式会社
矢住陸運
代表取締役社長　矢住貴子
八代市中片町237
TEL 34-6116 FAX 34-6118

EXCEL PLANNING
イベントＭＣ・披露宴ＭＣ・式典ＭＣ
選挙ウグイス・イベントプロデュース・ＰＡ他
代表　矢住貴子
E-mail:takako@ekuserukikaku.jp


次代はDX推進へ
株式会社
八千代コンサルタント
支社 〒866-0875 熊本県八代市横手新町2-21
TEL (0965)35-5550
FAX (0965)35-5560

各種プラント制御盤設計制作
計装工事設計施工
一般電気工事・空調設備工事
KDK
株角栄電設工業
八代市大島町4865-32
TEL 0965(37)2566　FAX 0965(37)2988
従業員募集しております。
詳しくはお問い合わせください。

忠
SANKYO
環境にやさしい
郷土づくりをめざします
合資会社 三共建設
SINCE 1948
〒866-0861 熊本県八代市本町1丁目13-22
E-mail:sankyo.n@aurora.ocn.ne.jp
TEL 0965-35-2611 FAX 0965-35-2631


環境美化宣言
有限会社 ティ・エム・ディ
○一般廃棄物収集運搬業
○産業廃棄物収集運搬業
○解体業
○油水分離自動回収装置製造/施工/販売
八代市千丁町古閑出253-5
TEL0965-30-1266

八代の風物詩 3

八代市には1年を通じて伝統的な行事やお祭り、イベントがあります。
ずっとお住まいになられている人も、転入された人も、ぜひ、この機会にお出かけください。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期となる場合があります。


A

2月中旬～3月上旬
「やつしろ」のお雛祭り
国指定名勝「松浜軒」をはじめ、市立博物館、商店街や日奈久温泉街など、市内各所にお雛様が飾られます。A

3月上旬（令和5年より）
九州国際スリーデーマーチ
八代地域を舞台に新緑の美しい自然を満喫しながら、旧跡・名所等を結ぶコースを3日間にわたり歩く祭典です。B
※日程等については、調整中です。


B

3月最終日曜日
日奈久温泉スプリングフェスタ（日奈久温泉六郎神社感謝祭）
今から約六百年前、日奈久温泉を発見した浜田六郎に感謝するお祭りです。櫛山ウォークや宝探し、ちくわ焼き体験が行われます。


C

4月～11月
やつしろ舟出浮き
漁師さんの船に乗り、八代の伝統漁法を間近で見学し、獲れたての海の幸を無人島でご賞味いただく海のレジャー。C


D

5月第4日曜日
ふる郷愛鏡祭
特産物の展示・販売、じゃがいも掘り体験・魚のつかみどり体験など多彩なイベントが行われます。

6月上旬（第1土・日曜日）
平家いずみお茶まつり
お茶や柚子など特産品の品評会や展示即売、ステージイベントが催され、多くの人が訪れます。D


E

盛夏土用丑の日
日奈久温泉丑の湯祭り
この日に入浴すれば、温泉の効き目が千日分に匹敵することから始められました。温泉街をお神輿等の神幸行列が練り歩きます。E




F

8月上旬
八代くま川祭り
市民総参加の夏祭り。みこしやステージイベント、約5000人の総踊りの他、本町土曜市も開催。F


G

9月
九月は日奈久で山頭火
昭和5年9月に「山頭火」が日奈久を訪れたことを記念し、1ヶ月間催しが行われます。G

〈広告〉

有限会社
興南測量設計事務所
国土交通大臣登録　第（8）14961号
（一社）熊本県測量設計コンサルタンツ協会員
〒866-0895　熊本県八代市大村町3937-4
TEL (0965)43-1066
FAX (0965)46-1619
E-mail kounan-s@giga.ocn.ne.jp

安全施設工事全般・一般土木
● 交通安全施設工事
● 一般土木工事
● 外柵工事
株式会社
MATUTOMI工業
県知事許可（般-2）第 17827 号
〒869-4221　熊本県八代市鏡町宝出 222
TEL FAX (0965)52-3132
HPはこちら▶
https://www.matutomi-kougyo.com/
ym.matutomi@tiara.ocn.ne.jp

豊かな創造 ここち良い空間
営業種目
一般電気工事・空調設備工事
リフォーム全般・住宅設備工事
電気自動車用急速充電器工事
株式会社 タキスタイル
建設業許可　国土交通大臣許可　一般第26551号
電気工事業　経済産業大臣届出　第26008号
本　社
〒869-4202　八代市鏡町内田30-2
電話 0965-45-5196
FAX 0965-45-5197
沖縄支店
〒903-0104　沖縄県中頭郡西原町兼久186番地
電話 098-988-9953　FAX 098-988-9954
URL http://takistyle.ezpage.jp　タキスタイルで　検索


H

10月第3土曜日
やつしろ全国花火競技大会H

10月第3日曜日
せんちょう い草の里まつり
い草・い草製品品評会出展作品の展示やい草みこしなどが行われるおまつりです。

10月下旬（第4日曜日）
東陽しょうが祭
東陽町の特産品であるショウガの収穫祭。多くの観光客が訪れます。I


I

11月頃
みなと八代フェスティバル
海上自衛隊や海上保安庁の艦船が入港し、ヨット・モーターボートの体験クルージングなど海に親しむイベントです。J


J


L

11月第2日曜日
坂本ふるさとまつり
坂本町内の各種団体が「食」をテーマの中心に開催する祭りで、坂本名物の「坂本ぼたもち」や坂本産のお米などが販売されます。K



K

11月22・23日
ユネスコ無形文化遺産 八代妙見祭

12月31日
火流の彩（ひなぐいろ）
日奈久温泉の繁盛を祈願する年越しイベント。多くの竹灯籠が灯され、幻想的な雰囲気を醸し出します。L

〈広告〉

電気・空調
弱電工事全般
サービスで信頼のおつきあい
イトウ電設
☎33-9017
FAX 33-9576
代表 伊藤裕明
八代市植柳下町1266

株式会社
アクト冷熱
代表取締役 田島 厚
・空調設備工事
・各種メンテナンス
・電気設備工事
・ルームエアコン取付工事
八代市千丁町新牟田90-10
TEL/FAX 46−2823


農業をもっと楽しく、野菜をもっと美味しく
九州の野菜で食と暮らしに笑顔を
▲ホームページはこちら
https://agri-uki.com
九州の温暖な気候を利用して九州山脈のふもとで、こだわりの野菜を生産する野菜のプロ集団です。熊本を中心に、鹿児島・宮崎・佐賀・長崎・大分の6県にまたがり多くの生産者及び農業法人の協力体制をもとに野菜の生産から販売までを行っています。
株式会社 アグリファーム宇城（本社）
〒869-0611 熊本県宇城市小川町東海東105
TEL.0964-43-3331／FAX.0964-42-7500
株式会社 アグリファーム宇城 八代冷蔵倉庫
〒866-0893 熊本県八代市海士江町2576-1
TEL.0965-62-9200／FAX.0965-62-9300

八代市の特産品

よかもん うまかもん

ギネスブックにも認定された
世界最大の柑橘類

晩白柚（ばんぺいゆ）

八代を代表する果物。とてもさわやかな香りをはなち、その実は果肉だけではなく、皮もお菓子などに使われます。世界最大級の柑橘類で重さは平均約2kg。直径は20㎝を超え、最大のものはギネスブックにも登録されています。収穫期間は12月～2月。

問 観光物産案内所 ☎35-6627



ギネスに認定された晩白柚は、重さ5,386g、直径27.2㎝。通常の2倍程の大きさで、バスケットボール程の大きいサイズです。（令和3年1月に収穫、1月20日認定。）



よかもん

晩白柚せっけん「ゆ」



よかもん

ばんぺいゆ風呂のかほり



うまかもん

晩白柚ペーストを使ったカクテル「マキシト」



うまかもん

まるごと晩白柚ケーキ



うまかもん

晩白柚漬



うまかもん

まんまる果実晩白柚



うまかもん

ぺいゆソフト



うまかもん

爽！晩白柚ジュレ



うまかもん

晩白柚ゼリー

〈広告〉



FRESH DIRECT

株式会社 フレッシュダイレクト
パートさん募集中！ ご相談下さい！

農作物の商品開発
生産者からの仕入
トマトの選果業務
人参の選果業務
茄子の選果業務

八代事務所 〒869-4704 八代市千丁町古閑出2502
TEL:0965-30-1860 FAX:0965-30-1855
熊本事務所 〒861-2401 阿蘇郡西原村鳥子1007
TEL:096-279-4328 FAX:096-279-4329
合志事業所 〒861-1104 合志市御代志字高良木499-3
TEL:096-288-4881 FAX:096-288-4882

日本一の生産量を誇る

トマト

「はちべえトマト」や「塩トマト」は特に有名。八代平野で栽培されるトマトは害虫を寄せ付けないための黄色蛍光灯や防虫テープなど、出来る限り農薬を減らす方法をとっています。





うまかもん

えっ！トマト



うまかもん

はちべえトマト加工品



うまかもん

トマトジュース

うまかもん

カラフルトマトのタルト



うまかもん

とまとラーメン

500年の歴史を誇る
日本一の生産地

いぐさ

八代でいぐさの栽培が始まって500年以上となり、現在では国産畳表の9割以上のシェアを誇り、また歴史的文化財の再生にも使用されています。いぐさは空気清浄機能や湿度調整機能などの多くの機能や香りのリフレッシュ効果を持ち、畳という形にこだわらず、いぐさの新しい可能性が広がっています。

よかもん

屏風



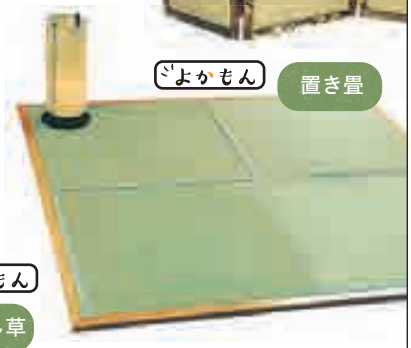
よかもん

座布団



よかもん

置き畳



よかもん

縄のれん

よかもん

いやし草

よかもん

草履

〈広告〉



木材販売・エクステリア・物置
不動産売買・賃貸の仲介

Home マルヤマホーム
株式会社 マルヤマ

本 社 〒866-0044 八代市中北町3619 ☎0965-34-2724
営業所 〒866-0042 八代市蛇籠町2-19 ☎0965-32-1771
不動産 〒866-0044 八代市中北町3619 ☎0965-32-1919
Web http://www.maruyama1930.com

「野海堂・日は昇る・明るい農村・萬緑・黄吟 大和一・雲雀・菊鹿シャルドネ」正規取扱店



Instagram 宮崎酒店

0965-32-2627
FAX 0965-31-7150

20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

LIFE

畳・襖・障子・網戸・いぐさ製品
熊本県最優秀技能者県知事賞受賞



人気のへりなし（琉球畳）や薄畳も
匠の技で製作いたします。
県内の重要文化財の指定を受けた施設も
当社が多数施工しています。





施工実績 35万畳

日本の畳文化を紹介した外務省制作のメディアに出演しています
TV 劇的ビフォーアフターでこだわりの畳つくりました！

カビやダニの発生を抑制する機械で畳をお掃除して納品いたします！

熊本県畳工業組合・全日本畳事業協同組合加盟店　安心の畳総合保険加入
一級技能士2名・品質管理士2名・安全衛生責任者1名が製作いたします。

ひきた たたみてん
創業97年 疋田畳工場
0120-935-193
本町店・高島工場 八代市高島町4174
TEL(0965)34-6551

八代市の特産品

自然に恵まれた八代、四季折々の特産品をご紹介

問 観光物産案内所 ☎35-6627

八代は、東に九州山地が連なり西に八代海が広がり、平地には日本三急流の球磨川をはじめ氷川などの清流が流れています。四季折々に各地域の特色をいかした特産品をぜひご堪能ください。



うまかもん

生姜

全国有数の産地である東陽町の生姜は棚田で種付けから収穫まで主に手作業で行われます。清流を引いた美しい水を使い、手間をかけた生姜は味、香りともに高い評価を得ています。



うまかもん

日奈久ちくわ

古くから日奈久温泉の特産品として知られています。

うまかもん

からし蓮根

シャキシャキとした歯ごたえの蓮根と鼻にツーンと抜けるからし味噌の風味はクセになります。



うまかもん

椎茸

五家荘一帯で栽培される椎茸は、香り高く、肉厚で柔らかな食感が特徴です。





うまかもん

じゃがいも

「愛ポテト」の愛称で知られ、県内一の収穫、出荷を誇るメークイン種の白いじゃがいもです。



うまかもん

青のり

日本三大急流のひとつ球磨川の恵みで育った風味豊かな「スジアオノリ」です。ミネラルが豊富で食物繊維も多く豊かな風味とくちどけが特徴です。



うまかもん

鮎

球磨川の急流で育てられることにより、その身は引き締まり、とても上品な味です。



うまかもん

はまぐり

八代で水揚げされるものの多くは、日本で古くからなじみのある在来の“ハマグリ”。



うまかもん

牡蠣

近年新たに八代で養殖が始まり、冬から春にかけて水揚げされます。



うまかもん

とうふの味噌づけ

平家の落人たちが保存食として作っていたものだと伝えられています。



うまかもん

柚子

皮質、香りとも品質が高く、「柚子こしょう」や「柚子ぽん」など多くの加工品が作られています。

〈広告〉



匠の技が光る



よかもん
高田焼

約370年の歴史と伝統を持つ、熊本を代表する焼物。別名「八代焼」とも呼ばれます。



よかもん
日奈久竹細工

一つひとつ手作りされており、繊細な細工と上品な色使いは、まさに職人の成せる技。





よかもん
鍬

切れ味はもちろん、使用感も抜群です。



よかもん
手漉き和紙

越前式の流れを汲む手漉き和紙です。





よかもん
手打ち刃物

切れ味が鋭く耐久性に優れてます。

よかもん
鯉のぼり

よかもん
武者絵のぼり

端午の節句に欠かせない鯉のぼりと武者絵のぼり。



うまかもん
お茶

寒暖激しく、霧深いという泉町特有の気候が豊かな風味を育んでいます。

〈広告〉

全国高級種苗・各種特約店
農園芸用資材・ビニール
農薬・特殊肥料＝取扱

有限会社 ひごや種苗本店

一般社団法人 日本種苗協会 会員番号 43－032 号

〒866-0031 八代市新浜町 1-1（総合市場内）
TEL(0965)35-1351 FAX32-9661

八代市
暮らしの便利帳

市役所・支所のご案内

開庁時間 平日 8:30～17:15
但し、12月29日～翌1月3日を除く

八代市役所

33-4111
松江城町1-25

鏡支所

52-1111
鏡町内田453-1

坂本支所（仮設）

45-2211
坂本町坂本1051-2

千丁支所

46-1101
千丁町新牟田1502-1

東陽支所

65-2111
東陽町南1105-1

泉支所

67-2111
泉町柿迫3131

いざというときに…46
直面する危機への備え……46
緊急避難場所リスト……50
避難所生活での心得……52
自助、共助、公助で備える……53
防災情報の入手方法を知りましょう……54
緊急時のテレホンガイド……56

人権・相談……58
人権政策・人権相談・人権啓発センター……58
八代市市民相談室……59
八代市消費生活センター（八代市・氷川町・芦北町の相談センター）……60

手続き……61
住民票・戸籍など……61
通知カード・マイナンバーカード……63
印鑑登録……64
諸証明の窓口以外の交付……64

暮らし……67
ごみ……67
ペット他……69
火葬場（斎場）……70
し尿・浄化槽 清掃関係……70
住宅・土地……71
道路……72
河川……73
公園……73
水道……74
下水道……75

税金……76
市税……76

保健・福祉・医療・年金……79
保健事業……79
国民健康保険……81
後期高齢者医療制度……84
介護保険……86
高齢福祉……89
障がい者・障がい児福祉……93
児童福祉……96
ひとり親家庭への福祉……100
生活保護……102
生活困窮者自立支援……102
救急医療……103
国民年金……104

学校教育……105
基本方針……105
幼稚園（市立）……105

〈広告〉



行政ガイド Index

Yatsushiro city guidebook

「八代市 暮らしの便利帳」は令和4年1月現在の情報を掲載しています。今後、社会情勢の変動などにより内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報について不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

※課・係等の名称については、機構改革等により変更になる場合があります。

小・中学校……105
高等学校・大学等進学者等への奨学資金の貸付け……107

産業・経済……108
商工業……108
所管施設……108
農林業……109
フードバレーやつしろ(6次産業化・農商工連携・国内外販路開拓)……111
農業委員会……112

選挙・議会・広報・広聴……113
選挙……113
議会……114
広報・広聴……114

スポーツ・学び……116
スポーツ・文化・生涯学習……116

公共施設等一覧……121

八代市の公共交通……123



〈広告〉

こころの専門病院として、若年の認知症も超高齢患者様でも終身医療が受けられます。

高田病院

軽症・寝たきり・年齢に関係なく、どなたでもご相談を承ります。

●介護保険に関係なく、自立の方・問題行動のある方でも入院できます。
●内科・精神科、終身型の入院が可能です。入院期間の制限はありません。

■診療時間 ── 月～金 9:00～17:00　■受付時間 ── 9:00～16:00
■休　　診 ── 土・日・祝

初診の方はご予約をお願いします



高田病院
内科／精神科　八代市豊原下町 4001
TEL 0965-33-1191
https://www.kouda-hospital.com

悩む前にまずご相談下さい！

相　続
土地や建物、その他の財産を相続したときの手続き
● 相続により引き継がれた財産（不動産）の名義を変更

会社登記
会社を設立するとき、会社の定款を変更するときの手続き
● 株式会社設立登記
● 役員変更・増資・定款変更・合併・解散 などの登記

■ 不動産・会社登記 ■ 裁判手続き ■ 遺　言 ■ 成年後見

未処理放置登記などの問題はお任せください！



司法書士
辻　将人

Tsuji judicial scrivener office

tsuji司法書士法人
不動産、会社等の登記、各種法律相談
お問合せ先 ☎0965-62-8586
八代市田中西町 5-7-2（臨港線田中町交番隣り）
e-mail:masato@tsujioffice.com

色あせ キズ等 修正いたします
新旧様々な写真の組合せパネルも作成します



アルバム整理 や データ化 お手伝いいたします



ご家庭にあるスナップ写真から大きなプリントできます
肖像（顔写真）や お一人の取出しも可能です

早めの終活写真も撮影しています

八代市鏡町鏡村 892-2
いとう写真場

きれいな証明写真（シミしわ目立たない仕上がり）
お気軽にご相談ください　ホームページ只今準備中!!
電話番号：0965 - 52 -1707
メールお問合せ：ito.shashinjyo@gmail.com

Zoom もう悩むのをやめましょう！
顔見て安心
遺言・相続・終活相談
パソコンやスマホから ご相談可能になりました！

行政書士飛永真由美事務所
不動産の 株オフィスとびなが
女性行政書士がきめ細やかな対応をいたします！



☎0965-34-5101
〒866-0844 八代市旭中央通 16 番地 12
E-mail：officetobinaga2012@yahoo.co.jp
ホームページ：https://tobinaga.info/

いざというときに

直面する危機への備え

いざというときに慌てずに対応ができるよう、日ごろからしっかりと備えましょう。災害の際に家族がどのような行動をとり、どこへ避難するか話し合っておきましょう。市指定の避難場所は、本便利帳50ページまたは、市ホームページに掲示しています。

準備しておきたい非常持出品は？

非常持出品は家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐに取り出せる場所に保管しておきます。災害発生時に最初に持ち出す非常持出品と、災害から復旧するまでの数日間を支える非常備蓄品を分けて用意しておきましょう。

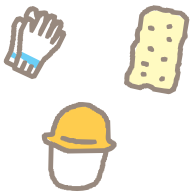
非常持出品（最低限そろえておきたいもの）	備蓄物資（災害時に備えるために）
避難するときの最小限度の必需品です。	災害後、数日間を自足するためのもので、最低でも3日～1週間分の準備が必要です。
□飲み水　□貴重品・身分証　□懐中電灯・電池 □現金　□携帯ラジオなどの情報機器 □普段飲んでいる薬（お薬手帳）	□飲み水　□非常食　□救急用品　□防寒具など 食料の備蓄は、保存ができ、調理不要で食べられるような食料品を、普段から余分に購入し、ストックし使用した分を補充しておきましょう。

家族構成に合わせた準備をしましょう



★乳幼児のいる家庭 ····➡粉ミルク・ほ乳瓶・おむつ・離乳食など

★妊婦のいる家庭 ·····➡脱脂綿・ガーゼ・さらし・T字帯・清浄綿・新生児用品・母子手帳など



★要介護者のいる家庭 ····➡おむつ・ティッシュ・補助具の予備・常備薬など

★障がい者のいる家庭 ····➡笛やブザー・日常使用している薬と薬のメモ・連絡先のメモ

その他日常から必要な物など

〈広告〉







被害を最小限にするための日頃の備え

地震が起きたら、まず身の安全を

地震を感じたらテーブルなどの下に身を伏せ、揺れが収まるのを待ちましょう。身の安全が確保されたら津波に注意し、急いで海辺から離れましょう。



正しい情報を入手する

災害が発生したときには間違った情報が飛び交いがちです。噂に惑わされず、テレビ、ラジオや防災行政無線などからの情報に注意し、正しい状況の把握に努めましょう。



警報・注意報が出たらすぐ避難

津波警報・注意報を知ったら、すぐに避難しましょう。地震を感じなくても、津波が襲来することがあります。また小さい津波でも場所によっては、思わぬ高さに達することがあります。



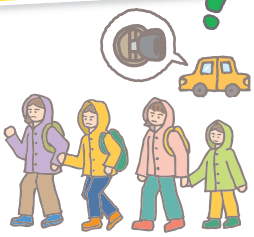
家を出るときは

あわてず、落ち着いて、周囲の確認を。余震によって瓦やガラス、看板が落ちてくる可能性があります。近所にも声をかけて、お年寄りや子どもなどの避難に協力しましょう。



避難は原則徒歩で

避難するときは、やむを得ない場合を除き、徒歩で避難しましょう。車を使うと渋滞を引き起こし、避難や救護に支障をきたします。



海や川に近づかない

防波堤や堤防が地震の影響を受けている恐れや、津波が見えない場合があり非常に危険です。また、川に沿って上流側へ追いかけてくるので、川に対して直角方向に避難しましょう。



解除までは気をゆるめない

津波は時間をおいて、繰り返し来襲します。第一波より、第二波、第三波の方が大きくなることがありますので、警報、注意報が解除されるまで注意しましょう。



協力し合って応急救護

地震時や避難時に多数の負傷者がでれば、ご近所で助け合い、地域で協力し合って避難しましょう。



〈広告〉

電気設備工事
鉄道電気工事
従業員募集中！
有限会社 上村電業
代表取締役　上村　雄治
〒866-0072 熊本県八代市高下西町1400番地
TEL:0965-33-3906
FAX:0965-33-4559
E-mail info@uemuradengyo.com

SAVE the EARTH, SAVE the FUTURE
Houston
Oil Replenishment Service
http://www.houjun.co.jp
Houjun Co.,Ltd.
有限会社 豊　潤
◇石油製品販売◇
灯油・軽油・A重油・工業用潤滑油
産業用燃料・自動車用潤滑油
家庭用灯油も配達致します!!
渡町2071 TEL 33-8727

木にまつわる幅広い
事業を展開しています
造林、原木の伐出
製紙工場向けチップ生産
バイオマス燃料の製造
ご家庭の庭木剪定後の
枝葉の処理も行っています
問合せは港第二工場へ　37-3822
株式会社 南栄
八代市日置町677-1
（0965）34-5185

こんなときには

- **強い地震や長い時間の揺れ**を感じたら
- **津波警報**が発表されたら（揺れを感じない場合も）
- **津波注意報**が発表されたら（揺れを感じない場合も）

このような行動を！

- ●海岸にいる人は、直ちに海岸から離れ、すばやく高台か高いビル、あるいは海岸から離れた避難所へ避難する。
- ●海岸沿いの地区の住民は直ちに避難する。
- ●海水浴や磯釣りは危険なので中止し、安全な場所に移動する。
- ●海岸沿いの地区の住民はいつでも避難できるように準備する。

避難するときの注意点

災害が発生し、家屋内にとどまることが危険な状態になった場合は、落ち着いてすばやく避難する必要があります。その際には、乳幼児や高齢者などの要配慮者の保護を念頭に置き、近所の一人暮らし高齢者世帯などにも声をかけるなど近隣で協力することが大切です。

避難に対する基本的な考え方

避難は自ら判断を

災害が迫ったとき、置かれた状況は一人ひとり違います。それぞれが自ら判断し、適切な行動を取らなければなりません。



命を守る最低限の行動を

危険な状況のなかでの避難はできるだけ避け、安全の確保を第一に考えます。危険が切迫している場合は、指定された避難場所への移動（❶水平避難）だけでなく、命を守る最低限の行動（❷垂直避難）が必要な場合もあります。

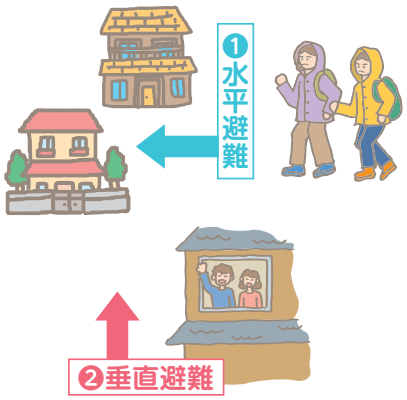
例えば…

- ●土砂災害の危険がある地域に住んでいる
- ●堤防の決壊で家屋消失・浸水の危険がある地域に住んでいる
- ●乳幼児や高齢者など家族に要配慮者がいる

→ とにかく**早期の避難**を心がけましょう。

- ●夜間や急激な降雨で避難路上の危険箇所がわかりにくい
- ●ひざ上まで浸水している（50cm以上）
- ●浸水は20cm程度だが、水の流れる速度が速い
- ●浸水は10cm程度だが、用水路などの位置が不明で転落のおそれがある

→ **❷垂直避難**：**屋外への移動は危険**です。浸水による建物倒壊の危険がないと判断される場合には、自宅や近隣建物の**2階以上へ緊急的に一時避難**し、救助を待つことも検討しましょう。



〈広告〉

土木工事業・建物解体工事
株式会社 松徳工業
SYOUTOKU
代表取締役　吉田　悟
〒866-0011　熊本県八代市井揚町2265番地
TEL（0965）39-9730
FAX（0965）39-9731

宮永システム株式会社
MIYANAGA SYSTEM KK
代表取締役　宮永 竜馬
◆電気設備保安管理・官庁手続・申請
◆電気設備設計・施工
◆電気設備関連試験
◆消防設備点検・施工
◆省エネコンサルタントなど
24時間365日対応 お気軽にご連絡下さい！
経営理念　優れた技術力により、お客様に「安全」と「安心」を提供し、地域社会の発展に貢献します。
〒866-0833　熊本県八代市夕葉町6-12
TEL/FAX:0965-32-8766
E-mail:miyanaga-denki@tea.ocn.ne.jp

太陽光発電のあるくらしを
株式会社 ARROWS
太陽光発電　オール電化　蓄電池
塗装工事・リフォーム　ユニットバス・キッチン　住宅設備
本社営業所　〒866-0893 熊本県八代市海士江町3318-1　西田ビル101 TEL(0965)45-9273／FAX(0965)45-9265
熊本支店　〒862-0965 熊本県熊本市南区田井島2丁目10-15　田井島ビル302 TEL(096)234-8679／FAX(096)234-8769

避難に関する3つの情報

災害の危険が迫って居住者の避難が必要になった場合に、避難に関する情報が発令されます。3種類の情報は状況の深刻度に応じて出され、住民の皆さまは各情報に応じた避難行動が求められます。

1 高齢者等避難

（警戒レベル3相当）

- 人的被害の発生する危険性が高まった状況です。
- 避難するのに時間がかかる高齢者などの要配慮者やその支援者は避難を始めます。
- 通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意など避難の準備を始めます。

2 避難指示

（警戒レベル4相当）

- 人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況です。
- すべての住民は指定された避難場所に避難を始めます。



3 緊急安全確保

（警戒レベル5相当）

- 人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況です。
- すでに安全な避難ができず、命に危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動します。

安全に避難するために

持ち物は最小限に

荷物は背負い、両手が使えるようにしましょう。



声を掛け合って

避難は2人以上で。隣近所を誘って集団で避難しましょう。



マンホールや側溝に注意を

急激な大雨が下水管に流れ込むことによって管内の圧力が上昇し、マンホールのふたが開いてしまう場合があります。浸水が進むなか、マンホールや側溝にはまってしまうと大変危険です。

水深・水路等に注意

ふだんから避難場所までの安全な経路などを確認しておきましょう。



車は使わない

車は数10cmの浸水で浮いてしまいます。他の避難者や緊急車両のさまたげにもなり、危険です。

気象情報に注意を

被害の状況や今後の気象状況を確認します。



動きやすく安全な服装で

ヘルメット等で頭部を保護しましょう。靴はひもでしっかりしめられる運動靴を。

〈広告〉

GUNNO
国土交通大臣認定工場（Mグレード）
株式会社 郡野鉄建
代表取締役　郡野　淳
〒869-4701 八代市千丁町太牟田1245
TEL (0965)46-0836
FAX (0965)46-2036
E-mail gunntetu@deluxe.ocn.ne.jp



緊急避難場所リスト

問 危機管理課 ☎33-4112

市が指定緊急避難場所として使用する際は、災害の規模や状況または種類（洪水、風水害、地震、津波、火災等）によって、開設の可否を判断するため、一部避難所を開設しない場合があります。八代市ホームページ、八代市緊急情報配信メール、RKKデータ放送デタポン等で避難所が開設されているか確認を行ってから避難するよう心がけましょう。

指定緊急避難場所一覧　災害時危険を回避するために一時的に避難する場所です

（R3.10現在）

校区名	緊急避難場所
代陽（5ヶ所）	代陽コミュニティセンター
	代陽小学校
	第一中学校
	秀岳館高校
	八代東高校
八代（3ヶ所）	八代小学校
	八代コミュニティセンター
	新開新浜町公民館
太田郷（9ヶ所）	総合体育館
	第二中学校
	太田郷小学校
	太田郷コミュニティセンター
	白百合学園高校
	ハーモニーホール
	八代高等職業訓練校
	サンライフ八代
	働く婦人の家
植柳（3ヶ所）	植柳小学校
	植柳コミュニティセンター
	八代工業高校
麦島（4ヶ所）	麦島小学校
	麦島コミュニティセンター
	第三中学校
	八代実業専門学校

校区名	緊急避難場所
松高（5ヶ所）	松高小学校
	八代高校
	大島石灰事務所
	松高コミュニティセンター
	大島公民館（大島分校跡）
八千把（4ヶ所）	第四中学校
	八千把小学校
	八千把コミュニティセンター
	市民球場
高田（7ヶ所）	第五中学校
	高田小学校
	高田コミュニティセンター
	中九州短期大学（Nakagawaふれ愛アリーナ）
	市保健センター
	清流高校
	熊本高等専門学校八代キャンパス
金剛（5ヶ所）	第六中学校
	金剛小学校
	金剛コミュニティセンター
	金剛小学校弥次分校
	特別養護老人ホームま心苑
郡築（3ヶ所）	郡築小学校
	第七中学校
	郡築コミュニティセンター

〈広告〉

総合解体工事　ビル解体・鉄骨解体・家屋解体・RC解体・はつり工事
木くずリサイクル・中間処理　熊本県知事 許可第 15115 号




YOSHIDA
株式会社 吉田開発
代表取締役　吉田信幸



見積り無料県内全般！
まずはお電話下さい。
八代市鏡町鏡548-1　☎52-5262　FAX52-5263

校区名	緊急避難場所
宮地(5ヶ所)	第八中学校
	宮地小学校
	宮地コミュニティセンター
	旧宮地東小学校
	古麓町公民館
日奈久(4ヶ所)	日奈久小学校
	日奈久コミュニティセンター
	日奈久中学校
	日奈久温泉センター
昭和(2ヶ所)	昭和小学校
	昭和コミュニティセンター
二見(3ヶ所)	二見コミュニティセンター
	二見小学校
	二見中学校
龍峯(2ヶ所)	龍峯小学校
	龍峯コミュニティセンター
坂本(10ヶ所)	八竜小学校
	深水生活改善センター
	さかもと青少年センター分館
	久多良木多目的集会施設
	今泉公民館
	上鎌瀬公民館
	坂本中学校
	田上社会教育センター
	鮎帰社会教育センター
	鶴喰生活改善センター
千丁(4ヶ所)	千丁中学校
	千丁コミュニティセンター
	千丁小学校
	千丁体育館

校区名	緊急避難場所
鏡(8ヶ所)	鏡小学校
	鏡コミュニティセンター
	鏡中学校
	文政小学校
	八代農業高校
	有佐小学校
	鏡体育館
	鏡わかあゆ高等支援学校
東陽(4ヶ所)	東陽コミュニティセンター及び東陽スポーツセンター
	八代市定住センター及び東陽交流センターせせらぎ
	東陽小学校
	東陽地域福祉保健センター
泉(9ヶ所)	泉第八小学校
	旧泉第一小学校
	泉コミュニティセンター
	泉憩いの家
	五家荘デイサービスセンター福寿草
	五家荘自然塾
	かやばの里
	久連子古代の里
	板木・保口集会所
特別避難所(2ヶ所)	希望の里たいよう
	八代支援学校
計	101箇所

津波・水害避難ビル

施設名	校区	所在地
ホテルウィングインターナショナル熊本八代	代陽	旭中央通23-1
ゆめタウン八代	八代	建馬町3-1
八代グランドホテル	太田郷	旭中央通10-1
JAやつしろ南部トマト選果場	植柳・金剛	植柳下町2190-1
ケアハウス　偕老苑	植柳・金剛	大福寺町2393-1
ホテル　大黒屋	麦島	麦島西町7-15
リハビリ特化型デイサービスセンター　花つばき	麦島	千反町1-9-25
イオン八代店	松高	沖町六番割3987-3
JAやつしろ総合青果物センター	八千把・郡築	古閑浜町3609
JAやつしろ中央トマト選果場	八千把・郡築	古閑浜町3609
介護老人保健施設　とまと　本館	郡築	郡築一番町179
介護老人保健施設　とまと　南館	郡築	郡築一番町179
八代病院二病棟	郡築	郡築一番町179
JAやつしろ中央第一カントリー	昭和	昭和日進町65-1
熊本交通運輸(株)鏡町倉庫	鏡	鏡町鏡1159-24
八代ホワイトパレス	代陽	松江町290-1
セレクトロイヤル八代	代陽	本町二丁目1-5
東横INN新八代駅前	太田郷	上日置町4790-1
コア21新八代店	郡築	郡築一番町5-1
エルセルモ八代	太田郷	西片町1976

「津波・水害避難ビル」及び「水害避難ビル」とは、高い階を持つ建築物で、市と協定を締結している緊急一時避難施設であり、台風や豪雨等で開設される指定緊急避難場所のように、毎年開設されるものではなく、津波や水害により危険が差し迫った状況の際に、協定に基づき開設されるものです。

<避難する場合の注意点>

1. 施設管理者等が指定するスペース以外には許可無く立ち入らないでください。
2. 「津波・水害避難ビル」及び「水害避難ビル」は津波や水害からの一時的な避難場所のため食糧等の備蓄はありません。
3. 津波や水害による危険が差し迫った状況ではなくなった場合は、速やかに退出し、指定緊急避難場所または自宅等に移動してください。

避難所生活での心得

避難所で生活するのは大変不自由なことです。ストレスや疲労から体調を崩してしまうこともあります。また、避難所生活は避難者で組織する「避難所運営委員会」が運営する形での共同生活となります。マナーとルールを守り、みんなで支え合いましょう。

共同生活

- 所持品は、1か所にまとめて、余震のときにはすぐに持ち出せるようにしましょう。
- 避難者同士がトラブルにならないためにも、所持品に名前を書いておきましょう。
- 自治組織をつくり、共同での生活ルールを守りましょう。

生活環境を衛生的に

- ゴミは所定の場所へ。
- トイレもきれいに使いましょう。
- 清掃などは定期的に行い、清潔な状態を保ちましょう。

要配慮者への対応

- 障がいのある人や高齢者、妊産婦などには、手助けをしましょう。
- 車いすが通行できるよう、通路を確保し、物など置かないようにしましょう。
- おむつ交換や補装具交換が必要なときは、間仕切りやカーテンを設けるなどの配慮をしましょう。
- ちょっとした工夫と配慮で、みんなが生活しやすい環境をめざしましょう。

避難生活における健康管理

東日本大震災のような大規模災害が発生すると、避難生活は相当の長期化が予想されます。不自由な避難所生活においても、できるだけ普段の生活を取り戻すつもりで、体をこまめに動かしながら病気と事故に注意しましょう。

避難生活における人権への配慮

令和2年5月に内閣府男女共同参画局が定めたガイドライン「～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」では、「災害時においては女性・男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮し、女性の視点から災害対応が推進されること」とされています。

避難所や避難先では、安全に配慮しお互いの人権やプライバシーを尊重し、助け合いながら避難生活を送りましょう。また、万が一避難先でのDV、性暴力被害等の人権に関する問題を目にしたり被害を受けた場合は下記へご相談下さい。

相談機関

- ゆあさいどくまもと（性暴力被害者のためのサポートセンター）　**☎096-386-555**
- 熊本県警察本部（性被害相談電話）　**☎096-384-1254**または**#8103**、**フリーダイヤル0120-8343-81**
- 熊本県女性相談センター（DV相談）　**☎096-381-7110**
- DV相談＋（内閣府）　**☎0120-279-889**

感染症について

冬季の場合には、集団生活をする避難所では感染症が広がりやすくなります。

予防対策

- こまめに、うがい手洗い、手指消毒を行いましょう。
- できるだけマスクを着けましょう。
- 下痢をしている人は脱水状態にならないよう水分補給を心がけましょう。

エコノミークラス症候群

エコノミークラス症候群とは、長時間足を動かさないでいることで足の静脈に血栓（血の塊）ができ、歩き出した後などに血栓の一部が血流に運ばれて肺や脳の血管をふさいでしまう病気です。肺栓塞や脳卒中を発症するおそれもあります。長時間飛行機に乗った場合などに見られることからこの名がついています。避難生活ではできるだけ体を動かすようにしましょう。

予防対策

- できるだけ体を動かしましょう。
- 座ったままでも、足の指やつま先を動かすなど足の運動をしましょう。
- 十分な水分をとり、脱水症状にならないようにしましょう。
- 避難所ではゆったりとした服装で過ごしましょう。

一酸化炭素中毒

狭い屋内でストーブや発電機などを長時間使用すると、一酸化炭素中毒になる危険性があります。新鮮な空気と入れ替えましょう。

予防対策

- こまめに窓を開けるなど、換気をしましょう。
- 暖房機器についている排気口に異常がないか確認しておきましょう。

防災チェックポイント
「避難所で過ごす」ということは

自宅を離れて避難所で生活するのは大変不自由なことです。ストレスや過労から体調を崩してしまうこともあります。実際、阪神・淡路大震災や東日本大震災などでは、長引く避難所暮らしが体力の弱い高齢者などの命を奪ってしまう悲劇が相次ぎました。避難している住民同士で助け合うことはもちろん、支援してくれる医師・看護師といった専門家や相談相手としてのボランティアなどを積極的に活用して、心身の健康を保つように努めましょう。

避難所へのペット同行避難について

災害が起こった時に飼い主はペットと同行避難することが基本であるため、平常時からそれに備えるべき対策についての意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努めなければなりません。

たくさんの人が共同生活を送る避難所においてペットを飼育する場合も、避難所の居住スペース部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止されており、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別の配慮が求められます。

通常の生活環境とは大きく異なる避難生活は、避難所におけるペットの存在が、人々にとってストレスやトラブルの原因となったり、ペットにとっても大きなストレスとなる可能性がありますので注意しましょう。

同行避難とは

災害が起きた時に、飼い主とペットが同行し、安全な避難所まで避難することを言います。

自助、共助、公助で備える

自ら取り組む「自助」

自助とは、自分自身や家族の命と財産を守るために、自分（家族）で防災に取り組むことです。自分（家族）の身は自分（家族）で守る、との考えのもと、日常的な災害に対する備えや、災害時の対応を行っていくことです。

【主な自助の取組】

- 食料、飲料水の備蓄
- トイレットペーパー、常備薬などの日用品の備蓄
- 自宅の耐震化、耐火性の確保
- 家具、テレビ、蛍光灯などの転倒、落下、移動防止
- 災害用簡易トイレの備蓄
- 家族同士で災害時の安否確認の伝達手段の確保
- 避難経路の確認　など

地域で、皆で協力して取り組む「共助」

共助とは、災害時に、まず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合うということです。また、災害時に円滑に助け合いができるように、日常から地域での助け合いについて備えることです。

阪神・淡路大震災では、一番多くの人命を救助したのは地域の住民による共助でした。地域の被害を減らすため、地域一丸となって取り組みましょう。

【主な共助の取組】

- 近所の助け合い
- 自主防災活動への参加
- 地域の防災訓練
- 高齢者、障害者の支援など

防災情報の入手方法を知りましょう

避難に関する情報は、八代市がもつ広報手段によって、またテレビやラジオなどを通して住民に伝達されます。

防災システム

問 危機管理課 ☎33-4112

いざという時の災害に備え、ぜひ登録、利用ください。

災害の発生が予想される場合など、市内各所に設置された屋外拡声子局からのサイレンや音声により防災情報をお知らせします。屋外拡声子局からの放送は、風雨の影響や住宅の防音機能の向上などにより聞き取りにくくなる場合もありますので、防災アプリや登録制メールなどでも情報を確認してください。

アプリのダウンロード・メールの登録をお願いします

❶ 防災アプリ

スマホアプリ「@InfoCanal(アットインフォカナル)」では防災情報などをアプリで確認することができます。地域別で配信しますので、必要な地域の情報だけを受け取ることができます。

▼登録はこちらから

Apple Store用　Google Play用

※OSを最新にして登録してください。



配信一覧

❷ 登録制メール

登録されたメールアドレスにメールを配信します。地域登録を行うと、必要な地域の情報だけを受け取ることができるようになります。

- すでに登録している人
  新規登録の必要はありませんが、令和3年4月12日以降に市から地域登録のお知らせメールを配信していますので、地域登録が必要な方は設定をお願いします。
- 新規登録する人
  「alert@ns2.yatsushiro.org」からメールを受信できるように設定してください。

▼新規登録はこちらから

QRコードを読み取るか、以下のアドレスを直接入力して空メール(件名・本文不要)を送信します。

bousai.yatsushiro-city@raiden2.ktalwork.jp



受信メール

画面はイメージです

〈広告〉

一般土木工事・とび
土工工事一式
有限会社 西村土木工業
代表取締役　西村 秀樹
〒866-0013 八代市沖町3923-2
TEL:0965-33-5777
FAX:0965-33-6795

営業項目
●建築板金・金属屋根工事
●各種雨樋工事・修理・掃除
●ステンレス加工工事
●銅板加工工事
銅板レリーフ加工
稲次板金
a sheet metal worker
代表　稲次 健次（一級技能士）
〒866-0062 熊本県八代市豊原中町304
TEL/FAX 0965-32-7031
E-mail:inatsugi-s.m.w.@ind.bbiq.jp

・外壁改修工事
・建築工事
・左官工事
株式会社 濱崎組
代表取締役　濱崎 博
八代市日置町23-14
TEL (0965)32-4524
FAX (0965)32-4130

❸ 屋外拡声子局

避難勧告や避難指示(緊急)を発令したら、サイレン音を放送します。子局には、蓄電池も搭載していますので、停電時にも稼働します。



❹ テレビデタポン

RKK(3チャンネル)のデータ放送で情報を配信します。
①テレビのリモコンのdボタンを押す
②右矢印ボタンを押して、メニューを選ぶ
③メニューの中からデタポン(自治体情報)を選ぶ
④八代市を選ぶ
⑤防災情報、避難所情報を選ぶ

スマートフォンでも確認できます。

❺ 戸別受信機

音声やサイレンで情報を伝達します。
(携帯電話や固定電話がない人に無料で貸し出します。危機管理課、各支所、各コミュニティセンターに申請用紙を設置しています)

❻ 一斉架電(電話、FAX)

事前登録した人の固定電話や携帯電話、FAXに情報を発信します。(危機管理課、各支所、各コミュニティセンターに申請用紙を設置しています)

❼ 市ホームページ、SNS

市ホームページ、八代市公式Twitter、LINEで情報を発信します。

公式LINE　公式Twitter　市ホームページ

その他の防災情報アクセス一覧

●熊本県防災情報総合案内ホームページ

「熊本県統合型防災情報システム」や「ハザードマップ」などの各種防災に関する情報を閲覧できます。
https://www.pref.kumamoto.jp/site/bousai-kumamoto/

●熊本県統合型防災情報システム(携帯向け)

携帯電話からでも気象、雨量、土砂災害危険度、河川水位などの情報を閲覧できます。
http://www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp

●熊本県防災情報メールサービス

気象警報・注意報、土砂災害警戒、竜巻注意、地震、津波、火山噴火、河川水位などの情報を携帯電話などにメールで受信できます。(事前登録制)

PC・スマホ
https://plus.sugumail.com/usr/kumamoto-pref/home

フィーチャーフォン(ガラケー)
https://m.sugumail.com/m/kumamoto-pref/home

●熊本地方気象台ホームページ

熊本地方気象台ホームページ注意報・警報など様々な気象に関する情報が閲覧できます。
http://www.jma-net.go.jp/kumamoto/

●国土交通省九州地方整備局防災情報ホームページ

気象・河川・道路に関する情報が閲覧できます。
http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/

●国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所ホームページ

球磨川流域の雨量・水位情報や令和2年7月豪雨からの河川・道路等の復旧状況が確認できます。
http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/

●データ放送

各局の地デジ放送受信中にリモコンの"d(データ)"ボタンを押すと、最新の気象情報の閲覧ができます。

※メールサービスの受信料は有料となります。

〈広告〉



株式会社 杉本構造設計
Architects Structure Consulting Office
代表取締役　杉本　靖弥
構造設計一級建築士／修士(工学)
〒866-0055　熊本県八代市迎町1丁目14-12-3F
TEL:0965-32-2256　FAX:0965-32-2256
E-mail:kouzou@sugimotosekkei.com
http://www.sugimotosekkei.com



緊急時のテレホンガイド

通報はあわてず、正確に

消防車や救急車は、場所が伝わらなければ出動できません。まずは落ち着いて、通報はあわてず正確に伝えることを心掛けましょう。

火事のとき



救急のとき



119番は火事や救急を通報するための緊急電話です。
火災などの問い合わせには使わないでください。

警察は 110番

火事・救急は 119番

海上の事故・事件は 118番

災害用伝言ダイヤル「171」

大規模な災害が発生した際に、被災地域内やその他の地域の方々との間で伝言板を果たすシステムです。

災害用伝言ダイヤル(171)

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。

1 7 1 をダイヤルした後

ガイダンスに従ってください。



災害用伝言板の使い方(携帯電話から)

情報を登録 → 災害用伝言板 ← 情報を確認

登録	確認
被災状況を選択、または コメントを入力	安否確認したい人の携帯番号を入力し、[検索]を選択
[登録]を選択して完了	確認したい日付を選択、状況を確認

災害情報ダイヤル

八代広域行政事務組合消防本部では、火災や救助など管内で発生している災害情報を電話でお知らせしています。

0180-999-194

火災の現場や状況などを知りたいときはテレホンサービスをご利用ください。

関係機関

名　称	電　話
九州電力八代配電事業所	0120-986-606
西日本電信電話熊本支店	(局番なし)113
九州ガス八代営業所	33-2386
熊本県LPガス協会八代支部	32-4533
八代生活環境事務組合	62-2049
八代市水道局	32-7194
八代警察署	33-0110
氷川幹部交番	62-4110

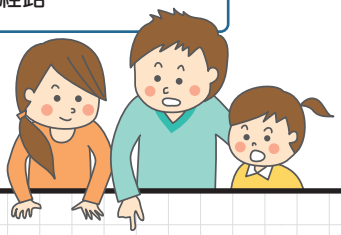
名　称	電　話
八代広域行政事務組合消防本部	32-6181
八代消防署	32-9223
新開分署	35-6333
日奈久分署	38-0151
坂本分署	45-2121
鏡消防署	52-1313
泉分署	67-3331
八代市危機管理課	33-4112

わが家の防災マップをつくろう！

「住んでいる地域で災害が起きたら…」ということをイメージしながら、家族や地域の人たち、友人・知人などと一緒に歩いて確認し、自分たちのまち専用の防災マップを作ってみましょう。

記入しておきたいこと

- 家族の集合場所
- 避難所・避難場所
- 避難経路



チェックポイント

災害時に役立つ場所

- 公園、神社などの広い空間 など
- 消火栓、消火器、防火水槽がある場所 など
- コンビニ、スーパー、病院 など

災害時に危険な場所

- 狭い道路、行き止まりの道路 など
- ブロック塀、自動販売機、がけ など
- 坂道、階段、段差、側溝 など

人権・相談

人権政策・人権相談・人権啓発センター

人権政策

八代市では、八代市人権問題啓発推進協議会及び八代地域人権教育のための推進会議と連携を図りながら、人権問題に関する理解を深め、さまざまな偏見や差別の解消に向けて、啓発冊子等の作成・配布やのぼり旗等の提示による啓発のほか、人権啓発センターを活用し、ビデオや映像機器の貸し出し、講師やアドバイザーの派遣を行っています。また、各種人権問題に関する相談事業に取り組んでいます。

人権相談

人権相談窓口

相談名	相談内容	問合せ先
人権相談	差別や人権侵害、様々なハラスメントなどの相談	熊本地方法務局八代支局 八代市人権啓発センター
青少年の悩みや育成に関する相談	児童虐待、不登校、非行、障がい、家庭、友達、いじめなど青少年に関する相談	熊本県八代児童相談所 ヤングテレホンやつしろ(八代市人権政策課青少年室)
女性のための各種相談	ＤＶやセクハラ、法律などの相談	熊本県女性相談センター 熊本県男女共同参画相談室らいふ 女性の人権ホットライン
男女共同参画相談	男女共同参画の施策に関する苦情や相談	八代市人権政策課(男女共同参画推進室)

詳しくは→問合せ先

問合せ先	連絡先
熊本地方法務局八代支局	32-2654
八代市人権啓発センター(人権相談)	30-1710
熊本県八代児童相談所	33-3247
ヤングテレホンやつしろ(青少年相談)	30-1700

問合せ先	連絡先
熊本県女性相談センター	096-381-4454
熊本県男女共同参画相談室らいふ	096-333-2666
女性の人権ホットライン	0570-070-810
八代市人権政策課(男女共同参画推進室)	30-1701

八代市人権啓発センター

問 人権政策課、八代市人権啓発センター(八代市千丁町新牟田1502-1) ☎30-1711

人権啓発ビデオ(DVD)・映像機器貸し出し

地域や学校、職場などでの研修・学習に使用できるDVD等を貸し出し、活用することができます。

ビデオ(DVD)所蔵数／192タイトル(R3.6月現在)
DVDリストは市ホームページ(※)
(※)http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji0032113/index.html

映像機器(人権研修用)
プロジェクター、スクリーン、DVDプレイヤー　など

人権講座開催、講師派遣

さまざまな人権問題について、市民の方々が日常生活の中で気づき感じ取ることができるよう、人権感覚、人権意識の向上を目的に講座を開催しています。
また、地域や職場等の人権教育・人権啓発研修会へ講師を派遣します。

男女共同参画アドバイザー派遣

学校や団体、事業所等が開催する男女共同参画社会づくりに関する研修会等へアドバイザーを派遣します。

八代市市民相談室

市民相談　※相談は無料、秘密は厳守します

相談項目	とき	相談員
市民生活相談	月曜日～金曜日　9:00～17:00 ☎33-4452 ※市民生活相談は15:45まで	市民生活相談員
婦人の悩みごと相談		婦人相談員
児童の悩みごと相談		家庭児童相談員
ひとり親家庭自立支援相談		母子・父子自立支援員
消費生活センター	月・火・水・金　9:00～17:00 木曜日　9:00～19:00 ☎33-4162	消費生活相談員

定期相談　※相談日にお気を付けください

弁護士法律相談 （予約制、定数各10組）	毎月第2金曜日、第4金曜日　10:00～16:00	弁護士
	予約は、月初めの市役所開庁日（8:30）から、市民活動政策課　☎33-4482で受け付けます。	
司法書士法律相談	毎月第2月曜日　10:00～12:00 ※祝日と重なった場合は、翌週に開催	司法書士
行政なんでも相談	毎月第2火曜日、第4火曜日　9:00～12:00	行政相談委員
社会保険労務・労働相談	毎月第3火曜日　10:00～12:00	社会保険労務士
建築相談	毎月第2木曜日　13:00～15:00	建築士
税務相談	毎月第3水曜日　10:00～12:00	税理士
身体障がい者相談	毎月第3木曜日　10:00～15:00	身体障害者相談員
人権・心配ごと相談	毎月第1金曜日　10:00～15:00	人権擁護委員
成年後見制度相談	毎月第3金曜日　10:00～12:00	司法書士
多重債務相談	毎月第1月曜日　9:00～16:00	消費生活相談員
遺言相談	毎月第2水曜日　9:30～11:30	公証人
入管問題相談	2月・5月・8月・11月の第3火曜日　13:00～15:00	行政書士

上記相談に関する問合せ⇒市民活動政策課（市役所5階）　☎33-4482
※相談にお越しの際は市役所2階の市民相談室・消費生活センターにお越しください

※「手話通訳者」・「母国語交流員」を配置しております。		ところ
手話通訳者	毎週月曜日　13:00～15:00 毎週水曜日　9:00～12:00	八代市役所1階 総合案内所内
母国語交流員	【英語・タガログ語】　第1・3火曜日 【中国語】　第1・3木曜日 9:00～15:00	

八代市消費生活センター（八代市・氷川町・芦北町の相談センター）

八代市・氷川町・芦北町の広域連携により、悪質商法や借金問題などでお困りの方を対象とした消費生活相談や弁護士法律相談の窓口を開設しています。

八代市・氷川町・芦北町の方であれば、下記のどこの窓口でも利用することが出来ます。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

消費生活相談～専門の資格を持った相談員が対応します～

相談名	場所	日時	連絡先
八代市消費生活センター	八代市役所　2階	月曜、火曜、水曜、金曜午前9時～午後5時 ※木曜日午前9時～午後7時	**33-4162** （電話相談もお気軽にご利用ください）
氷川町での出張相談 （毎月1回）	氷川町役場 1階相談室	毎月第2水曜　午前10時～午後5時 ※受付は午後4時30分まで	**52-7111** （氷川町役場 総務課）
芦北町での出張相談 （毎月1回）	芦北町役場 1階小会議室	毎月第4水曜　午前10時～午後5時 ※受付は午後4時30分まで	**0966-82-2511** （芦北町役場 福祉課）

弁護士法律相談（金曜日）

地区	日時	会場	受付	連絡先
八代市	毎月第2金曜日、第4金曜日 午前10時～午後4時	八代市役所　2階 消費生活センター	予約制（相談月の月初めの開庁日午前8時30分から電話で受け付けます）	**33-4482** （八代市役所市民活動政策課）
氷川町	毎月第3金曜日 午後1時30分～午後4時	（奇数月）宮原福祉センター （偶数月）竜北福祉センター	予約制（相談月の月初めの開庁日午前8時30分から電話で受け付けます）	**52-7111** （氷川町役場総務課）
芦北町	毎月第1金曜日 午後1時30分～午後4時30分	芦北町役場　1階 小会議室	予約制（相談月の前月月初めの開庁日午前8時30分から電話で受け付けます）	**0966-82-2511** （芦北町役場福祉課）

※弁護士相談のご利用は、同じ案件の場合は、お一人様1回限り（30分）となります。

八代市と氷川町、芦北町の方（在住者・在勤者・通学者）からの相談を受け付けています。
ご利用の際は電話もしくは来所でご相談ください。

〈広告〉

八代たいよう
法律事務所

弁護士　冨　晃之介
（熊本県弁護士会所属）

民事・刑事・法人法務・家族・子どもの権利に
関することなど法的な問題について
お気軽にご相談ください。
資力に応じて無料相談実施できます。

〒866-0856 熊本県八代市通町9-2
TEL 0965-39-5822
FAX 0965-39-5833



手続き

住民票・戸籍など

問 本庁市民課　☎33-4110
各支所
日奈久出張所
龍峯出張所（証明書交付のみ）

住所変更などの手続き

届出種類	届出期間	届出人	手続きに必要となるもの
転入届 （市外から転入）	転入した日から14日以内	本人 または 同世帯員	・前住所地の市町村で発行した転出証明書 ・介護保険受給資格証明書、マイナンバーカード、住基カードなどをお持ちの人はご持参ください。
転出届 （市内から転出）	転出する前に		・印鑑登録証、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、各種医療費受給者証、マイナンバーカード、住基カードなどをお持ちの人はご持参ください。
転居届 （市内間の転居）	転居した日から14日以内		・国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、各種医療費受給者証、マイナンバーカード、住基カードなどをお持ちの人はご持参ください。

※ほかに国外からの転入届、世帯主変更届、世帯合併届などがありますが、詳しくは窓口にお問い合わせください。
※本人確認のため運転免許証、パスポートなど官公署発行の身分証明書（有効期限内のもの）が必要です。代理人が届出するときは本人からの委任状が必要です。

外国人住民の届出

外国人住民についても日本人と同様に上記届出を行うことになりました（平成24年7月9日より）。届出などに際しては、在留カード又は特別永住者証明書などの提示が必要です。

※中長期在留者などの住居地以外の変更届出は、地方入国管理官署において届出・申請となります。変更後の市区町村への申請は不要となりました。
※特別永住者証明書の記載事項の変更や再交付などに係る手続きは、従来どおり本庁市民課の窓口で行うこととなります。

八代市役所の窓口は多言語に対応しています。

◉タブレットPCによるテレビ電話通訳　14言語
英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ロシア語、フランス語、ミャンマー語、ヒンディー語

◉電話による通訳　19言語
上記に加えて、モンゴル語、クメール語、ドイツ語、イタリア語、シンハラ語





戸籍に関する主な届出

届出種類	届出期間	届出人	届出先	手続きに必要となるもの
婚姻届	届出の日から効力が生じます	婚姻する2人	夫もしくは妻の本籍地または所在地の市区町村役場	・婚姻届書・証人(成年)2人の署名 ・夫妻それぞれの戸籍謄本又は全部事項証明書(本籍地に届出を行う場合は不要) ・父母の同意書(未成年の場合のみ) ・本人確認のため運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住基カードなど官公署発行の顔写真付身分証明書(有効期限内のもの)
出生届	出生した日から14日以内(出生した日を含む)	父または母	・父母の本籍地 ・出生地 ・届出人の所在地 いずれかの市区町村役場	・出生証明書 ・母子健康手帳 ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人	・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地	・死亡診断書または死体検案書

※その他の届書については窓口にお問合せください。

各種証明書の交付請求

必要なもの

①窓口で申請する人の身分証明書
- 運転免許証　・パスポート
- マイナンバーカード　など

※有効期限内であるもの

②代理人申請のときは、依頼人からの委任状

※代理の場合は使用目的や提出先などよく聞いてお越しください。

請求できる人

住民票の写し
- 本人　・同一世帯の方

※上記及び②以外の方は市民課にお問い合わせください。
※個人番号(マイナンバー)または住民票コードを記載した住民票は、本人か同一世帯の方に限ります。

戸(除)籍の証明書
- 本人　・配偶者　・直系尊属(父・母・祖父母)
- 直系卑属(子・孫)

※上記以外の方は正当な理由が必要です。詳しくは市民課にお問い合わせください。

(代理人申請の注意事項)

住民票や戸籍謄(抄)本などの代理人申請には委任状が必要です。依頼人の住所や戸籍の場合は筆頭者、本籍地などよく聞いてお越しください。

場合によっては交付できないこともあります。

身分証明書の交付請求

身分証明書は本籍地での発行になります。本人以外の人が請求するときは、本人からの委任状が必要です。

各種証明書の手数料(各1通(件))

種類	手数料
住民票の写し	300円
住民票記載事項証明書	300円
印鑑登録証明書	300円
印鑑登録	300円
戸籍謄本(全部事項証明)	450円
戸籍抄本(個人事項証明)	450円
除籍・改製原戸籍謄本(全部事項証明)	750円
〃　抄本(個人事項証明)	750円
戸籍の附票の写し	300円
身分証明書	300円
受理証明書	350円
受理証明書(上質紙)	1,400円
戸籍一部事項証明書	450円
届書の記載事項証明書	350円
自動車臨時運行許可	750円※1
マイナンバーカード再交付手数料	800円
公的個人認証手数料	200円

※1　本庁市民課、鏡支所のみ

通知カード・マイナンバーカード

通知カード

紙製のカードで、住民にマイナンバー（個人番号）をお知らせするものです。通知カードは、マイナンバーの確認のためのみに利用することができる書類です。

マイナンバーカード

プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真などが表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子証明書を利用した各種証明書のコンビニ交付サービス、e-Taxなどの電子申請にもご利用いただけます。

マイナンバーカードをつくるには

郵便・スマートフォン・パソコンから初回無料で申請できます。申請後、マイナンバーカード交付のお知らせのハガキが届いたら、お早めに受け取りをお願いします。

郵便による申請



個人番号カード交付申請書に署名または記名後、顔写真を貼り付けます。

▼

交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

スマートフォンによる申請



スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。

▼

交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。

パソコンによる申請



デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。

▼

交付申請用のWEBサイト（「マイナンバー総合サイト」で検索してください）にアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。

※交付申請書に記載の申請書ID（半角数字23桁）を入力してください。

〈広告〉



印鑑登録

印鑑を登録するには

印鑑登録できる人

- 八代市に住民登録している方

※15歳未満の方や意思能力のない方は登録できません。詳しくは市民課にお問い合わせください。

登録できる印鑑は一人に1個です。
同じ印鑑を複数の人が登録することはできません。

登録するときに必要なもの

①登録する印鑑
②身分証明書(官公署発行で、顔写真がついたもの)
- 運転免許証
- パスポート
- マイナンバーカード　など

※有効期限内のものに限ります

- 上記の顔写真付身分証明書がない場合は、健康保険証または年金手帳などをご持参ください。申請後に照会書を住民登録している住所地に送付しますので、後日照会書と登録する印鑑、身分証明書をご持参いただいてからの登録になるため3日～5日かかります。
- 病気や仕事などで来庁できないため、代理人に依頼する場合は委任状が必要です。登録する人と代理人の本人確認のための身分証明書(代理人は顔写真付身分証明証)もご持参ください。この場合も申請後に照会書を住所地に送付しますので、後日照会書と登録する印鑑、身分証明書をご持参いただいてからの登録になるため3日～5日かかります。

※身分証明書がない場合や代理人が来庁される場合の手続きについては事前にお問い合わせください。
※印鑑の形状などによっては登録できない場合があります。事前にお問い合わせください。

印鑑登録証明書の交付を受けるには

印鑑登録証(八代市証明書交付カード)を必ず持参してください。

※旧市町村で発行された印鑑登録証も引き続き利用できます。
※「八代市証明書交付カード」は印鑑登録証として窓口で印鑑登録証明書を取得する際は必ず必要になるので破棄されないようご注意ください。

諸証明の窓口以外の交付

コンビニ交付

全国の指定のコンビニエンスストア各店舗等(証明書コンビニ交付サービス対応のマルチコピー機設置店舗に限る)で、住民票の写しなどの証明書を取得することができます。

※「八代市証明書交付カード」「住民基本台帳カード」「通知カード」ではコンビニ交付を利用できません。
※「八代市証明書交付カード」は本庁市民課・各支所・日奈久出張所・龍峯出張所窓口で印鑑登録証明書を取得する場合や証明書自動交付機(本庁舎守衛室横)で住民票・印鑑登録証明書を取得する場合に必要となります。

必要なもの

コンビニ交付の利用には「利用者証明用電子証明書」の機能がついた「マイナンバーカード(個人番号カード)」が必要です。

※マイナンバーカードは申請から発行まで時間がかかります。
※コンビニ交付の利用時には「利用者証明用電子証明書」の暗証番号が必要になります。

コンビニ交付で取得できる証明書

①住民票の写し　②住民票記載事項証明書
③印鑑登録証明書　④所得証明書

※手数料は窓口で取得する場合と同額です。
※③④については、本人分に限ります。
※④については、現年度分のみ取得できます。過年度分については取得できません。

利用時間

午前6時30分～午後11時00分まで取得可能

※ただし、コンビニ各店舗の営業時間内に限ります。システム障害発生時及びメンテナンス時は除きます。

利用方法

マルチコピー機にマイナンバーカードをセットし、利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力後、利用者本人がタッチパネル画面を操作し、自動で証明書を交付することになります。

その他

- コンビニ交付が利用できるコンビニなど詳しくは本庁市民課までお問い合わせください。
- 市の手数料条例により手数料が免除となる場合でも、コンビニ交付を利用して証明書を取得する場合は交付手数料がかかりますのでご注意ください。
- コンビニ交付で取得した証明書については差替え、返金はできませんのでご注意ください。

自動交付機による証明書交付

八代市では住民票・印鑑登録証明書・住民票記載事項証明書を取得できる自動交付機を設置しています。

設置場所

本庁守衛室横

利用時間

午前7時00分～午後8時00分　取得可能

※ただし、年末年始(12月31日～翌1月3日)は除きます。

必要なもの

自動交付機の利用には「八代市証明書交付カード」が必要です。

※4ケタの暗証番号が必要になります。

自動交付機で取得できる証明書

①住民票の写し　②印鑑登録証明書
③住民票記載事項証明書

※この自動交付機ではマイナンバー（個人番号）と住民票コード入りの住民票は取得できません。

利用方法

自動交付機のタッチパネル画面を操作し、「八代市証明書交付カード」を入れ、暗証番号入力後、必要な証明書を選び交付することになります。

本人通知制度

八代市では、平成27年4月1日から本人通知制度を実施しています。

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に対して交付した事実を通知するものです。

本人通知をすることにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になることから、不正請求を抑止する効果も期待されます。

※この制度を利用するには、事前に登録が必要です。

通知の対象となる住民票の写し等の種類

- 住民票の写し（消除された住民票の写しを含む）
- 住民票に記載をした事項に関する証明書（消除された住民票に記載をした事項に関する証明書を含む）
- 戸籍の附票の写し（消除された戸籍の附票の写しを含む）
- 戸籍の謄本又は抄本（除かれた戸籍の謄本又は抄本を含む）
- 戸籍に記載した事項に関する証明書（消除された戸籍に記載した事項に関する証明書を含む）

申請（登録）窓口

申請（登録）窓口
本庁市民課及び各支所・日奈久出張所

登録ができる人

- 八代市の住民基本台帳に記録されている人（住民基本台帳から除かれた人を含む）
- 八代市の戸籍の附票に記録されている人（戸籍の附票から除かれた人を含む）
- 八代市の戸籍に記載されている人（戸籍から除かれた人を含む）

※ただし、死亡した人と失踪宣告を受けた人については登録できません。

登録に必要なもの

- 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード、パスポートなど）
- 代理人が申請する場合は、登録を希望する人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- 法定代理人が申請する場合は、戸籍謄本などの資格を証する書類（八代市に本籍がある人は不要）と法定代理人の本人確認書類が必要です。

本人通知書の内容について

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

1. 証明書の交付年月日
2. 交付した証明書の種別（住民票の写しなど）
3. 交付枚数
4. 交付請求者の種別（代理人・第三者など）

※交付請求者の個人を特定する情報（住所、氏名など）は記載されません。

登録の期間について

事前登録者の登録期間は、登録した日から起算して3年間です。

3年間の登録期間満了後、引き続き登録を希望する場合は、再度登録の手続きを行ってください。

登録事項の変更及び廃止の届出について

事前登録者は、氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じた場合又は登録の廃止を希望する場合は、必ず八代市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書を提出してください。

〈広告〉

誠実・丁寧をモットーに対応致します

児玉行政書士事務所

行政書士　入管申請取次者　代表者 児 玉 幸 則

業 務 内 容

- ●遺言・相続関係
- ●農地法関係
- ●会社設立手続
- ●外国人、入国・在留関係

八代市千丁町新牟田380-2
TEL 30-1151
FAX 30-1152

パスポート申請

八代市に住民登録のある方のパスポート申請・受付・交付を行っています。

申請窓口・受付時間

申請窓口／本庁市民課及び各支所

受付時間

月曜日から金曜日の午前9時00分から午後4時30分
（土日、祝祭日、年末年始は除く）

申請に必要なもの

新規申請

- 一般旅券発給申請書（5年用・10年用）※窓口にあります。
- 戸籍抄本または謄本（発行から6ヶ月以内）
  ※同一戸籍の家族が同時に申請する場合は戸籍謄本1通で可。
- 写真…たて45ミリ×よこ35ミリ。撮影から6ヶ月以内のもの。
  ※細かい規格がありますので、なるべく**専門の写真店でパスポート用**と指定してお撮りください。
- 本人確認のための書類
  ◎1点でよいもの：日本国旅券（有効または失効後6カ月以内）、運転免許証、個人番号カード（写真付き）、住民基本台帳カード（写真付き）等
  ◎2点必要なもの：健康保険証＋年金手帳等など

※その他、手続きの方法や申請に必要な書類などの詳細については、事前にお問い合わせください。

※本籍（都道府県）、氏名等に変更がある方は戸籍抄本または戸籍謄本

交付（受取り）窓口・交付時間

交付（受取り）窓口／本庁市民課のみ

※支所での交付（受取り）はできませんのでご注意ください。

交付時間

月曜日から金曜日の午前9時00分から午後5時00分
（土日、祝祭日、年末年始は除く）
木曜日のみ午後6時45分まで

※パスポートは年齢にかかわらず**本人でなければ受け取ることができません**。



暮らし

ごみ

ごみの分け方・出し方について

八代市では、家庭ごみを「燃えるごみ」と「資源物」に区分しています
ごみの出し方のルールとマナーを守りましょう！！

お住まいの地域で「決められた場所（ごみ集積所など）」、「決められた時間」に、決められたものを出してください。
※収集日は、お住まいの地域の「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。
※市で収集しないものや処理できないもの（処理困難物や産業廃棄物など）は、それぞれの処理施設や許可業者に依頼するなどして適正に処理してください。（例：消火器、瓦・ブロック類、建築廃材、自動車部品・バイク、農業用機械類、タイヤ、家電リサイクル対象品、パソコン、産業廃棄物など）

出し方の基本ルール【燃えるごみ・資源物】

「燃えるごみ」の場合

- 八代市指定のごみ袋（有料）に入れて出してください。

※市指定のごみ袋は市内のスーパーやコンビニ等で販売されています。

- 収集日当日の午前6時30分から午前8時30分までにお住まいの地域で決められた集積所にルールを守って出してください。（地域で決められた時間がある場合は、各地域のルールに従ってください。）

※お住まいの地域の収集日は、「ごみ収集カレンダー」をご確認ください。

資源物の場合

- 資源物は「資源の日」に無料で出すことができます。
- 「資源の日」の午前6時30分から午前8時30分までに決められた場所に出してください。（地域で決められた時間がある場合は、各地域のルールに従ってください。）

※資源物の排出場所が「燃えるごみ」の集積所と異なる場合がありますのでご注意ください。
※分別方法についてはごみ分別ガイドブックの「資源の分別表」をご確認ください。

エコエイトやつしろ（八代市環境センター）に直接搬入する場合

- エコエイトやつしろ（八代市環境センター）に直接搬入してごみを処分する場合は有料です。
- 品目によって数量や大きさに制限があるものがありますので、詳しくは市ホームページまたは、ごみ・資源の分別アプリ「さんあーる」をご覧ください。

搬入先
エコエイトやつしろ（八代市環境センター）
八代市港町299番地
☎32-4675
受入時間
平日　午前8時30分～11時30分　午後1時～4時30分
土曜　午前8時30分～11時30分
日曜特別開設（原則、第3日曜日）　午前8時30分～11時30分
※日曜特別開設では、燃えるごみの受入れを行っていません。実施日を変更する場合もありますので、市報やお問合せなどにより事前にご確認ください。
※日曜日（特別開設を除く）、祝日、休日、年末年始（12月31日～1月3日）は受入れを行っていません。

台風接近時等のごみ収集の有無に関する情報について

ごみ収集の有無については、市ホームページ、緊急情報メール、エフエムやつしろ、ひこいちテレビ、RKKデータ放送「デタポン」、ごみ分別アプリ「さんあーる」などで情報を流しますのでご確認ください。

〈広告〉



ごみの運搬を他人にお願いする場合

ごみをエコエイトやつしろに持ち込む際、ご自身での運搬が困難な場合は、八代市から収集運搬の許可を得ている事業者に依頼してください。

ごみ減量化関係補助金

「生ごみ堆肥化容器等設置助成金」

ごみの減量化・資源化を推進するため、家庭用の生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機などを購入された方に助成金を交付しています。

助成対象になるもの

①**生ごみ堆肥化容器**（コンポスト化容器、その他生ごみを分解する専用容器など）
②**電気式生ごみ処理機**（家庭用の電気式生ごみ処理機）

助成金額

種別	生ごみ堆肥化容器の場合	電気式生ごみ処理機の場合
助成金額	購入額の1/2 （※上限額5千円まで）	購入額の1/2 （※上限額3万円まで）
助成内容など	3基まで （※1年間に1世帯につき） 本体以外の発酵促進剤などは対象外。	1機まで （※5年間に1世帯につき） ※ディスポーザー、設置工事が必要なもの、再使用品（中古品）、自作品などは対象外。 ※事前登録が必要です。

対象者

- 八代市内に居住し、住民登録があること
- 八代市内のご家庭（自宅）で使用すること（※事業所は対象外です。）
- 申請者世帯に市税等の滞納がないこと
- 電気式生ごみ処理機の場合は、購入前に事前登録が必要。

「生ごみ堆肥化容器等設置助成金」の問合せについて

助成金の申請方法やお問合せなどは、循環社会推進課（☎34-1997）までお願いします。

ごみ・資源の分別アプリ「さんあーる」のご紹介

ご家庭のごみや資源物についての情報が簡単でわかりやすいように、スマートフォンやタブレット端末向けの**ごみ・資源の分別アプリ「さんあーる」**を配信しています。

（ご注意※本アプリのダウンロードやご利用にはデータ通信料がかかり、利用者の負担になります。）

分別アプリ「さんあーる」の主な機能は次のとおりです。

「分別検索」機能
ごみ・資源物の品名から分別方法をおしえてくれます。

「収集カレンダー」機能
「燃えるごみ」「資源の日」の収集日をカレンダー表示で確認できます。

「ごみ出し日通知」機能
お住まいの地域の収集日をアラームでお知らせします。

「情報提供」機能
ごみや資源物に関するいろいろな情報がわかります。

ごみ・資源の分別アプリ「さんあーる」のQRコード

Google Playの場合（アンドロイドAndroidをお使いの方）	App Storeの場合（アイフォンiPhoneをお使いの方）

〈広告〉



ペット他

問 環境課　鏡支所：市民環境課　坂本・千丁・東陽・泉支所：地域振興課

犬の登録（手数料：3,000円／頭）

生後91日以上の飼い犬は、登録（生涯1回）が法律で義務付けられています。また飼い主が変わった場合も登録の変更が必要です。

登録は、環境課（エコエイトやつしろ）、各支所地域振興課（鏡支所市民環境課）、下記の動物病院で行うことができます。

狂犬病予防注射（手数料500円＋注射料金）

生後91日以上の飼い犬は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが、法律で義務付けられています。

狂犬病予防注射は、4月に実施する集合注射（場所：飼い主に郵送にて通知）か各動物病院で受けてください。（注射料金は病院によって異なりますので事前にご確認ください）

◎交付された注射済票・鑑札は、犬の首輪に着けてください。

※狂犬病は、人はもちろん犬等のほ乳類共通の感染症で、発症するとほぼ100％死亡する病気です。現在でも近隣諸国をはじめ、世界中で狂犬病は発生しています。もしも狂犬病が侵入した時、蔓延を防ぐ為にも必ず予防注射を受けさせてください。

動物病院でも手続きができます。

下記動物病院では、登録・予防注射（登録鑑札・注射済票の交付）が一括して行えます。

名称	住所	連絡先
赤司動物病院	永碇町1248	34-7755
グリーンヒル動物病院	古閑上町146-1	30-7117
八代ペットクリニック	上片町1019	32-2725
たくみ動物病院	鏡町下村1425-1	43-8000
なかじま動物病院	氷川町鹿島775-2	52-0467

※市外の動物病院で狂犬病予防注射を受けられた場合は、動物病院が発行する注射済証（予防注射を受けたことの証明書）と手数料（500円）を持参の上、環境課、または各支所地域振興課（鏡支所市民環境課）へ届け出てください。注射済票を交付します。

飼い犬についての各種届出

こんなとき	届出先	必要なもの
新たに犬を飼うとき	市内の各動物病院・環境課・各支所地域振興課（鏡支所市民環境課）	鑑札交付手数料：3,000円
狂犬病予防注射	市内の各動物病院又は市が行う集合注射（4月頃）	注射済票交付手数料500円と集合注射料金 ※動物病院で受ける場合は、料金が異なりますので事前に確認をお願いします。
飼い犬の死亡	環境課・各支所地域振興課（鏡支所市民環境課）	鑑札・注射済票
飼い主の変更	環境課・各支所地域振興課（鏡支所市民環境課）	
他市町村からの転入	環境課・各支所地域振興課（鏡支所市民環境課）	鑑札・注射済票
他市町村へ転出	転出先の市役所・役場	鑑札・注射済票
市内の住所変更	環境課・各支所地域振興課（鏡支所市民環境課）	
鑑札、注射済票の紛失	環境課・各支所地域振興課（鏡支所市民環境課）	再交付手数料：鑑札400円 注射済票300円

お願い

- 飼い犬の「ふん」は持ち帰ろう！
  飼い犬の「ふん」による道路や公園などの公共の場所、民有地が汚されるといった苦情が増えています。散歩をされるときは引き綱でつなぎ、「ふん」を処理する道具を携帯しましょう。また、排泄した「ふん」は必ず持ち帰りましょう。
- 犬の放し飼いはやめましょう！
  犬の放し飼いの苦情がたくさん寄せられています。必ず犬はつないでおきましょう。

おしらせ

- 野良猫にえさを与えないでください！
  野良猫にえさを与えていると、えさを求めて猫が集まり、糞や尿、鳴き声などで周囲の方に迷惑をかけています。また、飼い主のいない不幸な猫を増やしてしまうことにも繋がります。えさを与えるならば、責任を持って、自分の猫として飼ってあげてください。

蜂の巣の駆除について

私有地にある蜂の巣の駆除は、所有者で対応をお願いしております。特定の業者のあっせんなどはしておりませんので、駆除を依頼される方は、「タウンページ」→「ハチ駆除」をご覧ください。

火葬場（斎場）

八代市斎場

1. 所在地：八代市松崎町370番地1
2. 電話番号：32-3844
3. 開場時間：午前9時から午後5時（遺体の搬入は午後3時30分）までです。
4. 斎場休日：原則1月1日のみです。
（ただし、特別の事情があるときはこの限りではありません）

八代生活環境事務組合斎場

1. 所在地：八代市東陽町南2811番地
2. 電話番号：65-3535
3. 斎場休日：原則1月1日のみです。
（ただし、特別の事情があるときはこの限りではありません）

斎場使用料

斎場の使用料は下記のとおりです。本庁・各支所の窓口で埋火葬許可申請時又は斎場使用許可申請時にお支払ください。

種別		単位	使用料	
			市内	市外
ご遺体	15歳以上	1体	5,000円	20,000円
	15歳未満	1体	3,500円	15,000円
死産児		1体	2,500円	10,000円
改葬等による焼骨料		1体	1,500円	5,000円
産汚物類		1個	500円	1,000円

※八代郡氷川町に住所を有する者の火葬に係る使用料につきまして、この表の規定にかかわらず市内の使用料が適用されます。

死亡届・埋火葬許可申請書及び斎場使用許可申請については市民課（33-4110）へお尋ねください。

し尿・浄化槽 清掃関係

八代市では、お住まいの地域ごとで、し尿・浄化槽の清掃を行う業者が異なります。

し尿収集及び浄化槽清掃の手数料については、下記のとおりお問い合わせください。

	し尿	浄化槽
本庁管内	（協）八代清掃公社 ☎33-5145	
千丁・坂本・東陽・泉支所管内	（有）八代郡環境衛生センター ☎52-1605	（有）八代郡浄化槽管理センター ☎52-2315
鏡支所管内※1	（有）八代郡環境衛生センター ☎52-1605	（有）八代郡浄化槽管理センター ☎52-2315
	（株）イケダ ☎52-1405	

※1　鏡支所管内については、お住まいの場所で、収集業者が異なりますので、鏡支所管内の業者にご確認ください。

〈広告〉





住宅・土地

大規模な土地の取り引きをするときは

問 建設政策課 ☎33-4116

国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発を防ぐため土地取引について届出義務を設けています。

一定面積以上の一団の土地について、土地売買等の契約を締結した場合、譲受人は契約後2週間以内（契約日を含む）に市長を経由して、知事に届け出なければなりません。

届け出ることとなる土地の面積は次のとおりです。

- 都市計画区域　　5,000㎡以上
- 都市計画区域外　10,000㎡以上

開発行為を行うときは許可が必要です

問 建設政策課 ☎33-4116

建築等を目的に土地の開発行為を行う場合は都市計画法の許可が必要です。

都市計画区域では3,000㎡以上の開発行為を行う場合、許可が必要です。

都市計画区域外では10,000㎡以上の開発行為を行う場合は許可が必要です。

一定規模以上の建物などの建築や外観の変更を行う場合は届出が必要です

問 建設政策課 ☎33-4116

一定規模以上の建物や塀などの新築や増築、色の塗り替え等を行う場合は、景観に配慮した内容であるかを確認するため、景観法に基づく届け出が必要となります。

都市計画図・地形図（白図）を購入するには

問 建設政策課 ☎33-4116

建設政策課では、都市計画図及び地形図（白図）を販売しています。

販売している都市計画図・地形図（白図）の種類と価格

種類	番号又は主な掲載範囲	用紙	縮尺	価格（税込）
都市計画図	旧八代市+旧鏡町+旧千丁町	A0	1/25,000	1,500円
	No.1　鏡町	A0	1/10,000	1,200円
	No.2　外港	A1	1/10,000	1,000円
	No.3　中心部	A0	1/10,000	1,500円
	No.5　日奈久	A0	1/10,000	1,200円
地形図（白地図）	市内全域	A3	1/150,000	100円
	市内全域	A0	1/50,000	400円
	旧八代市+旧鏡町+旧千丁町	A0	1/25,000	400円
	No.1～No.18	A0 A1	1/10,000	400円
	No.1～No.83 No.101～No.111	A0	1/2,500	400円

※番号、掲載範囲については、ホームページ記載の八代市都市計画基本図図郭割図をご覧ください。

被災した「宅地」と「私道」の復旧を支援します

問 建設政策課 ☎33-4116

令和2年7月豪雨により被災した宅地の擁壁・地盤等の復旧工事や、私道の原形復旧工事に要する経費の一部を支援します。詳しい内容についてはご相談ください。

建物を建築するときは建築確認申請が必要です。

問 建築指導課 ☎33-4750 FAX33-4461

八代市内に建物を建てようとする人（建築主）は、建築工事に着手する前に、市建築指導課または指定確認検査機関に建築確認の申請をしなければなりません。

建築計画が建築基準法やその他関係法令の規定に適合しているかを確認し、適合している場合は確認済証を交付します。交付を受けた後でなければ工事に着手することはできませんので注意してください。

※小規模な増改築など、建築確認申請が不要となる場合もあります。

八代市戸建木造住宅耐震化支援事業のお知らせ

問 建築指導課 ☎33-4750 FAX33-4461

あなたの住宅は大地震に耐えられますか。

今後の大地震に備え、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、木造住宅の耐震化を行う方に、その費用の一部を補助します。

支援事業として以下の事業を行っています。

①耐震診断士派遣事業（耐震診断）
②耐震改修設計
③耐震改修工事
④建替え工事
⑤耐震シェルター設置工事

※補助対象の木造住宅は、おもに昭和56年5月までに建築を着手した住宅です。
また②～④の設計や工事は補助申請の前に、耐震診断を行い「倒壊の危険性がある」と判断されたものが対象となります。その他、対象となる住宅や申請者については条件があるため、まずは建築指導課にご相談お願いします。

市営住宅

問 本庁住宅課・各支所建設地域事務所

入居申込み資格

市営住宅は住宅に困窮している方を対象としていますので、入居者資格に該当しない人は申込ができません。

(1)現に住宅に困窮していることが明らかな人
(2)市税等を滞納していない人
(3)同居又は同居しようとする親族(同居予定者)がある人

内縁関係にある方や婚約者のある方も申し込めます。内縁関係の方は、その関係が住民票で確認できる場合に限ります。婚約者の方は、3ヶ月以内に結婚される場合に限ります。

※下記のいずれかに該当する場合は単身者でも可。(ただし、井揚町団地、流藻川団地、中次団地、下岳上団地に限ります)

①60歳以上の人
②身体障害者手帳の等級が1級から4級までの人
③精神障害者保健福祉手帳の等級が1級から3級までの人
④③の程度に該当する知的障害者
⑤生活保護法による被保護者
⑥戦傷病者手帳の障害の程度が特別項症から第6項症までの人
⑦原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人
⑧海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から5年を経過していない人
⑨ハンセン病療養所入所者等
⑩DV被害者(詳細な条件があります)

(4)過去1年間の月収入額が基準を超えない人

一般世帯の場合	高齢者・障がい者世帯等の場合(裁量階層世帯)
(月額)158,000円以下	(月額)214,000円以下

申込方法・入居決定

市営住宅については毎年6月頃公募を行います。公開抽選会を実施し、団地ごとの入居待機順位を決定します。

また、公開抽選会後は随時受付を実施しており、入居待機順位は公開抽選会で決定した順位の下位になります。

申し込み・問合せ先

- 八代市住宅課 ☎33-4122
- 八代市坂本地域建設事務所 ☎45-2290
- 八代市千丁建設地域事務所 ☎46-1104
- 八代市鏡建設地域事務所 ☎52-7820
- 八代市東陽建設地域事務所 ☎65-2115
- 八代市泉建設地域事務所 ☎67-2115

道路

問 旧八代管内	土木課	☎33-4121
坂本支所管内	坂本建設地域事務所	☎45-2290
千丁支所管内	千丁建設地域事務所	☎46-1104
鏡支所管内	鏡建設地域事務所	☎52-7820
東陽支所管内	東陽建設地域事務所	☎65-2115
泉支所管内	泉建設地域事務所	☎67-2115

市道に関する要望は

市道の整備や改良工事(補修等、緊急を要するもの以外)についての要望は、地元市政協力員を通して連絡をお願いします。

境界確定(確認)の手続きについて

八代市が管理する市道と里道において、民有地との境界を確定する場合は官民境界確定協議書の提出が必要です。

市道の占用って何?

市道に排水管、工事用足場などを設置する場合には道路管理者(八代市)の許可が必要です。設置する場所や構造には一定の制限がありますので事前にご相談ください。

また、占用物件の許可期間は、最長で5年です。許可期限後も引き続き使用される場合は、占用継続の手続きを済ませてください。

なお、工事の際には警察の道路使用許可も必要ですので、所轄警察署へもお問い合わせください。

道路を改造するときは?

市道沿いの民地への車両乗入口がない等の理由で、道路に関する工事(歩道切り下げ、ガードレール撤去、街路樹の移植など)をする時は、道路管理者の承認を得た後、自費にて施工していただくことになります。歩道通行者の安全のため、乗入口の幅等は最低限必要な分のみとなります。

また、構造等にも一定の制限がありますので、お早めにご相談ください。

道路の穴ぼこや危険な場所を発見したら

通勤途中や散歩などで、道路の陥没・損傷や危険な場所を発見したら、事故を未然に防ぐためにもすぐにご連絡をお願いします。また、街路灯の球切れや水たまり(雨が降っていないのに水が溜まっている箇所)なども、お気づきになりましたらお知らせください。

例 ＊直径30センチくらいの穴が開いている。
＊道路の端(路肩)が欠けている。
＊20センチくらいの石が3個落ちている。
＊照明灯が切れている。

※私道や私有地内については対応できません。

河川

問			
	旧八代管内	土木課	☎33-4121
	坂本支所管内	坂本建設地域事務所	☎45-2290
	千丁支所管内	千丁建設地域事務所	☎46-1104
	鏡支所管内	鏡建設地域事務所	☎52-7820
	東陽支所管内	東陽建設地域事務所	☎65-2115
	泉支所管内	泉建設地域事務所	☎67-2115

河川や水路の敷地は市民全体の財産です

河川や水路のうち、準用河川、法定外公共物（水路）は、八代市が財産・機能管理を行っております。河川や水路の種類の確認、各種手続きは、本庁管内は土木課、支所管内は各建設地域事務所（坂本、千丁、鏡、東陽、泉）にお問い合わせください。

境界確定の手続きについて

八代市が管理する河川や水路において、民有地との境界を確定する場合は官民境界確定協議書の提出が必要です。

通路（橋梁）等や護岸を設置するときは

八代市が管理する河川や水路の上下に、許可なく通路（橋梁）、給水管、排水管等を設置する行為は禁止されています。通路（橋梁）、給水管、排水管等を設置する必要がある場合や、河川や水路と民有地の境界に護岸を設置する場合は許可申請手続きが必要です。

不法投棄や不法埋立て等を見かけたら

八代市が管理する河川や水路、堤防、河川敷等に、ごみ等を捨てること、埋立てることは、禁止されています。もし、見かけたら、ご連絡をお願いします。

〈広告〉

一般土木工事業
とび／土木工事業
舗装工事業
塗装工事業
管工事水道施設業
しゅんせつ業
石業／産業廃棄物（収集・運搬）

MATSUMOTO

株式会社 松本建設

〒869-4403　熊本県八代市泉町下岳 4390
TEL 0965-67-1588　FAX 0965-67-3003
Mail:aej05775@nifty.com
URL:matsumoto-kensetsu.com

公園

問			
	旧八代管内	都市整備課　公園緑地係	☎33-4123
	坂本支所管内	坂本建設地域事務所	☎45-2290
	千丁支所管内	千丁建設地域事務所	☎46-1104
	鏡支所管内	鏡建設地域事務所	☎52-7820
	東陽支所管内	東陽建設地域事務所	☎65-2115
	泉支所管内	泉建設地域事務所	☎67-2115

貸出しについて

①球磨川河川緑地・麦島東公園・高島公園・北部中央公園・松崎公園・郡築大砲多目的運動場のグラウンド貸出しは、八代市立総合体育館（☎35-0150）に連絡してください。
②日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」のグラウンド貸出しは、日奈久ドリームランド管理事務所（☎38-2039）に連絡してください。
③その他公園の貸出しは、旧八代管内は都市整備課、支所管内は各支所の建設地域事務所にお問い合わせください。
（公園を大人数で使用する場合や、公園内でイベントを開催したい場合は、早めにご相談ください）

工作物の占用について

①八代市が管理する公園に、許可なく工作物を占用する行為は禁止されています。
工作物を占用する場合は、許可申請手続きが必要です。
②露天等を出店したい場合は、申請が必要になりますので早めに手続きをお願いします。

不法投棄等について

八代市が管理する公園に、ごみ等を捨てることは禁止されています。もし見かけたらご連絡をお願いします。

火気使用について

八代市が管理する公園で、火気（バーベキュー・花火等）を使用することは禁止されています。もし見かけたらご連絡をお願いします。

犬等の排泄物について

八代市が管理する公園で、犬等を散歩させるときには、必ずリードの使用をお願いします。
また、ふんを処理するための用具を携帯し、持ち帰りをお願いします。なお、マナーが悪かった複数の公園では犬の散歩が禁止されていますので、看板等を確認してください。

公園の各種手続き先について

公園の各種手続きは、旧八代管内は都市整備課、支所管内は各支所の建設地域事務所にお問い合わせください。

水道

水道・簡易水道

水道に関する届出

次のような場合は、届出が必要です（届出は電話でも構いません）。

①引越してきたとき　②引越しをするとき
③長期間、水道を使用しないとき
④使用者の名義が変わるとき
⑤水道を廃止するとき（建物を壊すなど）

メーターの検針

毎月一度水道メーターの検針にお伺いします。検針がスムーズに行えますよう次のことにご協力をお願いします。

①メーターボックスの上に物を置かないでください。
②メーターボックスの中は、きれいにしておいてください。
③犬は放し飼いにしないで、出入り口やメーターボックスから離してつないでください。
④家の増改築の際には、メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。

料金の請求・支払い

水道料金は、毎月請求します。お支払い方法は、口座振替または金融機関・コンビニ等で納付してください。

水道管の漏水等の修理について

漏水は大切な水をムダにするだけでなく、お客様の料金負担も大きくなります。水道局指定の給水装置工事事業者に修理を申し込んでください。

水漏れの点検方法

①全ての蛇口を閉める。
②水道メーターのパイロット（右図）をチェックする。
③回転していればどこかで漏水している可能性があります。



水道料金

上水道（旧八代市）　（税込）

種別	基本料金（1月）		超過料金（1㎥につき）
一般用	8㎥	858円	132円

※別途メーター使用料がかかります（13㎜ 66円、20㎜ 121円等）。

上水道（鏡町、千丁町、東陽町・泉町の一部）　（税込）

種別	基本料金（1月）		超過料金（1㎥につき）
一般用	8㎥	1,100円	137.5円

簡易水道（計量給水区域）（二見洲口町白島地区、坂本町、東陽町・泉町の一部）（税込）

種別	基本料金（1月）		超過料金（1㎥につき）
一般用	8㎥	1,573円	169円

※別途メーター使用料がかかります（13㎜ 66円、20㎜ 121円等）。

簡易水道（放任給水区域）（泉町の一部）
1月につき600円（税込）

連絡先

上水道（旧八代市）
上下水道お客様センター　32-7194 FAX32-0934

上水道（鏡町、千丁町、東陽町・泉町の一部）
八代生活環境事務組合　62-2049 FAX62-4829

簡易水道（二見洲口町白島地区、坂本町、東陽町・泉町の一部）
水道局　業務係　33-1868 FAX32-0934

〈広告〉

建設業県知事許可　八代市指定給水装置工事事業者
排水設備指定工事店　登録電気工事業者
湯野住宅株式会社
増改築（リフォーム）工事
介護保険工事（トイレ工事、手すり工事 他）
上水道・下水道・浄化槽・システムバス
システムキッチン・天日・ポンプ
ボイラー・温水器・オール電化
照明設備・電気工事・エアコン工事 他
〒866-0877　熊本県八代市田中北町1-4
TEL 0965-35-1233

・排水管洗浄工事
・管内カメラ調査
お気軽に連絡下さい
一般・産業廃棄物収集運搬・処理業・排水管清掃業
皆様の資源を大切に！粗大ゴミ承ります！
株式会社 マルミ
0120-538-032
〒869-5163 八代市三江湖町87　マルミ　検索
TEL 0965-33-5177 / FAX 0965-33-5535

・八代市上下水道指定工事店
・八代郡生活環境指定工事店
熊本県知事許可 第15720号
Tagami 有限会社 ハウテックタガミ
代表取締役　田上 潤一
水廻りのことならお気軽にご相談下さい！
〒866-0082　熊本県八代市大福寺町760-1
TEL 0965-39-8601
FAX 0965-39-8602
E-mail　hautec-tagami@waltz.ocn.ne.jp

下水道

下水道の役割

下水道は、私たちの生活環境を安全で快適なものにするために重要な役割を果たしています。

下水道が整備されると、降雨による浸水の防止、汚れた川の解消、トイレの水洗化などで川や海もきれいになり、清潔で快適な暮らしができます。

下水道受益者負担金・分担金は

問 下水道総務課　業務係　☎33-4147

下水道が整備されると、土地の便益性が高くなります。したがって、その便益を受ける人（土地・家屋の所有者、または賃借人等）に下水道建設費の一部を負担していただくものです。

下水道を利用するための改造工事は

問 下水道総務課　水洗化促進係　☎33-4147

下水道を整備しますと、下水道を使用できる区域（処理区域）を決めて、「広報やつしろ」や地元説明会等でお知らせします。

この処理区域内の人は、台所や風呂などの汚水を下水道に接続する工事を遅滞なくしなければなりません。

浄化槽についても、速やかに下水道に直結するよう義務づけられています。また、くみ取り便所については、3年以内に水洗便所に改造するように、法律で義務づけられています。

下水道に接続する工事や水洗化工事をするときの手続きは

問 下水道総務課　水洗化促進係　☎33-4147

下水道総務課への届け出が必要です。工事は、指定工事店以外ではできませんので、八代市が指定する「指定工事店」へ申し込んでください。「指定工事店」では設計から施工、排水設備工事費の助成金や融資あっせんの申し込みなどの手続きをします。

〈広告〉



排水設備工事費の助成金や融資あっせん利子補給を受けたい方は

問 下水道総務課　水洗化促進係　☎33-4147

排水設備工事をする方のために、助成金及び融資あっせん利子補給制度を設けております。

排水設備工事費助成金

- くみ取り便所からの改造工事……80,000円
- 単独浄化槽からの改造工事……40,000円
- 合併浄化槽（補助金なし）からの改造工事…30,000円
- 合併浄化槽（補助金あり）からの改造工事…20,000円

排水設備工事費融資あっせん利子補給

- 融資限度額……50万円以内
- 返済期間……36ヶ月以内
- 融資利率……年4.5％
- 利子補給額
  ①1年以内に排水設備工事を行った場合
  …利子の全額
  ②1年を超え3年以内に排水設備工事を行った場合
  …利子の半額

下水道使用料・農業集落排水使用料・公共浄化槽使用料の支払方法は

問 下水道総務課　業務係・水洗化促進係　☎33-4147

下水道や農業集落排水・公共浄化槽をご使用になりますと、施設の維持管理等の経費として使用料を納めていただくことになります。使用料は口座振替、または納付書で納入となっています。（一部地域を除く。コンビニでも支払可。）

下水道についてのお問い合わせは

問 下水道建設課　計画係・建設係　☎33-4458
下水道総務課　業務係・水洗化促進係　☎33-4147

下水道の整備計画、下水道工事、排水設備工事及び助成金・融資あっせん利子補給制度、下水道・農業集落排水・公共浄化槽使用料、受益者負担金等の詳細についてはお気軽にご相談ください。

新築等による汚水桝設置は

問 下水道建設課　計画係　☎33-4458

新築等により汚水桝設置が必要となる場合は八代市で設置を行います。（一部例外を除く）

汚水が流れないと感じたときは

問 下水道建設課　計画係　☎33-4458
下水道総務課　水洗化促進係　☎33-4147

ご家庭の汚水が流れないと感じたときはご連絡ください。

税金

市税

問 【課税関係】本庁市民税課・資産税課
【証明関係】本庁市民課・本庁市民課・日奈久出張所
鏡支所市民環境課・各支所地域振興課
【納税関係】本庁納税課

市民税

市民税には、個人市民税と法人市民税とがあります。

個人市民税

個人にかかる市民税は均等割と所得割があり、毎年1月1日現在八代市に住所がある人で前年にある一定額以上の所得があった人に課税されます。

なお、県民税は、市民税と合わせて課税されることになっています。

個人市民税の税額

均等割 市民税3,500円／県民税2,000円
合計5,500円

所得割 前年中の所得に応じて課税されます。

個人市民税の申告

毎年1月1日現在の住所地の市町村長に対し、同年3月15日までに申告をしてください。ただし、所得税の申告をした人、給与所得のみで年末調整をした人、公的年金収入のみで一定金額以下の人などは申告をする必要はありません。なお、所得のない人でも、各種証明や福祉サービスなどの手続きで必要な場合がありますので申告をお願いします。

個人市民税の納期

徴収方法によって異なり、納期は以下の通りです。

納付方法	納付時期
納付書又は口座振替による納付【普通徴収】	6月・8月・10月・12月の年4回
給与からの天引き【特別徴収】	6月から翌年5月までの年12回
年金からの天引き【特別徴収】	＊新規の場合＊ 6月・8月の普通徴収分と、10月・12月・翌年2月の年金から特別徴収分の年5回 ＊継続の場合＊ 年6回の年金から特別徴収

個人市民税の減免

次のような場合は、申請によって減免されることがあります。

- 災害により所有する居住用の住宅・家財に一定規模以上の損害を受けた人
- 生活保護を受給している人
- 失業等（自己都合退職、定年退職等を除く）により所得が著しく減少し、納税が困難と認められる人　など

法人市民税

法人の市民税は、事業所・事務所などにかかる税金で、均等割と法人税割があり、均等割は資本金等の額と従業員の数により、法人税割は法人税額を課税標準として課税されます。

〈広告〉

ISO9001認証取得
認定支援機関

株式会社インフォミックス
宍倉渉税理士事務所
税理士・TKC会員・事業承継士　宍倉 渉・松田 文秋・岩根 佳輝

お気軽にご相談ください
税務、会計、決算、申告業務　独立、開業、法人設立
経営改善、経営力強化　相続対策、自社株評価、ISO取得支援
資金調達、企業再生、事業承継　社会福祉・医療・公益法人　など

TEL (0965)33-3521　FAX 0965-33-3523
〒866-0866 熊本県八代市鷹辻町5-25　ホームページ http://www.sisikura-oda.jp/pc/

軽自動車税（種別割）

毎年4月1日現在で登録されている軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

主な軽自動車税（種別割）の税額

区分					年税額
原動機付自転車	2輪	50cc以下			2,000円
		50cc超90cc以下			2,000円
		90cc超125cc以下			2,400円
	ミニカー				3,700円
軽自動車	2輪（側車付を含む）（125cc超250cc以下）				3,600円
	3輪のもの（660cc以下）	最初の新規検査日が平成27年3月31日以前			3,100円
		最初の新規検査日が平成27年4月1日以降			3,900円
		最初の新規検査日から13年経過			4,600円
軽自動車	4輪以上のもの（660cc以下）	最初の新規検査日が平成27年3月31日以前	乗用	営業用	5,500円
				自家用	7,200円
			貨物用	営業用	3,000円
				自家用	4,000円
		最初の新規検査日が平成27年4月1日以降	乗用	営業用	6,900円
				自家用	10,800円
			貨物用	営業用	3,800円
				自家用	5,000円
		最初の新規検査日から13年経過	乗用	営業用	8,200円
				自家用	12,900円
			貨物用	営業用	4,500円
				自家用	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用				2,400円
	その他				5,900円
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの				6,000円

軽自動車税（種別割）の減免

障害者手帳等をお持ちの方が使用する軽自動車などで、必要と認められる場合は、1台にかぎり軽自動車税（種別割）が減免されます。（すでに普通自動車税で減免されている場合は対象となりません。）

※受付期間は4月1日から納期限の7日前までです。

軽自動車税（種別割）の納期

軽自動車税の納期は5月です。

固定資産税

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

固定資産税の対象となるもの

土地

田、畑、宅地、雑種地、池沼、山林、牧場、原野など



家屋

住宅、店舗、工場、倉庫、その他の建物



償却資産

会社や個人で建設業や飲食業、農業などの事業を行っている人が、その事業のために使用することができる機械や器具、備品などの償却資産

【主な償却資産の例】

構築物	店舗内装、門、塀、舗装路面、ビニールハウス、畦畔、暗渠排水、広告塔など
機械及び装置	各種加工製造用機械、工作機械、建設機械、農業用機械、太陽光発電設備など
船舶	釣り船、漁船、砂利採取船など
車両及び運搬具	大型特殊自動車（自動車税や軽自動車税が課税されるものは除く）など
工具、器具及び備品	机、椅子、テレビ、エアコン、厨房機器、医療機器、理・美容機器、各種工具など

※償却資産を所有している人は、毎年1月31日までに申告をお願いします。

固定資産税の税率

固定資産税の税率は1.6％です。固定資産の課税標準額に税率を乗じたものが税額となります。

税額＝課税標準額×1.6％

固定資産税の減免

次のような場合は、申請によって減免されることがあります。

- 生活保護を受給している人
- 災害などにより、固定資産に著しく損害を受けた人
- 公益のために直接使用される固定資産（有料で使用するものを除く）

固定資産税の納期

納期は5月、7月、11月、翌1月の年4回です。

市税に関する証明・閲覧

市税に関する証明や閲覧事項は、原則として納税義務者、固定資産の所有者などの承諾がなければ、証明書の交付や課税台帳の閲覧をすることができません。

申請ができる人と持参するもの

本人

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など公的機関の発行したもので有効期限内のもの）

代理人によって申請する場合

(1)個人の場合

本人が署名した委任状と代理人の本人確認書類

(2)法人の場合

法人からの委任状と来庁者の本人確認書類

※委任状に押印する印鑑は、登記してある会社印になります。

主な税務証明及び手数料

種類	証明の内容	手数料
所得証明	所得金額、市県民税課税額など	1件 300円
納税証明	市税の納付額など	
資産証明	土地・家屋の地番、面積、地目、所有者、評価額、課税標準額、税相当額など	1枚 300円
閲覧	字図（地番図）	1件 300円（写し含む）

※所得証明書は、コンビニエンスストアでも証明書の交付を行っています。マイナンバーカードが必要です。

市税の口座振替

市税の納付は、口座振替をご利用ください。

口座振替ができる市税

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

手続き場所

右記の口座振替ができる金融機関の窓口

口座振替ができる金融機関

肥後銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、熊本銀行、南日本銀行、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、熊本県信用組合、九州労働金庫、八代地域農協、ゆうちょ銀行

口座振替手続のとき必要なもの

預金通帳、通帳届出印、納税通知書、（納税通知書に同封されている）口座振替依頼書

※ゆうちょ銀行については、ゆうちょ銀行及び郵便局備付けの「自動払込利用申込書」にてお申込みください。
※口座振替依頼書がお手元にない場合は、八代市内の各金融機関窓口に備付けてありますのでそちらをご利用ください。
※市県民税（特別徴収）、法人市民税は、口座振替の対象外です。
※軽自動車税については、所有する全車両の軽自動車税が口座振替の対象となります。1台ごとの口座振替はできません。
※納期を過ぎたものの口座振替や口座振替ができなかったものの再振替はできません。

市税の納付書での納付

市税の納付書での納付は、下記の場所でできます。

- 八代市役所、各支所、各出張所
- 八代市指定金融機関（肥後銀行本支店）
- 八代市収納代理金融機関…八代市内の銀行、信用金庫、信用組合、九州労働金庫及び八代地域農協
- 九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（納期限後および沖縄県を除く）
- 全国のコンビニエンスストア各店舗
- スマホアプリ決済（PayPay・LINEPay・PayB）

※市税…市県民税（普通徴収）、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税
※コンビニおよびスマホ決済については、納付書1枚の金額が30万円を超えるもの、納期限や使用期限を過ぎたものは取扱いができません。
※スマホ決済での納付は通信料が発生します。
※スマホ決済での納付は領収書は発行されません。

納期限内の納付を心がけましょう

納期限までに納付されないと、督促状が送付されますので、速やかに納付してください。その後も納付されない場合は、財産の差押などの滞納処分を受けることとなります。どうしても納付できない場合は、直ちに納税課にご相談ください。

〈広告〉

池松桂至税理士事務所
営業内容
法人・個人事業の月次巡回監査
記帳代行・会計ソフト導入
決算及び申告書作成・相続・申告
個人事業や法人設立の支援
経営相談・資金計画
熊本県八代市若草町7-3
☎0965-33-4878
FAX 0965-32-8896
URL http://www.ikematsu.net/

【営業内容】
法人、個人企業の記帳代行
決算及申告書作成
相続対策、経営相談
松岡信寛税理士事務所
マツオカ経営計算センター㈲
税務・会計・経営のコンサルタント
税理士 松岡信寛
八代市黄金町9-12
TEL 0965-32-8841
FAX 0965-32-8856

保健・福祉・医療・年金

保健事業

問 健康推進課 ☎33-5116　八代市保健センター ☎32-7200　鏡保健センター ☎52-5277

健康診査

皆さんの健康を確認していただくために、さまざまな健康診査を行っています。自覚症状がない人も油断せず、年に1回は必ず定期健診を受け、早期発見、早期治療に努めましょう。

健診名	内容	対象者
特定健診（国民健康保険）	身体測定・血液検査・検尿・血圧・心電図など	40～74歳以下で八代市の国民健康保険に加入している人
後期高齢者健診	身体測定・血液検査・検尿・血圧測定など	75歳以上の人（満75歳の誕生日から対象）また、65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度に加入している人
高齢者歯科健診	歯周病・噛み合わせ等を調べる検査	75歳以上の人（満75歳の誕生日から対象）また、65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度に加入している人
基本健診（生活保護受給者）	身体測定・血液検査・検尿・血圧測定など	40歳以上の生活保護受給者で、医療保険に加入していない人
ヤング健診	基本健診・歯周病検診（必須） 腹部超音波検診・乳がん検診（乳房エコー） 子宮頸がん検診	20～39歳 ※乳がん検診は、30歳以上の女性

検診名	内容	対象者
肝炎ウイルス検診	• B型肝炎ウイルス検診 • C型肝炎ウイルス検診	40歳 （過去に検査を受けた事のない人）
胃がん検診	問診・胃エックス線検査（バリウム）	40歳以上
肺がん・結核検診	問診・胸部エックス線検査・喀痰細胞診検査 （問診の結果必要な人のみ）	40歳以上
大腸がん検診	問診・便潜血反応検査2日法	40歳以上
前立腺がん検診	PSA検査	50歳以上男性
子宮頸がん検診	問診・視診・子宮頸部の細胞診検査	20歳以上女性
乳がん検診	問診・マンモグラフィ	40歳以上女性
腹部超音波検診	問診・腹部の超音波検査（エコー）	40歳以上
歯周病検診	歯周病を調べる検査	40～74歳

健康教育

保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が、健康に関するお話などを行います。

健康相談

健康づくりや育児・栄養・運動などについて、保健師や管理栄養士等が個別に相談に応じます。

訪問指導

保健師・管理栄養士等が家庭を訪問して、生活習慣病、妊娠、育児などに関する相談に応じます。

特定保健指導

特定健診の結果に基づき、生活習慣病予防や改善が必要な方には、保健指導を行います。

子育て世代包括支援センター

不安な気持ちや悩みを抱えているママやパパ達が安心して子育てができるよう相談に応じます。

産後ケア

産後の育児不安等がある方に授乳や乳房ケア、育児指導を行います。宿泊型と訪問型のケアがあります。

※利用の可否には審査があります。

こころの健康相談

こころに悩みをかかえている人やその家族の方に対し、悩みの理解や解決にむけて心理士が個別に相談に応じます。

乳幼児健康診査

4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健診、2歳児歯科健診を実施しています。対象者には個人通知しますので、通知後受診してください。

予防接種

予防接種は、すべて指定医療機関での個別接種です。

子どもは、冊子「予防接種と子どもの健康」や予防接種カレンダーをよく読んで受けてください。高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌は、広報やつしろや市のホームページを読んで適切な時期に受けてください。

母子健康手帳及び妊産婦健康診査受診券の交付

母子健康手帳は妊産婦健康診査や乳幼児健康診査などの記録を行うことで母子の健康管理に役立てる手帳です。八代市健康推進課（または鏡保健センター）で交付しています。妊娠届出書（医療機関名が記載されたもの）、マイナンバー及び本人確認に必要なもの（運転免許証や保険証、年金手帳など）をご持参ください。

不妊治療費助成

体外受精又は顕微授精による特定不妊治療及び人工授精による一般不妊治療を受けるご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。



国民健康保険

問 【課税・給付関係】本庁国保ねんきん課 ☎33-4113
各健康福祉地域事務所
(坂本)☎45-2213
(千丁)☎45-5183
(鏡)☎52-7836
(東陽)☎65-2113
(泉)☎67-2176
【納税関係】本庁納税課 ☎33-4109

加入と届出

八代市内に住んでいる75歳未満(65歳以上で一定の障がいがある人を除く)の人は、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、及び生活保護を受けている人などを除いて、八代市の国民健康保険(以下「国保」という。)に加入しなければなりません。

国保の加入者

国保では一人ひとりが被保険者となり、加入は世帯ごとで、世帯主が届出を行います。

八代市に外国人登録をしていて、3か月以上日本に滞在するものと認められた場合は、国保に加入しなければなりません。

※75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入します。

こんなときは14日以内に届出を

種類	届出の種類	手続きに必要なもの
加入するとき	子どもが生まれたとき	被保険者証、世帯主の預貯金通帳(国保加入者が出産した場合)、出産にかかった実費及び直接支払制度の利用を確認できる証明書
	他の市区町村から転入したとき	転出証明書、マイナンバーカード又は通知カード
	他の健康保険を脱退したとき	健康保険等資格喪失証明書、マイナンバーカード又は通知カード
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止証明書、マイナンバーカード又は通知カード
脱退するとき	死亡したとき	被保険者証、喪主の預貯金通帳
	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証、マイナンバーカード又は通知カード
	他の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険などの被保険者証、マイナンバーカード又は通知カード
	生活保護を受けはじめたとき	被保険者証、保護開始証明書、マイナンバーカード又は通知カード
その他	転居したとき	被保険者証、マイナンバーカード又は通知カード
	世帯を分離したり合併したとき	被保険者証、マイナンバーカード又は通知カード
	世帯主や氏名が変わったとき	被保険者証、マイナンバーカード又は通知カード
	修学のため世帯員が他の市区町村に転出するとき(学生の特例)	被保険者証、在学証明書、マイナンバーカード又は通知カード

※手続に必要な共通なものとして、上記のほかに届出人の顔写真付き身分証明書(運転免許証など)が必要となります。

注 意

国保加入の届出が遅れると、国保への加入資格が発生した時点までさかのぼって、国保税を支払うことになり、また、保険証がない期間の医療費は全額自己負担となる場合があります。

国民健康保険税

国民健康保険税(以下「国保税」という。)は、みなさんが病気やケガをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費に充てるための大切な財源になります。必ず納期までに納めてください。

なお、職場の健康保険や、後期高齢者医療保険に加入している人、生活保護を受けている人以外は国民健康保険(以下「国保」という。)に加入しなければなりません。

また、国保税は加入手続きを行った月からではなく、国保の資格が発生した月から計算します。加入の事由(八代市への転入や社会保険の資格喪失など)が生じたときは14日以内に手続きをしてください。

税率・税額

- 所得割…所得に応じた額
- 均等割…一人あたりの額
- 平等割…世帯あたりの額

	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分(40歳~64歳の人のみ)
所得割	10.6%	3.3%	2.7%
均等割	29,600円	9,300円	14,900円
平等割	22,000円	6,900円	-
限度額	63万円	19万円	17万円

(令和3年度)

国保税の軽減

所得の少ない世帯については均等割(一人あたりの額)と平等割(世帯あたりの額)を軽減する制度があります。

ただし、世帯内の国保加入者の中に所得の申告をしていない人がいますと、軽減することができませんので毎年必ず所得の申告をしてください。

※所得がない場合も、所得がないという申告が必要です。

国外から転入された人は、加入手続きの際に「国民健康保険税簡易申告書」の記入をお願いします。国外での収入は日本では課税対象となりませんのでご注意ください。

また、倒産・解雇・雇止めなどによる離職をされた方で、失業等給付を受ける方については軽減制度があります。窓口でご相談ください。

国保税の減免

国保税には被災したり、廃業などにより所得が激減した場合は、国保税を減免する制度があります。減免の要件は次のとおりです。

- 災害による減免
- 所得の激減による減免
- 給付制限の場合の減免(収監の場合の減免)

また、社会保険の被保険者だった人が75歳になり、後期高齢者医療制度に加入することでその被扶養者(65～74歳)だった人が国保に加入する場合は、申請していただくと、当分の間所得割が免除となります。また、国保加入後2年間は、均等割(一人あたりの額)が半額に、さらに、国保に加入している人が同一世帯内に一人になる場合には、平等割(世帯あたりの額)も半額になります。

国保税の支払方法と納期

国保税の支払方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2種類あります。

特別徴収とは、年金を受け取る度に(年6回)国保税を年金から直接お支払いいただく方法です。対象者は、世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であることや年金の年額が18万円以上であること、国保税と介護保険料を合わせた額が年金受給額の半分を超えないことなど一定の条件を満たす人です。

普通徴収とは、特別徴収以外の人の支払方法で、4月から3月までの年12回、納付書か口座振替でお支払いただく方法です。

特別徴収でのお支払いの人は、八代市に申し出をしていただくことにより、口座振替を条件に特別徴収から普通徴収へ支払方法を変更することができます。

納税義務者は世帯主

国保税の納付書は、世帯主あてに送られます。世帯主自身が社会保険などに加入していて国保の加入者でなくても、世帯主には納期限内に国保税を納める義務があります。

社会保険料控除について

国保税は、所得税及び住民税の申告の際に社会保険料控除の対象になります。

年金天引き(特別徴収)の場合

被保険者本人のみに適用されます。

その他の支払方法(普通徴収)の場合

国保税を実際に支払った方に適用されます。

医療費の負担割合

病気やけがで医療を受けるとき、国保を扱う病院・診療所で国保の保険証を提示すると一部負担金(負担割合の額)を支払うだけで医療を受けることができます。

年齢による区分	医療費の負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70歳以上　※注1	2割(所得により3割)

※注1)70歳の誕生日の属する翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後。

その他の給付

高額療養費

高額療養費について

70歳未満の場合

①同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関で支払った一部負担金が21,000円以上となったものが計算の対象となります。

②一つの世帯で、①で計算対象となった一部負担金の合計額が限度額を超えたとき(＝世帯合算)、高額療養費が支給されます。

区分	限度額(3回目まで)
ア	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%
イ	167,400円＋(総医療費－558,000円)×1%
ウ	80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%
エ	57,600円
オ	35,400円

- 医療機関ごとに計算します。
- 同じ医療機関でも入院と外来、医科と歯科は別々に計算します。
- 入院中の食事代や差額ベッド代などは、対象外となります。
- 過去12ヶ月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降は限度額が軽減されます。

70歳以上75歳未満の場合

①月の1日から末日までの1ヶ月間に支払った医療費が、負担限度額を超えたときは、申請により高額療養費が支給されます。

②外来を個別に計算し、次に外来と入院を合わせて計算します。(外来の限度額または同じ月に入院されている場合は、合算して支給されます。)

負担割合	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割負担	住民税課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費－842,000円)×1%≪140,100円≫	
	住民税課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費－558,000円)×1%≪93,000円≫	
	住民税課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費－267,000円)×1%≪44,400円≫	
2割負担	一般	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円≪44,400円≫
	区分Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ(※2)		15,000円

※1)同じ世帯の国保加入者と世帯主が住民税非課税の人

※2)同じ世帯の国保加入者と世帯主が住民税非課税で、それぞれ所得から必要経費を差し引くと0円になる人

※3)≪≫内は、過去1年間に高額療養費に3回以上該当した場合の4回目からの限度額です。

高額療養費の自動振込について

事前に専用の申請をしていただくことで、高額療養費の支給がある場合、該当する都度申請することなく、指定された口座に自動で振込を行うことができるようになりました。

- **対象**／原則として国保税の滞納が無い世帯
- **振込口座**／原則として世帯主名義の口座

限度額認定証について

高額な入院診療や外来診療を受けたとき、『限度額適用認定証』を医療機関などに提示することによって窓口での負担が限度額（82ページの表を参照）までとなります。

70歳未満の人と70歳以上の非課税世帯などの人は、事前に交付申請をしておくか、急に受診したとしても家族の人に頼んで受診した月内に申請すればその月から使える限度額適用認定証が交付されます。

出産育児一時金（R4.1月以降）

国保の被保険者が出産した場合には、申請によって出産育児一時金が40.8万円または42万円（出産した医療機関が「産科医療補償制度」に加入している場合のみ）支給されます。

- **対象**／八代市の国保に加入している人で、他法給付がない人（妊娠85日以上であれば、死産、人工流産は問いません）

※他法給付とは、社会保険などの被保険者（本人）で1年以上加入期間がある人は、資格喪失後であっても6ヶ月以内の出産であれば、社会保険などから出産育児一時金を受取ることができることです。

※出産育児一時金は通常、分娩する病院と契約を結ぶことにより、市から直接病院に支払われます。なお、出産費用が支給額（40.8万円または42万円）を下回った場合は、市に差額の申請をすることにより、後日本人に差額が支給されます。

葬祭費

国保の加入者が死亡した場合、その葬祭を行った人に葬祭費が2万円支給されます。

※亡くなった人が国保加入から3ヶ月以内の場合は以前の健康保険から支給される場合があります。

高額医療・高額介護合算制度

国保と介護保険の両方を利用し、1年間（8月～翌年7月）の一部負担金の合計額が限度額を超えた場合は、限度額を超えた額が払い戻されます。

ただし、食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

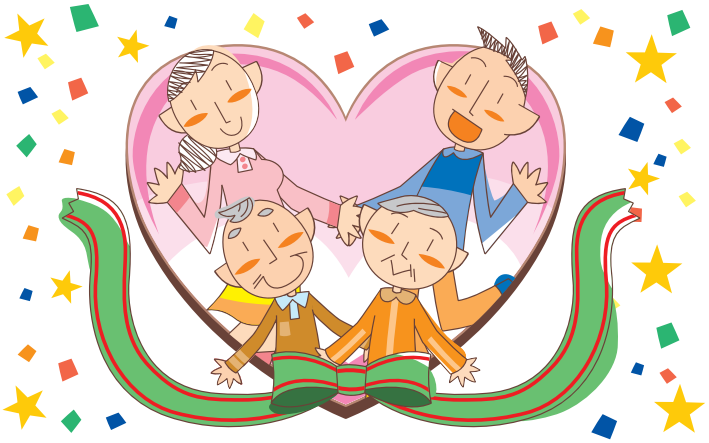
交通事故等にあったら届出を

交通事故にあい、けがをした場合でも国保を使用して診療を受けることができますが、本来、その医療費は、事故の原因となった第三者（加害者）が負担すべきものです。交通事故にあったら、警察に届け「事故証明書」をもらって国保の窓口に「第三者行為による傷病届」を提出してください。

※国保に届出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国保が使えなくなってしまうことがあります。示談を結ぶ前に必ず相談してください。

医療機関の適正受診を心がけましょう

病院にかかったときの医療費は、皆さんの保険税や国・県の補助金等からまかなわれます。必要な人が安心して医療が受けられるように、医療機関・薬局の適正受診に引き続きご協力ください。



後期高齢者医療制度

問 国保ねんきん課 ☎33-4490

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方々の心身の特性に応じた医療を提供するとともに、将来にわたって国民皆保険を堅持するためにその医療費を国民全体で支える制度として国の医療制度改革により平成20年4月に創設されました。

対象者

- 75歳以上の人
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいについて認定を受けた人

保険証

後期高齢者医療制度では、対象の人に対して、ひとり1枚保険証が交付されます。

原則として、75歳になる月の前の月にお届けします。

保険料

後期高齢者医療制度の保険料については、被保険者個人ごとにお支払いいただきます。

保険料率（令和2年度・令和3年度）

- 均等割額（一人あたりの額）…50,600円
- 所得割率（収入に応じた額）…9.95％

保険料の軽減

収入の少ない人については、保険料を軽減する制度があります。

均等割の軽減（世帯の所得に応じて軽減）（令和3年度）

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額）	均等割の軽減割合	軽減後の均等割額
43万円＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）以下	7割	15,180円
43万円＋28万5千円×世帯の被保険者数＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）以下	5割	25,300円
43万円＋52万×世帯の被保険者数＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）以下	2割	40,480円

※「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が110万円超（65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の人の合計人数です。

※均等割額軽減判定所得は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、高齢者特別控除（15万円）を控除した額で判定します。

※軽減判定は、当該年度の4月1日（新たに制度の対象になった人は資格取得時）における世帯状況により行います。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険の被扶養者であった人の軽減

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	所得割額
5割軽減	25,300円	はかかりません。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合などをさします。国民健康保険・国民健康保険組合は、該当しません。

※資格取得後2年間が軽減対象となります。

保険料の減免

災害、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情によりどうしても保険料を納めることが困難になったときは、申請により保険料が減免される場合があります。減免の要件は次のとおりです。

- 災害による減免
- 収入の減少による減免

保険料の納め方

原則として年金天引き（特別徴収）になりますが、加入日や年金の額などによっては、納付書や口座振替で納めていただきます。

また、年金天引きの対象となる方も、申し出をしていただくことで、口座振替に変更することができます。

社会保険料控除について

保険料は、所得税及び住民税の申告の際に社会保険料控除の対象になります。

年金天引き（特別徴収）の場合

被保険者本人のみに適用されます。

その他の支払方法（普通徴収）の場合

保険料を実際に支払った人に適用されます。

※保険料を滞納すると？

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納した場合、有効期限の短い保険証が発行されたり、被保険者、世帯主又は配偶者は財産の差押処分を受ける場合があります。保険料は必ず納期限内に納めてください。

医療機関での負担割合

病気やけがで医療機関にかかるときの一部負担金の割合は1割または3割です。

負担割合（8月～翌年7月）／毎年判定を行います。

負担区分	負担割合	要件
一般	1割	3割負担以外の場合
現役並み所得者	3割	同じ世帯の被保険者のいずれかの人が、住民税課税所得145万円以上の場合 ただし、収入状況の申請により1割負担となる場合があります。

高額療養費

同じ月内に支払った医療費の一部負担金の合計額が高額になった場合は、限度額を超えた額が払い戻されます。申請が必要な人には、案内の通知をお送りします。一度申請された人は、次回からは申請の必要はありません。

（令和3年度）

負担割合	所得区分	自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
3割負担	住民税課税所得690万円以上	252,600円+（総医療費－842,000円）×1% ≪140,100円≫	
	住民税課税所得380万円以上	167,400円+（総医療費－558,000円）×1% ≪93,000円≫	
	住民税課税所得145万円以上	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% ≪44,400円≫	
1割負担	一般	18,000円（年間上限144,000円）	57,600円 ≪44,400円≫
	区分Ⅱ（※2）	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ（※1）		15,000円

※1）区分Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得（公的年金等控除額を80万円、給与所得がある場合は給与所得金額から10万円を控除して計算）が0円の人、または世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金を受給している人

※2）区分Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の人で区分Ⅰ以外の人

※3）≪ ≫内は、過去1年間に高額療養費に4回以上該当した場合の4回目からの限度額です。

※4）75歳到達月は、誕生日前の医療保険と後期高齢者医療の2つの制度にまたがるため、個人単位の自己負担限度額が上記の額の2分の1になります。（誕生日が月の初日である場合を除く）

限度額適用・標準負担額減額認定証について

マイナンバーカードを保険証として利用する場合、認定証は不要です。

開始時期は医療機関によって異なります。

自己負担割合が1割の人

申請をすることにより「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口に提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用され、入院時の食費が減額されます。ただし、所得区分が、一般の場合は、保険証の提示のみで限度額までの負担となります。

自己負担割合が3割の人

申請をすることにより「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口に提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。ただし、所得区分が、住民税課税所得690万円以上の場合は、保険証の提示のみで限度額までの負担となります。

高額介護合算療養費の支給

後期高齢者医療と介護保険の両方を利用し、1年間（8月～翌年7月）の一部負担金の合計額が限度額を超えた場合は、限度額を超えた額が申請により払い戻されます。

ただし、食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

交通事故等にあったら届出を

交通事故にあい、けがをした場合でも後期高齢者医療で診療を受けることができますが、本来、その医療費は、事故の原因となった第三者（加害者）が負担すべきものです。交通事故にあったら、警察に届け「事故証明書」をもらって後期高齢者医療の窓口に「第三者行為による傷病届」を提出してください。

※届出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと後期高齢者医療が使えなくなることがありますので、示談の前に必ず相談してください。

〈広告〉



万葉福祉会グループ

八代市水島町2104-4 ㊍☎45-9786

シルバーハウス 万葉の里
居宅介護支援事業所 万葉
介護経営コンサルタント
損害保険代理店
TEL（0965）45-9786
FAX（0965）45-9806

シルバーハウス 撫子
TEL（0965）45-5516
FAX（0965）45-5527

デイサービス 撫子
TEL（0965）39-8870
FAX（0965）39-8871

ヘルパーステーション 万葉
訪問看護ステーション 和花
TEL（0965）45-5516
FAX（0965）45-5527

シルバーハウス 花桜
TEL（0965）37-2788
FAX（0965）37-2788

介護保険

問 長寿支援課 ☎32-1175

介護保険制度の仕組み

介護保険制度は、高齢者などが介護を必要とする状態になっても、自立した日常生活ができるよう介護を必要とする人を社会全体で支えあうことを目的とする制度です。市が保険者となり、3年ごとに介護サービス見込み量や保険料を見直します。

被保険者の種類

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人
給付の対象者	寝たきりや認知症など入浴や食事などの日常生活動作について介護が必要な人	初老期認知症や脳血管疾患など老化に伴う病気（特定疾病）によって介護が必要となった人
保険料	本人及び世帯の所得の状況に基づき下記のとおり設定しています。	加入している医療保険の算定方法に基づき設定されます。
保険料の納付	【65歳以上の人】 • 以下の区分により保険料の納入通知書を送付します。 仮徴収：4月送付。4月特別徴収開始の人と普通徴収の人 本徴収：7月送付。全ての人 【当年度7月1日以降に65歳到達及び転入等の人】 • 誕生月及び異動月の翌月に納入通知書を送付します。 納付方法については下記のとおりです 【特別徴収】→年金から天引き • 年金が年額18万円以上の人 【普通徴収】→納付書または口座振替 • 年金が年額18万円未満の人 • 年度途中で保険料額が変わったとき • 年度途中で65歳になったとき　など ※保険料の変更等で過払いが生じた場合は、後日還付通知書を送付します。	加入している国民健康保険や職場の健康保険などの医療保険で医療分と介護分の保険料を一括して納めます。

〈広告〉



65歳以上の人の介護保険料（令和3年度から令和5年度）

所得段階	対象者	保険料率
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金※1を受給している人、または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.3
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.5
第3段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.7
第4段階	・本人が住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90
第5段階	・本人が住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	基準額（※2）
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額×1.70

※1　老齢福祉年金は明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方が受ける年金です。
※2　令和3年度から令和5年度の基準額は78,000円です。基準額は3年毎に改定されます。

保険料の滞納等による給付制限

災害などの特別な事情もなく保険料を滞納している方には、滞納期間に応じて次のような措置がとられ、保険証にその旨が記載されます。

- 利用している介護保険サービスの費用を一旦全額負担し、申請により後で保険給付の払い戻しを受ける。
- 利用者負担を1割又は2割から3割に引き上げる。（ただし、利用者負担が3割の人は4割）高額介護サービス費を支給しない　など。

保険料の減免

災害などの特別な事情により、保険料を納められなくなったときには、申請により保険料が減免されることがあります。

社会保険料控除について

保険料は、所得税及び住民税の申告の際に社会保険料控除の対象となります。

- 特別徴収（年金からの天引き）…被保険者のみに適用されます。
- 普通徴収（納付書及び口座振替）…保険料を実際に支払った方に適用されます。

〈広告〉







介護サービスの利用

介護サービスを利用するには、要介護(支援)の認定を受ける必要があります。

介護認定申請からサービス利用までの流れ

申　請	本人や家族が市に申請します。 (居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうこともできます。)
⇩	
意見書	主治医(かかりつけ医)が意見書を作成します。
⇩	
訪問調査	調査員が自宅や入所先を訪問し、実際に体の動きを確認したり、本人や家族などから聞き取り調査をします。(全国共通の調査票がつかわれます。)
⇩	
介護認定審査	介護認定審査会で、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに審査・判定します。
⇩	
認　定	市が認定し、本人に結果通知書を送付します。
⇩	
介護サービス計画	要介護1～5と判定された人は、居宅介護支援事業所で介護サービス計画を作成します。 要支援1・2と判定された人は、地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成します。
⇩	
サービスの提供	介護サービス計画に基づいて、在宅サービスや介護施設サービスが利用できます。

認定は、一定期間ごとに見直しがあり、状態が変われば期間の中途でも変更申請が可能です。

介護サービス自己負担額

介護サービスを利用した場合は、サービス費用の1割～3割を本人が負担することになります。介護施設サービスを利用する場合は、別途、食費や居住費の負担があります。

〈広告〉

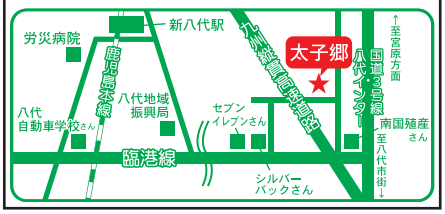
医療法人　カジオ会
介護老人保健施設
とまと
八代市郡築一番町180-1
☎37-3737
(FAX)37-3717



訪問看護ステーション　とまと　☎37-1777
居宅介護支援事業所　とまと
在宅介護支援センター　☎37-0119
八代市第4地域
包括支援センター　しおかぜ　☎37-3337



ゆとりある空間
明るい居室
太子郷(たいしきょう)
株式会社 アース　八代市東片町452-1
(住宅型有料老人ホーム) TEL 45-9511
(デイサービス) TEL 45-9521
FAX 34-8811



高齢福祉

問 長寿支援課（地域支援係） ☎33-4436

高齢福祉サービス（介護保険以外）

在宅の高齢者の生活を支援するサービスです。

事業	概要
配食サービス	65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯等の方で、食事の支度が困難な方にバランスのとれた食事をお届けします（昼食又は夕食のいずれかで週3回まで。医師の指示がある場合の糖尿病食の配達又は、中山間地域（坂本・東陽・泉地域）に居住される利用者にあっては、週5回以内。）。併せて安否確認も行います。 利用者負担：有
緊急通報装置	65歳以上のひとり暮らしの方に緊急通報装置を貸与し、緊急時に適切に対応するとともに安否確認を図り安心した在宅生活を支援します。 利用者負担：有
高齢者短期入所（ショートステイ）	おおむね65歳以上で介護保険要介護・要支援認定に該当していない方を一時的に介護する必要がある場合に、養護老人ホームに入所させて高齢者及びその家族の生活の支援を行います。 利用者負担：有
高齢者住宅改造助成	4月1日現在65歳以上で、介護保険の認定を受けた方の自立支援及び介護者の負担を軽減するため住宅の改造などの経費を一部助成します。 ［助成額］ 50万円（上限額） ※対象となる工事は、要件がありますので詳細はお問い合わせください。

〈広告〉



すずらん苑 ☎33-3813
すずらんの杜 ☎39-7611
すずらん流荘 ☎35-0116
なごみの広場 ☎35-0112
特別養護老人ホーム
すずらんの里
デイサービスセンター・ショートステイ
居宅介護支援・ヘルパーステーション
訪問看護ステーション
八代市葭牟田町435 ☎39-7511

認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム 福寿荘









TEL 0965-39-6100
〒866-0011 八代市井揚町2552 FAX 0965-39-6101



～ 福祉でまちをデザインする ～
株式会社シラサギ
● ホームヘルパーステーション ● デイサービスセンター
● 訪問看護ステーション ● 居宅介護支援事業所
● 福祉用具貸与事業所 ● 研修事業部
本社所在地：〒866-0865
八代市北の丸町3-50 ☎39-8220

介護予防・日常生活支援総合事業

2025年に「団塊の世代」が75歳を迎えるなど高齢化が進展していく中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます）」が市町村の事業として位置づけられ、八代市では平成28年4月から開始しました。

総合事業の種類

要支援認定者や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人（事業対象者）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上すべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

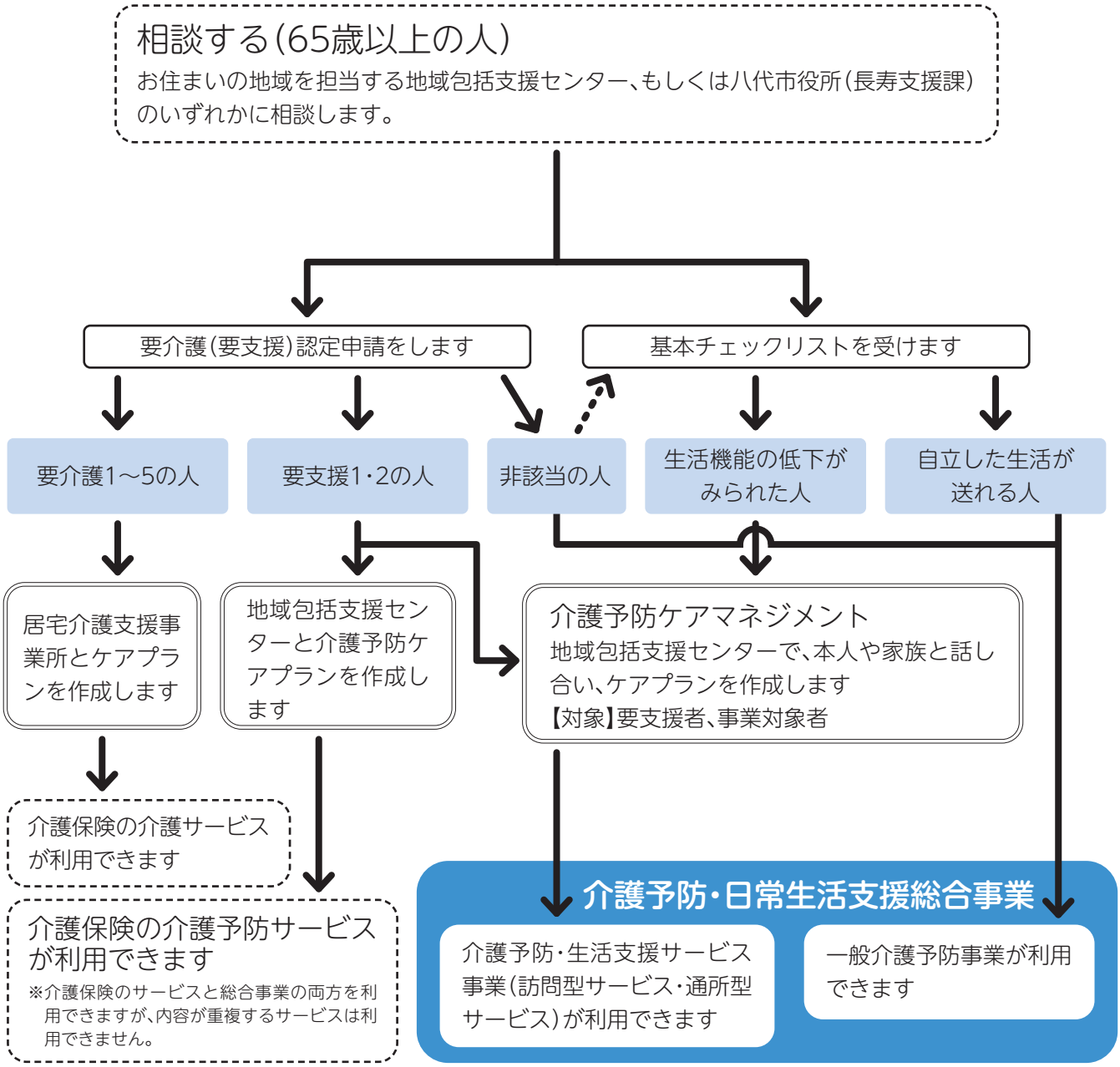
介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者を対象に、これまで予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を緩和した基準などを用いながら、市の事業として実施します。

	サービス	認定状況	利用頻度
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス（身体介護・生活援助）	要支援1・2	週1回程度
			週2回程度
		要支援2	週2回を超える
	えぷろんケアサービス（生活援助）	要支援1・2	月2回（1回60分まで）
			週1回（1回60分まで）
		要支援2	週2回（1回60分まで）
	口腔機能の向上教室	事業対象者、要支援1・2	月1～2回（3～6カ月以内の利用）
	スポット訪問リハビリ	事業対象者、要支援1・2	全4回（6カ月以内の利用）
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	要支援1	週1回程度
		要支援2	週2回程度
	お達者クラブ	事業対象者、要支援1・2	週1回
		要支援2	週2回以内
	元気アップチャレンジ教室	事業対象者、要支援1・2	週1回
		要支援2	週2回以内
	元気が出る学校	事業対象者、要支援1・2	週1回（全16回）



総合事業利用の流れ



一般介護予防事業

「介護予防」とは「いつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくため、介護が必要な状態にならないように生活を工夫し、健康づくりに取り組むこと」を目指します。

日々の生活の中で、筋力や心身の機能の衰えに早めに気づき、現在の状態の維持・向上のために、介護予防に取り組むことが大切です。

八代市では、介護予防教室、やつしろ元気体操教室等を実施しています。また、高齢者の通いの場づくりにも取り組んでいます。

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、高齢者や家族からの相談に応じ、介護・保健・医療・福祉サービスなどの情報提供や関係機関との連絡調整など、総合的に支援しています。また、高齢者の虐待の防止、成年後見など権利擁護のために必要な援助や要支援1、2と認定された方及び事業対象者の介護予防サービスを受けるためのケアプランを作成し、支援を行っています。

あんしん相談センター

山間地域(泉・坂本)にお住いの高齢者に関する様々な相談に応じ、相談内容に適した介護・保健・医療・福祉サービスなどの情報提供、要介護・要支援認定の申請や保健福祉サービス等の利用申請の代行も行っています。

地域包括支援センター・あんしん相談センター一覧

八代市地域包括支援センター一覧

名称	所在地	連絡先	担当地区
第1地域包括支援センター（ふるさと）	鏡町内田742-2	53-2601	鏡・東陽・泉
第2地域包括支援センター（やまびこ）	上日置町2345	30-8071	太田郷・昭和・龍峯・千丁
第3地域包括支援センター（だいち）	井揚町3100	45-5568	松高・八千把
第4地域包括支援センター（しおかぜ）	郡築一番町180-1	37-3337	代陽・八代・麦島・郡築
第5地域包括支援センター（くまがわ）	植柳上町683-1	35-1111	植柳・高田・金剛・宮地
第6地域包括支援センター（おれんじ）	日奈久塩南町146-7	38-3373	日奈久・二見・坂本

八代市あんしん相談センター一覧

名称	所在地	連絡先	担当地区
あんしん相談センター 一灯苑	坂本町坂本1071	45-2320	坂本
あんしん相談センター さわやか荘	泉町下岳2974	67-2038	泉

〈広告〉





障がい者手帳

身体、知的、精神に障がいのある人などにさまざまな支援をしています。障がいのある人は、次のとおり手帳の交付を受け、障がいの程度により各種制度が利用できます。

種類	対象者	内容
身体障害者手帳	身体に障がいがある人	障がいがある人のための援助やサービスを受ける場合に必要な手帳です。手帳の交付申請には、身体障害者福祉法の第15条の指定を受けた医師の診断書が必要です。
療育手帳	知的に障がいがある人	知的障がい者・障がい児のための援助やサービスを受ける場合に必要な手帳です。18歳未満の人は児童相談所、18歳以上の人は県の福祉総合相談所の判定を受け、該当すれば手帳が交付されます。
精神障害者保健福祉手帳	精神に障がいがある人	精神障がい者への援助や各種制度上のサービスを受けやすくするものです。申請に基づき県の精神保健福祉センターで決定されると、手帳が交付されます。

こんなときには届出を

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたら、次のようなときには必ず届出てください。

①居住地や氏名が変わったとき
②手帳を紛失したり、破損したとき
③障がいの程度に変更を生じたとき

手当と年金

項目	内容
特別障害者手当	日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給します。(所得制限があります。)
障害児福祉手当	日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給します。(所得制限があります。)
特別児童扶養手当	身体や精神に障がいのあるお子さん(20歳未満)を養育している父母などに支給します。(所得制限があります。)
障害年金等	年金の障がい等級に該当する状態になったときに支給します。(ただし、納付要件を満たしている人)初診日に加入している年金制度などにより請求先が異なります。

医療費助成

自立支援医療(精神通院医療)の給付

指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院による医療が必要な方に対し、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

申請について

申請区分	どんなとき	申請に必要なもの
新規申請	初めての申請のとき	申請書・意見書(指定医療機関)・保険証・同意書・個人番号カード等
継続	有効期限の3か月前から	申請書・意見書(指定医療機関)※1・受給者証・保険証・同意書・個人番号カード等
再申請	有効期限が過ぎたとき	申請書・意見書(指定医療機関)・受給者証・保険証・同意書・個人番号カード等
医療機関変更	指定医療機関を変更するとき	申請書・受給者証・個人番号カード等
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・受給者証・個人番号カード等
保険の変更	保険が変更になった場合	申請書・受給者証・保険証・個人番号カード等

※1　継続申請で、前回申請時に意見書を添付し、これまでの治療内容・方針に変更がない場合は意見書の添付は不要です。ただし、2年に1度は意見書を添付する必要があります。

その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

〈広告〉



自立支援医療（更生医療）の給付

指定医療機関において、18歳以上の身体障害者手帳を持っている方が、障がいを軽くしたり回復させるために必要な医療（角膜手術・関節形成手術・人工内耳手術・心臓手術・人工腎臓透析・抗HIV療法など）を受ける場合に、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

申請について

申請区分	どんなとき	申請に必要なもの
新規	初めての申請のとき	申請書・身体障害者手帳・意見書（指定医療機関）・保険証・個人番号カード等
再認定	有効期限の3か月前から	申請書・身体障害者手帳・意見書（指定医療機関）・保険証・個人番号カード等
再申請	有効期限が過ぎたとき	申請書・身体障害者手帳・意見書（指定医療機関）・保険証・個人番号カード等
医療機関変更	指定医療機関を変更するとき	申請書・身体障害者手帳・意見書（指定医療機関）・保険証・個人番号カード等
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・保険証・個人番号カード等
保険の変更	保険が変更になった場合	申請書・保険証・個人番号カード等

※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

自立支援医療（育成医療）の給付

指定医療機関において、18歳未満の身体に障がいのある方が、障がいを軽くしたり回復させる治療（手術）をうける場合に、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

申請について

申請区分	どんなとき	申請に必要なもの
新規	初めての申請のとき	申請書・意見書（指定医療機関）・保険証・個人番号カード等
再認定	有効期限の3か月前から	申請書・意見書（指定医療機関）・保険証・個人番号カード等
再申請	有効期限が過ぎたとき	申請書・意見書（指定医療機関）・保険証・個人番号カード等
医療機関変更	指定医療機関を変更するとき	申請書・意見書（指定医療機関）・保険証・個人番号カード等
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・保険証・個人番号カード等
保険の変更	保険が変更になった場合	申請書・保険証・個人番号カード等

※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

重度心身障がい者医療費助成

重度障がい者医療制度とは

八代市では、重度障がい者の健康の保持及び福祉の向上を図ることを目的として、保険診療による一部負担金を助成しています。

重度障がい者医療の対象者

3歳以上の人で八代市に住所を有し、国民健康保険の被保険者か医療保険各法の被保険者または被扶養者で、次のいずれかに該当する人。（ただし、八代市の決定により身体障がい者施設または知的障がい者養護施設などに入所したため八代市外に住所を変更した場合は、八代市の重度障がい者医療の対象者となります。）

①身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人
②療育手帳A判定の交付を受けている人
③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
④福祉手当受給相当者

※他の市町村などの決定で八代市内の身体障がい者施設などに入所するために八代市に住所を変更した場合は、対象者になりません。

また、前年の所得が限度額を超えている人は、重度障がい者医療費助成を受けることができません。

医療費の自己負担額／入院：2,040円、入院外：1,020円（ひと月ごと）

〈広告〉

福祉ランドを目指して… KIRARI GROUP

A型 就労継続支援A型

WORKING OFFICE きらり八代
障がいを持った方々が働く雇用施設
0965-35-0007 八代市松江本町 7-29 MAP きらり八代

WORKING OFFICE きらり宇土
0964-22-3317

B型 就労継続支援B型
障がいを持った方々が楽しく働ける
DREAM KIRARI ドリームきらり
0964-22-3355

放課後デイ 放課後等デイサービス
障がいを持ったお子さんが楽しく過ごせる
活動型 デイきらり
0964-22-1400

株式会社ヨシダプロテクト
きらりグループ本部
0964-22-3317
〒869-0442
熊本県宇土市城之浦町108-9
E-mail:yoshicre@bronze.ocn.ne.jp
A型 B型 workingoffice_kirari
放課後デイ day.kirari

障がい者・障がい児の相談窓口

相談支援事業

○障がい者や障がい児、その保護者を対象に日常生活や障害福祉サービス、障害児通所支援事業の利用等について、専門職員が相談をお受けします。また、申請をするときの支援やサービス事業者との連絡調整なども行います。

事業所名	住所	連絡先	相談時間
かんねさこ荘相談支援事業所	八代市松江本町5-15	45-9012 FAX45-9013	月曜～土曜（祝日を除く）午前8時30分～午後5時30分
地域生活相談支援センターすまいる	八代市大村町720-1	32-2333 FAX32-2632	月曜～土曜（祝日を除く）午前8時30分～午後5時
氷川学園相談支援事業所風舎	八代郡氷川町宮原1167-2	62-4081 FAX62-4081	月曜～金曜（祝日を除く）午前8時30分～午後5時30分

八代市障がい者虐待防止センター

○虐待を受けていると思われる障がい者を発見した方や虐待を受けていると思われる方は、八代市障がい者虐待防止センターへお知らせください。

通報及び相談先	八代市障がい者虐待防止センター（八代市障がい者支援課内）	35-0294

各種障がい者・障がい児支援

各事業を利用できる障がいの種類・程度などの要件は事業ごとに異なります。
利用する場合は事前に申請が必要となります。

事業名	対象者	事業の概要
障害福祉サービス	障がい者・障がい児、難病患者等	地域での自立した生活を支援するためのサービスを提供します。 • 訪問系サービス（ホームヘルプなど） • 日中活動系サービス（生活介護・自立訓練など） • 居住系サービス（グループホーム・施設入所支援など）
障害児通所支援	障がい児や障がいの疑いのある児、難病患者等	基本的日常生活動作や社会生活適応などの支援をするための、通所サービスを提供します。 • 児童発達支援　• 放課後等デイサービス　など
自動車運転免許取得費用助成事業	障がい者手帳の交付を受けている人	運転免許を取得するときに10万円を限度として助成します。
自動車改造費助成事業	上・下肢または体幹機能障がい者	自ら運転する自動車の手動装置などを改造するときに10万円を限度として助成します。
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている人・難病患者等	日常生活を容易にするため、補装具（義眼・補聴器など）の交付・修理をします。
日常生活用具の給付	身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている人、難病患者等	日常生活を容易にするため、各種用具（特殊寝台・入浴補助用具・ストーマ装具など）を給付します。
訪問入浴サービス	重度の身体障がいにより、自宅での入浴介助が困難な人	訪問して、入浴サービスを行います。
移動支援事業	全身性障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）（ただし、条件あり）	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。（月12時間を限度）
日中一時支援事業	日中短期入所…在宅において介護を受けることが困難な障がい者手帳の交付を受けている人 障がい児タイムケア…障がい者手帳の交付を受けている児童・生徒	日中短期入所…一時的に預かり、日中における活動の場を提供します。 障がい児タイムケア…放課後等に活動場所が必要な障がい児の預かり及び日常的な支援を行います。

事業名	対象者	事業の概要
点字市報・声の市報	視覚障がいで障がい者手帳の交付を受けている人	市報を読んで聞かせる人がいない場合、点字版または音声録音した広報を提供します。
緊急通報装置設置	重度障がい者のみの世帯	相談、急病及び災害等の緊急時に対応するため、緊急通報装置を設置します。(一部自己負担あり)
住宅改造費助成事業	重度の身体・知的障がい者がいる世帯	障がい者の自立及び介護者の負担を軽減するため住宅の改造などの経費を一部助成します。 【助成額】70万円(上限額) ※対象となる工事は要件がありますので詳細は問合せてください。
意思疎通支援事業《手話通訳者等派遣事業》	聴覚障がい者等	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある市内に居住する障がい者等とその他の者との意思疎通を支援するため、公的機関、教育、病院等の社会生活上必要な内容に対して手話通訳者等を派遣します。 費用は原則無料(入場料、参加費に類する費用や市外派遣の際の交通費は申請者負担)です。
車いすの無料貸出	病気や怪我等で歩行が困難な人や市内の外出で車いすを利用する人	一時的に家庭で車いすが必要な方に一週間程度貸与します。

児童福祉

問 こども未来課 ☎33-8721

保育所

保育所は、保護者の就労やその他の理由により家庭で保育できない場合に、保護者に代って児童を保育する施設です。
※保育を必要とする事由:就労、妊娠・出産、保護者の傷病、同居親族の介護・看護、災害、求職活動中、就学、育児休業、下の子の育児期間等

認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供するところです。教育と保育を一体的に行っています。

地域型保育施設

満3歳未満の子どもを対象に小規模保育を実施しています。

入所申込について

提出書類

- 保育所等入所申込書兼特定教育保育給付認定申請書
- 自営業証明書・雇用(雇用予定)証明書

※他にも状況に応じて添付書類が必要な場合がありますのでお問合せください

利用者負担額(保育料)

幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料は無料となります。これに該当しない子どもの保育料は、父母などの住民税課税額により決定します。

4月～8月の保育料は令和3年度の住民税課税額、9月以降の保育料は令和4年度の住民税課税額により決定します。

なお、以下の場合には、保育料が軽減されます。

①世帯から2人以上の児童が同時に保育所等に入所している場合

- 2人目半額・3人目以降無料

〈広告〉







②年収約360万円未満の世帯

- ひとり親等世帯　第1子：軽減　第2子：無料
- 多子世帯　第1子：全額　第2子：半額　第3子：無料

③18歳以下の多子世帯の第3子以降

- 無料

市内保育所一覧

（令和3年11月1日現在）

校区	公立保育所	定員	所在地	連絡先
太田郷	太田郷ひびき保育園	60	日置町308	32-3374
高田	高田あけぼの保育園	60	本野町522	32-3923
金剛	金剛みどり保育園	60	高植本町1609-2	32-5380
郡築	郡築しおかぜ保育園	70	郡築六番町81-3	37-0426
宮地	宮地さくら保育園	45	宮地町33	32-3470
千丁	千丁みどり保育園	120	千丁町新牟田1357-3	46-0088
鏡	鏡保育園	120	鏡町鏡村190-4	52-0453
	鏡第二保育園	45	鏡町芝口1-3	52-1267
東陽	河俣保育園	25	東陽町河俣2620	65-2267
泉	下岳保育園	45	泉町下岳1687	67-2527

※白島ぎんが保育園は令和2年4月に私立保育園へ移行しました。

校区	私立保育所	定員	所在地	連絡先
代陽	白鷺保育園	80	本町二丁目3-46	35-1820
	つるまる保育園	140	横手町1648	34-1003
八代	ゆかり乳児保育園	70	八幡町1-51-2	35-3093
	パール保育園	80	築添町1625-1	35-5782
	ひかり夜間保育園	20	新地町1-27-4	33-5390
太田郷	くおん保育園	90	上片町1549	32-3051
	夕葉保育園	70	若草町3-5	32-7746
	からたち保育園	40	萩原町一丁目7-36	33-3722
	たから保育園	100	清水町4-7	33-5502
	八代ひまわり保育園	90	井上町330	34-7008
植柳	いずみ保育園	90	植柳元町5940	32-6067
郡築	白島ぎんが保育園	45	郡築二番町110-3	37-0202
麦島	やすらぎ保育園	60	古城町2264-3	33-3538
	キューピー保育園	50	迎町二丁目13-7	33-3395
	八代白梅保育園	60	千反町一丁目3-3	34-4501
松高	杉の実保育園	100	井揚町2274	33-5503
	しらぬい保育園	120	高小原町1507-1	34-1002
	八代双葉保育園	90	松崎町453-4	32-3279
八千把	わかみや保育園	90	古閑中町1356	35-3115
	海士江保育園	140	海士江町3428	33-0343
	わらび保育園	140	田中西町14-10	35-6388
高田	高田東部保育園	130	豊原上町2920-2-4	32-4690
	八代つくし保育園	130	高下西町2283	34-5308
金剛	ひので保育園	150	三江湖町1427	35-9501
	あげまち保育園	90	揚町35-2	35-6666
昭和	昭和保育園	60	昭和明徴町834-7	37-2393
宮地	バンビ保育園	70	西宮町1452	34-3514
日奈久	みずほ保育園	70	日奈久大坪町3680-1	38-0462
	天真保育園	50	日奈久上西町372-4	38-0505
二見	二見中央保育園	60	二見下大野町131	38-9420
	光嶺保育園	50	二見本町982	38-9032
坂本	あさひ森の保育園	50	坂本町鶴喰2226-1	45-8736
	真愛保育園	20	坂本町百済来上2718-1	45-8809
	川岳保育園	60	鏡町野崎217-1(仮)	53-8777
	わかあゆ保育園	50	古閑浜町3287(仮)	35-1000
千丁	和晃保育園	60	千丁町古閑出2211-3	46-2638
鏡	若葉保育園	70	鏡町下有佐252	52-1398
	文政保育園	115	鏡町両出65-2	52-1055
	鏡しらぬい保育園	55	鏡町内田742-12	37-8188
	有佐保育園	80	鏡町中島1344	52-0508
	文政第二保育園	60	鏡町貝洲809-1	53-9454
	北新地海音保育園	60	鏡町北新地709-3	53-9426
東陽	太陽保育園	40	東陽町南3100-1	65-2214

校区	地域型保育施設	定員	所在地	連絡先
郡築	リス託児所	18	郡築八番町45-4	37-0303
	八代病院プチとまと	8	郡築一番町179	37-0317
宮地	ありんこ園	12	妙見町2377-3	30-0701

校区	認定こども園	定員	所在地	連絡先
代陽	聖愛幼稚園	55	袋町5-1	32-3303
八千把	八千把こども園	195	上野町1268-2	35-7725
八代	八代ひかり保育園	255	新地町1-18	33-5391
千丁	あけぼの保育園	100	千丁町新牟田141-1	46-0126

※延長保育・休日保育・一時保育等の特別保育を実施している園もあります。各園またはこども未来課にお問合せください。

私立幼稚園

- 満3歳又は3歳から入園することができます。
- 募集要項などは、私立幼稚園へ直接お問合せください。
- 希望される幼稚園に直接お申込みください。

園名	連絡先
松寿幼稚園	37-0303
八代白百合学園幼稚園	33-2329

こどもプラザ・つどいの広場

乳幼児(主に0～3歳)とその保護者など、子育て親子が気軽に集える場所です。親子で遊んだり、親同士の交流、子育て講座などの開催、子育ての悩みなどの相談を受付けています。

- こどもプラザ　わくわく
  (イオン八代店2階　☎30-7140)
  開設日　月～金曜日
  開設時間　午前10時～午後3時
  ※午後3時～午後4時は個別相談対応のみ
- こどもプラザ　すくすく
  (マックスバリュ八代店2階　☎32-0404)
  開設日　月・火・水・金曜日
  開設時間　午前10時～午後3時
  ※午後3時～午後4時は個別相談対応のみ
- つどいの広場　ぽけっと
  (振興センターいずみ2階　☎67-3511)
  開設日　月・水・金曜日
  開設時間　午前9時～午後4時

子育て支援センター

6つの保育園に併設してあり、0歳から就学前までの子育て親子が気軽に集い、自由に遊んだり、子育ての情報の交換や相談などができる場所です。保育士などが、親子のふれあいやつながりを深める、お手伝いをしています。

市子育て支援センター(高田東部保育園)　☎31-7468
南部子育て支援センター(ひので保育園)　☎33-2393
北部子育て支援センター(しらぬい保育園)　☎34-1056
ひまわり子育て支援センター(八代ひまわり保育園)　☎34-7008
鏡子育て支援センター(文政保育園)　☎52-1219
千丁子育て支援センター(千丁みどり保育園)　☎46-0088

ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、会員同士が育児を助け合う組織です。育児の援助を受けたい人を「利用会員」、援助を行いたい人を「提供会員」と呼びます。会員となるには、あらかじめ登録が必要です。センターでは、会員相互の連絡調整を行い、援助活動を支援しています。

こんなときはファミリーサポートセンターを

- 残業のときなどに保育園や放課後児童クラブなどへのお迎えやその後の預かり
- 病院や美容院など用事を済ませる間の預かりなど

利用料金　1時間600円(土日祝日は700円)
原則として、午前7時～午後8時(宿泊を伴う預かりは行いません。)

センター事務局
市役所こども未来課
午前8時30分～午後5時15分　☎33-8721

※援助活動を行う提供会員のサポーター講習会を定期的に行っています。

病児・病後児保育

病気や病気の回復期の子どもで、保護者が仕事などの理由により家庭で看護できないときに、一時的にお預かりします。事前に利用登録が必要です。母子健康手帳を窓口にお持ちください。ご家庭の所得に応じて利用料金が必要です。

実施施設

- キッズルーム
  (郡築十二番町71-2　八代乳児院内　☎32-0544)
  開設日時　月～金曜日　午前7時30分～午後6時
- キッズケアホーム
  (横手新町7-18　谷口ハイツ201号　☎32-0544)
  開設日時　月～土曜日　午前7時30分～午後6時
- 病児・病後児ハウスひかり
  (新地町1-20-2　八代ひかり保育園横　☎33-5391)
  開設日時　月～金曜日　午前7時30分～午後6時
- 八代北部地域医療センター病児・病後児保育室「ハグ・くむ」
  (氷川町今151-1　八代北部地域医療センター東側棟　☎53-5121)
  開設日時　月～金曜日　午前7時30分～午後6時

※祝日・盆・年末年始を除きます。

ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）

保護者が病気や仕事などで一時的に家庭での養育が困難となった子どもを、施設などでお預かりします。事前に窓口で利用登録が必要です。ご家庭の所得に応じて利用料金が必要です。

- ショートステイ
  疾病や出産、看護、出張、冠婚葬祭、公的な行事への参加などの場合に利用できます。宿泊も可能で、原則7日以内です。ただし、仕事が理由の場合は利用できません。
- トワイライトステイ
  夜間（午後5時～午後10時の間）や休日（土日・祝日）に、保護者が仕事などの理由の場合に利用できます。宿泊はできません。
- 実施施設
  八代乳児院（2歳未満）、八代ナザレ園（2歳以上）

放課後児童クラブ

放課後や夏休みなどの長期休暇において、保護者が仕事などにより昼間、家庭にいない小学生児童を対象に、小学校学校施設や保育所などで適切な遊びの場や生活の場を提供し、子どもの安全・安心を確保します。

希望する児童クラブに直接申し込みください。

開設日時、利用料金などは各クラブにお問合せください。

小学校区	施設名	所在地	連絡先
代陽	代陽児童クラブ	北の丸町1-7　代陽小学校内	080-3986-1863
代陽（松高）	つるまる児童クラブ	横手町1648-1　つるまる保育園内	34-1003
八代（松高）	ひかり児童クラブ	新地町1-27-1　八代ひかり保育園内	33-5391
	第2ひかり児童クラブ	新地町1-27-1　八代ひかり保育園内	33-5391
	第3ひかり児童クラブ	新地町1-27-1　八代ひかり保育園内	33-5391
松高	松高児童クラブ	高小原町1507-1　しらぬい保育園内	34-1002
	第2松高児童クラブ	高小原町1507-1　しらぬい保育園内	34-1002
	しらぬい児童クラブ	高小原町1476-2	45-5223
太田郷	太田郷児童育成クラブ	日置町445　太田郷小学校内	070-2384-8220
龍峯	龍峯児童クラブ	岡町谷川1043　龍峯小学校内	39-1212
植柳	いずみ児童クラブ	植柳元町5817-16　いずみ保育園内	32-6067
高田（植柳）	つくし児童クラブ	高下西町2283　八代つくし保育園内	34-5308
高田	高田放課後クラブ	本野町187　八代市地域ふれあいセンター内	080-3979-8116
	とうぶ児童クラブ	豊原上町2920-2-4　高田東部保育園内	32-4690
麦島	こむぎクラブ	迎町一丁目16-1-1　麦島小学校内	35-6080
八千把	八千把児童育成こあらクラブ	上野町1131　八千把小学校内	32-6942
	海士江児童クラブ	海士江町2880-1　海士江保育園内	33-0385
	八千把こども園ジュニアクラブ	上野町1268-2　八千把保育園内	35-7725
	わかみやジュニアクラブ	古閑中町1356　わかみや保育園内	35-3115
金剛	ひので児童クラブ	三江湖町1427-14　ひので保育園もあい館内	35-9501
金剛（植柳）	あげまち児童クラブ	揚町35-2　あげまち保育園内	35-6666
宮地	放課後児童クラブとら太	妙見町2377-3　NPO法人とら太の会内	30-0701
日奈久	日奈久はぐくみ児童クラブ	日奈久上西町372-4　天真保育園内	38-0505
	みずほ学童クラブ	日奈久大坪町3680-1　みずほ保育園内	38-0462
二見	二見中央児童クラブFriends	二見下大野町131　二見中央保育園内	38-9420
	光嶺学童クラブ	二見本町982　光嶺保育園内	38-9032
八竜	坂本町放課後児童クラブ	坂本町中谷い1270　さかもと青少年センター内	45-2275
	真愛学童クラブ	坂本町百済来上2718-1　真愛保育園内	45-8809
千丁	千丁いぐさっこ児童クラブ	千丁町新牟田1434　千丁コミュニティセンター内	090-9561-1645
鏡	鏡すくすくスクール	鏡町鏡村609-1　鏡小学校内	080-3952-2246
有佐	有佐学童クラブ	鏡町中島1344　有佐保育園内	52-0508
東陽	東陽キッズクラブ	東陽町南3405-2　東陽小学校内	090-9565-2131
文政	文政学童クラブ	鏡町両出65-2　文政保育園内	52-1055
	海音児童クラブ	鏡町北新地709-3　北新地海音保育園内	53-9426

児童手当

中学校修了前までの児童を養育されている人に支給されます。

支給期間は、申請した翌月から15歳に達した日以降の最初の3月31日までとなっていますが、申請をしないと手当が受けられませんので、忘れずに申請をしてください。

児童手当の額及び支給月

手当額

年齢		支給額(月額)
0～3歳未満(一律)		15,000円
3歳～小学生	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生(一律)		10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。
※養育する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)のうち、最年長の児童を第1子として数えます。
※令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合は、児童手当等は支給されません。

支給月／6月、10月、2月に前月までの4か月分を支給

こども医療費助成

子育て家庭の経済的負担を軽減し、こどもの健康保持と健全な育成を図るため、こどもの通院・入院等にかかる医療費を全額助成します。

対象者

0歳～18歳(高校3年生相当)のこども
(こども・保護者(養育者)が市内に住民登録がある方)

助成方法

県内の医療機関の通院や保険調剤薬局の薬剤費は、窓口で無料です。入院など月ごとの医療費が21,000円以上の場合は、いったん医療機関等にお支払いいただき、助成申請が必要です。

※医療保険適用分が助成の対象となり、次の費用は対象になりません。
- 医療保険の対象とならない費用
- 入院時の食事療養費
- 医療保険から高額療養費として支給される費用
- 保育園、幼稚園、学校でのケガ等で災害共済給付金の支給を受けるとき

子育てに関する相談窓口

市民相談室

☎33-4452
(月～金　午前8時30分～午後5時)

家庭児童相談員・婦人相談員・母子・父子自立支援員が、家庭や子ども、女性問題、ひとり親家庭などの相談に応じます。

子育て相談窓口

こどもプラザわくわく内(イオン八代店2階)
☎32-6100

幼稚園や保育園、様々な子育て支援サービスを、スムーズに利用できるように、子育て相談専門員が相談を受け、情報の提供やアドバイスを行います。(月～金　午前10時～午後4時)

児童虐待を疑ったり、発見したら…

- 市役所こども未来課　☎33-8721
- 熊本県八代児童相談所　☎33-3247
- 児童相談所全国共通ダイヤル　189(いちはやく)番へ

ひとり親家庭への福祉

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭及び父子家庭、または父母に代わって児童を養育する養育者の生活の安定と自立を助け、福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

対象児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
※(政令で定める程度の障がいの状態である場合は20歳未満)
- 父母が離婚後、父(母)と別れて生活している児童
- 父(母)が死亡した児童
- 父(母)が重度の障がいの状態にある児童
- 父(母)が裁判所への申立てにより保護命令を受けた児童
- 婚姻(事実婚も含む)によらないで生まれた児童　など

支給額(月額)　※令和3年4月現在

受給者の所得に応じて支給します。

	全部支給	一部支給
児童1人	43,160円	43,150円～10,180円
児童2人目	10,190円加算	10,180円～5,100円加算
児童3人目以降	6,110円加算	6,100円～3,060円加算

※認定された場合、申請書を受理した月の翌月分から支給されます。

支給月

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の11日(土日祝日の場合は、前営業日)に、その前月までの分を支給します。

手続き

事前に相談の上、必要な書類をそろえて申請してください。

※児童扶養手当認定後は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、母子等の健康保持を図るため、医療費の自己負担額の3分の2を助成します。

対象者

- 母子家庭の母及び扶養している児童
- 父子家庭の父及び扶養している児童
- 父母のない児童

※児童は、18歳に達する日以後の3月31日までの間にある人。母または父は、20歳未満の児童を扶養している人。
※18歳（高校3年生相当）までの市内に住民登録がある児童は、こども医療費助成（全額助成）をご利用ください。
※医療保険適用分が助成の対象となり、次の費用は対象になりません。

- 医療保険の対象とならない費用
- 入院時の食事療養費
- 医療保険から高額療養費や附加給付金として支給される費用

助成方法

いったん医療機関等にお支払いいただき、助成申請が必要です。

ひとり親家庭等日常生活支援

母子家庭・父子家庭及び寡婦の方が、技能習得や就職活動などの自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や、母子・父子家庭になって間もなく生活が不安定な場合など家庭支援員の派遣により生活援助や子育て支援を受けることができます。ご家庭の所得に応じて利用料金が必要です。

支援内容

- 生活援助……利用者宅で家事・介護その他の日常生活のお手伝い
- 子育て支援…保育サービス（支援員の居宅等での預かり）

※家庭生活支援員の派遣を希望する場合、事前に登録し、派遣依頼の申込みが必要です。

就労支援

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母・父子家庭の父の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い講座を受講する費用の一部を支給します。

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など

支給額

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の6割に相当する額です。（ただし、上限は20万、下限は12千円）

手続き

希望する人は、対象講座開始日の15日前までに母子・父子自立支援員との事前相談を行い、対象講座としての指定を受ける必要があります。

※雇用保険制度の教育訓練給付を受けられる方も、差額を支給することが可能になりました。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母・父子家庭の父が就職に有利な資格取得を目指し、専門学校や大学等の養成機関で1年間以上修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため訓練促進費を給付します。また、卒業後に修了一時金を支給します。（養成機関等が遠隔地にあり通学が困難な場合や働きながら資格取得を目指す場合などは、通信教育による修業も可能です。）

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、栄養士　など

支給額

	訓練促進給付金（月額）	修了一時金
市民税課税世帯	70,500円※	25,000円
市民税非課税世帯	100,000円※	50,000円

※卒業までの最後の1年間は40,000円を加算します。

支給期間

修業期間中（最大4年間まで）。ただし、支給申請のあった月分から支給します

手続き

養成機関へ入学後、必要な書類を揃えて申請してください。

※熊本県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）の貸付制度もあります。

就労自立促進事業

児童扶養手当を受給されており、就労可能で就労意欲のある方に対し、ハローワークと福祉事務所等による「就労支援チーム」が、支援対象者に応じた就職活動を支援します。

支援の内容

就労支援チームが、支援対象者の希望・意向を十分に尊重して「支援プラン」を作成します。就職の目標時期や具体的な就職活動を、計画性を持って支援します。

問合せ

ハローワーク八代　職業紹介部門　☎31-8609

子どもへの学習支援

地域の学習教室

学習に支障のあるひとり親家庭等の子どもたちに、最寄りの地域で、学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する事業です。

対象者／ひとり親家庭等の小・中学生

費用／1回 100円が上限

※実施場所や参加申込などのお問合せは、
宇城市ひとり親家庭の会　☎090-5726-2520
または熊本県ひとり親家庭福祉協議会　☎096-331-6735

ひとり親家庭　応援の塾

県内各地の学習塾の協力・支援により、受講料の割引制度を設けている塾のことです。受講料の割引に加え、塾によっては県からの助成を受け教材の無料配布など様々な支援を行っています。

対象となる塾にて、手続きを行ってください。

生活保護

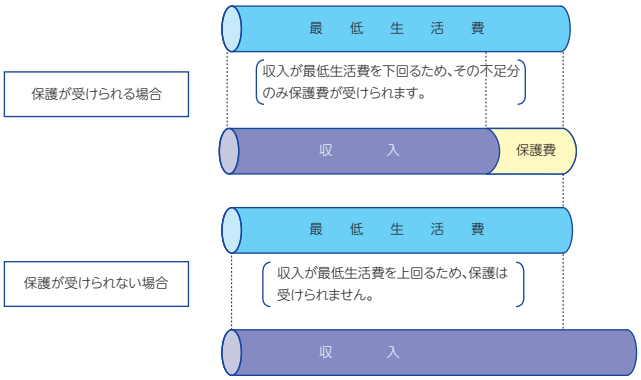
問 生活援護課　☎33-8722

生活保護

病気やその他の理由により、自力ではどうしても生活できなくなった人に対し、生活保護の制度があります。身内からの援助や資産及び収入の状況などを調査し、最低基準（最低生活費）に満たない人には、この制度が適用され、基準に満たない分が扶助されます。

ご相談やお問い合わせについては、生活援護課までご連絡ください。

保護の要否（最低生活費と収入との比較）



生活困窮者自立支援

生活困窮者自立相談支援センター

相談窓口	住所	連絡先
八代市社会福祉協議会本所	本町一丁目9-14	62-8228
八代市社会福祉協議会鏡支所	鏡町鏡村720	52-0677

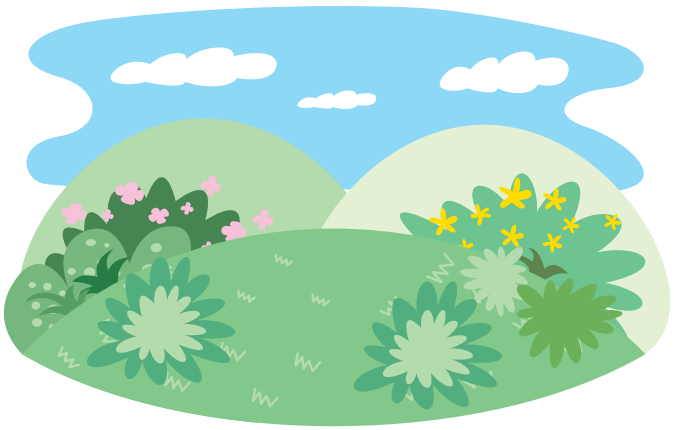
心身の問題、仕事の問題、子どもや家庭の問題で、悩みを抱えている方が自立した生活を送れるように、問題解決に向けて相談や支援を行います。

専門の相談員が悩みを聴き、問題点を整理して支援プランを作成します。さらに、プランに沿って各種支援機関（制度）の利用をコーディネートし、包括的な支援を行います。

まずは、お電話ください！

【例えば…】

- 失業してなかなか次の仕事が決まらず、収入がない。
- 長期の引きこもりで社会生活に適応できない。
- 家賃を滞納していて立ち退きを迫られている。
- 借金や多重債務で生活が苦しい。
- ひとり親家庭で子育てもあって仕事が見つからない。
- 家族が病気になり生活が苦しい。
- 両親の介護があり仕事が出来ず、生活が苦しい。



救急医療

夜間と休日の医療について

八代市では、市民の皆様の急な病気に対応するために、休日・夜間に次のような診療・相談が実施されています。

①八代市夜間急患センター

平日と土曜日の夜間の診療　※小児科は日曜・祝日も診療

問合せ先／☎31-6999

住所
平山新町4438-3（八代市医師会立病院内）

診療内容／総合診療、小児科

診療時間
月曜日～土曜日、午後7時～午後10時（祝祭日、5月連休及び年末年始除く。小児科は日曜・祝祭日も診療）

HP／http://www.yatsushiro-med.or.jp/emergency/

②休日在宅医

日曜および祝祭日の昼間の診療

問合せ先
☎34-7001：八代市医師会テレホンサービス
☎62-2212：八代郡医師会（坂本町、千丁町、鏡町、東陽町、泉町）

診療内容／外科、内科・小児科

診療時間
日曜日・祝祭日、午前9時～午後5時
（5月3日～5月5日、12月31日～1月3日含む）

HP
- 八代市医師会：http://www.yatsushiro-med.or.jp
- 八代市：https://www.city.yatsushiro.lg.jp

③救急歯科診療

日曜および祝祭日の昼間の診療

場所
八代歯科医師会口腔保健センター（救急歯科診療）
日曜・祝祭日の歯科診療

問合せ先／☎31-8020

住所／上野町折口3591-14

診療時間
日曜日・祝祭日（5月連休、年末年始含む）
午前10時～午後4時

HP／http://www.yda8020.com/

④熊本県子ども医療電話相談

夜間の子どもの急な病気などに関する電話相談窓口

電話番号／＃8000
※携帯およびダイヤル回線の場合は　☎096-364-9999

受付時間
- 平日　　午後7時～翌朝午前8時まで
- 土曜日　午後3時～翌朝午前8時まで
- 日・祝日　午前8時～翌朝午前8時まで

内容
- 子どもの急な病気への対処方法や応急処置について
- 受診可能な医療機関の情報提供
- 夜間や休日に対応できる医療機関の情報提供

相談員
- 午後7時から午後11時までは、県内の相談員が対応
- それ以外の時間帯は、県外のコールセンターに転送
- いずれも、経験のある看護師が対応

⑤熊本県夜間安心医療電話相談

夜間に急な病気やケガをしたときの電話相談窓口

電話番号／#7400
※携帯及びダイヤル回線の場合は　☎03-6667-3385

相談時間
- 毎日　午後7時～翌朝8時まで

内容
- 医療機関受診の必要性や応急手当の方法を相談員が助言

相談員
- 看護師が対応
- 必要に応じて、常時待機している医師が二次的に助言、指導

対象者
- 熊本県に在住または滞在している方（主に15歳以上）

※お子様の急な病気への対応や応急処置については「こども医療電話相談」#8000もあります



国民年金

問 国保ねんきん課 年金係 ☎33-4105

国内に住所がある20歳以上、60歳未満のすべての人は国民年金に加入しなければなりません。国民年金の加入者（被保険者）は、職業などによって次のように分けられます。

加入者の種類

種別	対象者	加入の手続き	保険料
第1号被保険者	自営業・農林漁業・学生・無職の人など	市役所に届出ます。	加入者が個別に納めます。
第2号被保険者	会社員、公務員など厚生年金保険や共済組合の被用者年金制度に加入している人	勤務先の会社が行います。	給料から天引きされ、加入年金制度から納められます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	扶養している人の勤務先で行います。	扶養している人の加入年金制度から納められます。

保険料の納付が困難なとき

必要な申請	必要なもの
国民年金保険料免除申請	基礎年金番号（失業の場合、離職票、雇用保険受給資格者証など）
国民年金保険料学生納付特例申請	基礎年金番号、学生証の写し（在学証明書も可）
産前産後期間の国民年金保険料免除申請 ※届出時期は出産予定日の6ヶ月前から	出産前：母子健康手帳 出産後：原則不要。但し、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

希望すれば加入できる人

①日本国籍を持つ海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人
②老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間を満たしていない人や、過去に未納期間などがあり満額の老齢基礎年金を受けられない60歳以上65歳未満の人
③昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人（ただし、受給資格期間を満たすまで）

国民年金に関する届出

国民年金に関する届出は次のようなものがあります。

こんなとき	必要なもの
会社を退職したとき	基礎年金番号、厚生年金などの資格喪失証明書など
配偶者の扶養からはずれたとき	

国民年金の給付

国民年金の給付には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などがあります。

年金の請求先

年金の種類		請求先
老齢基礎年金	原則として65歳から受ける年金	• 第1号被保険者期間のみの人⇒市役所 • 1ヶ月でも厚生年金期間がある人⇒年金事務所
障害基礎年金	国民年金加入中など、病気やケガで一定の障がい状態になったときに受ける年金	• 初診日が第1号被保険者期間中などにある人⇒市役所 • 初診日が第2号被保険者期間中にある人⇒年金事務所
遺族基礎年金	国民年金加入中など亡くなったときに遺族（子のある配偶者又は子）が受ける年金	• 死亡日が第1号被保険者期間中にある人⇒市役所 • 死亡日が第2号被保険者期間中などにある人⇒年金事務所

※それぞれの年金には受給するための要件があります。

年金の確認に便利な「ねんきんネット」

ねんきんネット 検索

「ねんきんネット」は、ご自身の年金の情報をインターネットで手軽に確認できるサービスです。24時間いつでも・どこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報（納付状況など）や通知書の再交付申請ができます。くわしくは、「ねんきんダイヤル」☎0570-058-555へお問い合わせください。

問合わせ先

- **国民年金保険料の納め方や免除について**
  ➡国保ねんきん課年金係または、日本年金機構八代年金事務所 ☎35-6143
- **国民年金や厚生年金の加入期間、年金の請求手続について**
  ➡日本年金機構八代年金事務所 ☎35-6123

学校教育

基本方針

やつしろスピリッツ

八代型小中一貫・連携教育
～育ちと学びの土台づくり～

＊愛言葉＊あいさつ・ききかた・そろえかた

- 自分からすすんであいさつをする
- 話す人の顔を見てしっかり話を聴く
- 靴のかかとを靴箱の手前のへりにそろえる

幼稚園（市立）

市立幼稚園

問 教育委員会　学校教育課

園名	連絡先	所在地
代陽幼稚園	32-2455	西松江城町2-41
太田郷幼稚園	32-2361	上日置町2161
植柳幼稚園	32-3709	植柳上町340
麦島幼稚園	32-3937	迎町一丁目16-1-2
松高幼稚園	32-3257	永碇町741
千丁幼稚園	46-2118	千丁町新牟田1340

- **保育料**
  無料
- **その他納入金（給食費含む）**／毎月5,000円程度、給食費の副食分は、世帯の状況により減免される場合があります。
- **4月1日現在で3歳以上から入園することができます。**

小・中学校

問 学校教育課　30-1673

小・中学校

小・中学校の新入学

小・中学校の「入学通知書」は教育委員会から1月中に保護者あてに送付します。2月中旬までに「入学通知書」が届かない場合は、学校教育課にお問合せください。

八代市立小学校一覧

学校名	所在地	連絡先
代陽小学校	北の丸町1-7	33-2149
太田郷小学校	日置町445	32-6143
植柳小学校	植柳上町449	35-1933
松高小学校	永碇町828-1	32-2709
金剛小学校	高植本町1207	32-3988
金剛小学校弥次分校	三江湖町1472-1	35-9970
高田小学校	豊原中町317	32-4575
八千把小学校	上野町1131	32-3254
郡築小学校	郡築六番町49-1	37-0806
八代小学校	新地町4-1	33-3163
宮地小学校	宮地町1826	32-3877
日奈久小学校	日奈久竹之内町4277-1	38-0044
昭和小学校	昭和明徴町731-2	37-2025
二見小学校	二見下大野町2258-1	38-9339
龍峯小学校	岡町谷川1043	39-0005
麦島小学校	迎町一丁目16-1-1	35-6191
八竜小学校	坂本町荒瀬6544	45-3888
千丁小学校	千丁町新牟田1345	46-0075
鏡小学校	鏡町鏡村609-1	52-0050
有佐小学校	鏡町中島1360-1	52-1206
文政小学校	鏡町両出1371-1	52-0349
東陽小学校	東陽町南3405-2	65-2131
泉小学校	泉町柿迫1111	67-2311
泉第八小学校	泉町樅木137-4	67-5220

八代市立中学校一覧

学校名	所在地	連絡先
第一中学校	北の丸町1-29	32-7103
第二中学校	上日置町2248-1	32-8139
第三中学校	中北町3378-5	33-1102
第四中学校	古閑上町182-2	32-3255
第五中学校	豊原下町3807	32-3259
第六中学校	水島町2065-4	32-3991
第七中学校	郡築七番町41-2	37-0138
第八中学校	宮地町611-1	32-2966
日奈久中学校	日奈久竹之内町4332-1	38-0144
二見中学校	二見本町852	38-9330
坂本中学校	坂本町荒瀬6000	45-2016
千丁中学校	千丁町古閑出2493-1	46-0036
鏡中学校	鏡町内田1038-1	52-0107
東陽中学校	東陽町南1869	65-2650
泉中学校	泉町柿迫1111	67-2311

八代市立特別支援学校

学校名	所在地	連絡先
八代支援学校	高島町1-6	32-3251

転校の手続き

市内の転校

市民課（または各支所市民窓口課）で住民異動届を提出したときに、「転入学通知書」を受け取り、転入校へ提出してください。

市外への転校

市民課（または各支所市民窓口課）で住民異動届を提出してください。

市外からの転校

市民課（または各支所市民窓口課）で住民異動届を提出したときに、「転入学通知書」を受け取り、転入校へ提出してください。

就学援助

経済的な理由で、子どもの義務教育費の負担が困難な保護者に対し、給食費及び学用品費などの一部について、学校を通じて市が援助を行っています。就学援助を希望される人は、学校を通して教育委員会に申請してください。

子どものことで悩んだら…

やつしろ子ども支援相談室

八代市内の幼稚園、小、中、特別支援学校に通園・通学されている子どもさんのことで心配なこと、不安なことがありましたら、お気軽に相談してください。

電話での相談／30-1669
（月～金曜日　午前9時～午後2時）

Eメールでの相談／kodomo-sien@yatsushiro.jp



高等学校・大学等進学者等への奨学資金の貸付け

問 教育委員会　教育政策課

奨学資金の貸付

本人又は保護者が市内に居住し、高等学校、高等専門学校、大学等に進学または在学する人のうち経済的な理由により就学が困難な人に対して奨学資金を貸付けします。

貸付対象

①本人又は保護者が引き続き3年以上市内に居住していること。
②高等学校、高等専門学校、短期大学、専門学校、大学に進学又は在学すること。
③経済的理由により就学困難であること。
④他に同種の奨学金の貸付または給付を受けていないこと。

貸付月額

学校種別		奨学金の額
高等学校 高等専門学校(1～3年生)	国公立	月 20,000円以内
	私立	月 30,000円以内
大学、短期大学、専門学校 高等専門学校(4・5年生)	国公立	月 45,000円以内
	私立	月 50,000円以内

申込期間

毎年3月～4月中旬頃

奨学金の返還

奨学金は無利子。

貸付の終了後、1年間の据置きを経て高等学校、短期大学、専門学校は10年以内、高等専門学校、大学は15年以内で償還。



産業・経済

商工業

問 商工・港湾振興課　☎33-8513

融資制度

制度名	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
小口資金融資制度	1,000万円以内	60ヶ月以内	年2.2%以内
中小企業経営安定特別融資制度	1,500万円以内	7年以内	年2.3%以内
中小企業大規模小売店対策特別融資制度	1,500万円以内	6年以内	年1.9%
中小企業設備近代化資金融資制度	8,000万円以内	10年以内	年2.3%以内
中小企業高度化資金融資制度	2億円以内	10年以内	年1.75%
中小企業団体合理化資金融資制度	1億円以内	7年以内	年1.75%

企業振興促進条例に基づく奨励措置

市内に工場等を新設、又は増設する民間事業者に対し、奨励措置を適用するもの。

- 事業所等建設補助金、用地取得等補助金、雇用奨励金の交付
- 固定資産税の減免

八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金

市内に情報通信業等の事業所を開設する者に対し、奨励措置を適用するもの。

- 設備投資補助金、事務所賃借料補助金、専用通信回線料等補助金、雇用促進補助金、専用通信回線等補助金

八代市産業活性化人材・企業育成支援事業

市内の企業が経営者や従業員に技術向上、研究開発、経営の研修の受講、資格取得等を行わせる場合や副業人材を活用する際に助成を行うもの。

- 補助率：補助対象経費の2/3以内（要件あり）
- 限度額：1人7万円以内、1企業30万円以内（要件あり）

八代市就業資格取得支援助成金制度

求職者が就職のために必要な免許や資格の取得に係る費用（講座等の受講費用・試験等の受験費用など）に対して助成を行うもの。

- 補助率：助成対象経費の1/2
- 限度額：5万円以内

創業支援事業補助金

市内で新たに創業する人に対し、改装費や設備・備品費等の経費の一部を支援するもの。

- 補助率：補助対象経費の2/3以内
- 補助額：上限20万円

所管施設

1　やつしろハーモニーホール
　☎53-0033
2　がらっぱ広場
　☎35-4747（まちなか活性化協議会）
3　サンライフ八代
　☎32-7171
4　八代市働く婦人の家「フレンドリーやつしろ」
　☎35-6460
5　八代高等職業訓練校
　☎32-7501

安心なまちやつしろプロジェクト

市内の事業所における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を推進し、地域経済の回復と活性化に寄与する八代商工会議所や八代市商工会など経済団体や県、市で組織する団体。

安心なまちやつしろプロジェクト推進会議事務局の連絡先
熊本県八代市松江城町6-6　八代商工会議所 事務局（1階）
☎070 -7651- 8246
https://8246.anshinnamachi.com/

安心なまちやつしろプロジェクトのHPを活用しよう
八代市内にある事業所の感染対策を見る事ができます
プロジェクトの概要がまとめられています
飲食店版認証店の店舗検索ができます。
認証店の取組概要を見る事ができます

安心なまちやつしろプロジェクトの取組についてはコチラから

農林業

営農支援

問 農林水産政策課 ☎33-4117

新規就農者の確保・育成や、担い手農家の経営支援のための各種事業の相談、申請受付等を行います。

主な支援制度

認定農業者制度

効率的で安定的な経営体を目指すための5カ年計画「農業経営改善計画」を作成した農業者を市が認定。認定農業者を要件とする国事業を受けられるほか、制度資金においても優遇措置があります。

農業次世代人材投資事業

就農直後の経営確立を支援するため、50歳未満の独立自営就農者に対し、年間最大150万円の交付金が受けられる制度です。

農業制度資金

営農のための運転資金や、機械・施設導入に際しての資金などを借り入れる場合に、利子補給等の措置が受けられます。

農業振興地域整備計画

問 農林水産政策課 ☎33-4117

農業を振興していく上で必要とされる地域を定めた計画。この中の農用地区域については、農業の発展に必要な措置が集中的に行なわれ、農地以外での土地利用が厳しく制限されています。

計画の変更申出（農振除外）

一定の要件を満たせば、農用地区域内の農地を農地以外の用途で利用することも可能です。その場合、農業振興地域整備計画を変更する必要があり、その受付は、3月、9月の年2回となっています。

農地集積事業

問 農林水産政策課 ☎33-4117

離農などにより耕作が困難となった農地を、規模拡大を希望する担い手農家へ集積することで、耕作放棄地の発生防止や経営コストの削減を図るための事業です。

農地中間管理事業

農地の貸し借りを円滑に行うため、熊本県農業公社（農地バンク）が、農地の貸し手と借り手の間に立ち、相談、募集、貸し借り、賃借料の徴収・支払などの業務を行います。この制度の利用で「機構集積協力金」が受けられる場合があります。

八代市農地集積対策事業

農地集積による規模拡大に伴い必要となる機械・施設の導入経費の1/2以内（上限100万円または50万円）を補助します。

市民農園

問 千丁農林水産地域事務所 ☎46-1102

市民の皆さんに野菜や花を栽培する場を提供することで、食や農業に対する理解を深めてもらうことを目的に、市民農園を開設しています。

- **千丁ふれあい農園**　35㎡×36区画

※利用料金についてはお問合せください。

土壌分析診断

問 農事研修センター ☎52-1815

適切な肥培管理による生産コストの低減と、生産性向上による経営の安定を図ることを目的に土壌分析を行っています。

- **土壌分析診断**　10項目　2,030円

※料金については減免措置が受けられる場合があります。

い業振興対策

問 農業振興課 ☎33-8751

畳表張替え促進事業

いぐさ産地の存続と畳文化の継承を目的として、畳表を張替える場合に経費の一部を助成します。

- **対象者**／八代市内に住所を有する者で、自らが居住する家屋の畳表の張替えを行う者
- **助成額**／畳表1枚につき、1千円。（1世帯当の上限1万6千円）
- **助成対象となる畳表**
  「くまもと畳表QRコード付タグ」が挿入されている畳表（畳表持込による張替えは、補助対象外）
- **対象畳店**
  八代市の小規模工事業者として登録のある畳店

い業機械再生支援事業

いぐさ専用機械の老朽化、機械メーカーの撤退等による厳しい生産環境を改善するため、生産農家が所有するいぐさ関連機械の修理・オーバーホールを行う場合に経費の一部を補助します。

- **対象者**
  ①八代市内に住所を有するいぐさ生産者
  ②①から原草を購入し、畳表に加工して出荷する八代市内に住所を有する者
- **補助対象機械**
  - いぐさハーベスタ　• 色彩選別機
  - その他のいぐさ専用機械
- **補助額**／経費の1/2以内で上限10万円（消費税等を除く）

産地の取り組み

問 農業振興課 ☎33-8751

くまもと畳表QRコード付タグ

外国産との差別化、産地偽装防止を目的として、生産者が畳表1枚1枚に「くまもと畳表QRコード付タグ」を挿入しています。

QRコードを読み取るだけで、生産者情報や栽培履歴等を見ることができます。

条件

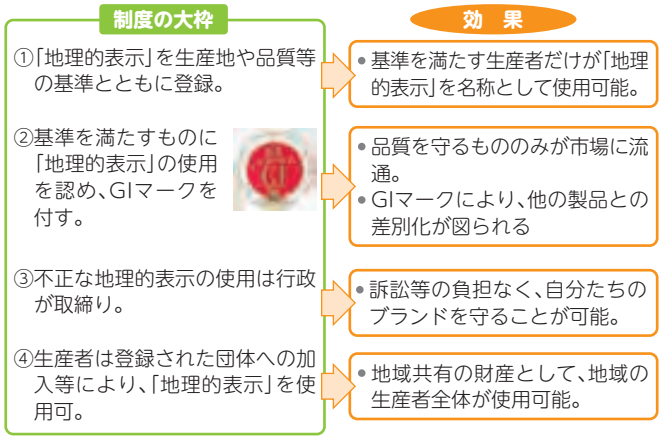
以下の①から③の要件を満たすもので熊本県い業協同組合の確認を受けたもの

①熊本県産いぐさを原料としたもの
②県証糸が使用されたもの
③天然染土100％で、着色剤が使用されていないもの



地理的表示保護制度（GI）

地理的表示保護制度（Geographical Indication）とは、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度です。



「くまもと県産い草」「くまもと県産い草畳表」「八代特産晩白柚」「八代生姜」「くまもと塩トマト」は、農林水産省の地理的表示保護制度（GI）に登録されています。

この登録によって、基準を満たす生産者だけが「地理的表示」を名称として使用でき、高品質のものだけが、GIとして市場に流通します。



GIシール

有害鳥獣防護柵設置事業補助金

問 農業振興課 ☎33-8751

イノシシ、シカなどの獣類やカモ、スズメなどの鳥類による農作物の被害を防止するために、防護柵や防鳥ネットの購入に係る経費の一部を助成します。

対象者／八代市内に住所を有し、市税の滞納がなく、次のいずれかに該当する者

- 農業所得の申告を行っている者
- 対策を行う農地が概ね3a以上であること

補助額／資材購入経費の1/2以内の額（農地1か所当たりの上限額2万円）

森林の土地を取得したとき

問 水産林務課 ☎33-4119

森林の土地を新たに取得（新規に取得または相続等）した場合は、届出が必要です。

届出の手続き

①届出書（森林法施行第7条1項）
②当該土地の位置を示す地図
③当該土地の登記事項証明書その他届出の原因を称する書面

八代産材の利用促進

八代産の木材を使用した木造住宅の新築、改築、増築またはリフォームを行う場合に木材の使用量に応じて経費の一部を助成します。

新築の場合

床面積×4千円/坪（上限20万円）

増改築の場合

床面積×4千円/坪（上限10万円）

増築、リフォーム等の場合

木材使用材積数量×1万円/立米（上限10万円）

※詳細はお問い合わせください。

フードバレーやつしろ（6次産業化・農商工連携・国内外販路開拓）

問 フードバレー推進課　☎33-8780

「フードバレーやつしろ」とは、本市が有する豊富な農林水産物やそれらを活用した加工品の高付加価値化や、食品関連産業の集積など、「食」に関連するあらゆる産業の振興・発展を促進することで地域活性化を図る取り組みです。

また、熊本県では「くまもと県南フードバレー推進協議会」を設立し、県南地域（八代、水俣・芦北、人吉・球磨）の15市町村を対象にフードバレーの取り組みを進めています。

当協議会では、展示会への出展支援や商品開発支援、バイヤーを招聘した個別商談会の開催やセミナーを実施するとともに、メールマガジンで各種助成金の情報提供なども行われています（入会無料）。

八代市では、「6次産業化・農商工連携支援」「国内販路開拓支援」「海外販路開拓支援」をテーマに様々な支援を行っています。

1. 6次産業化・農商工連携に関する取り組み
   生産・加工・販売の取り組みを農林水産業者が行う「6次産業化」や、農林水産業者と食品製造業者が連携した商品づくりなどにおける様々な課題解決を支援しています。また、事業展開の見直し、既存商品のブラッシュアップのお手伝いも行っています。
2. 国内販路開拓に関する取り組み
   国内における販路開拓に取り組みたい生産者や事業者の皆様を支援しています。小売店や飲食店などへの商品提案に加えて、市内の農林水産物や一次加工品などを食品メーカー等へ提案しています。
3. 海外販路開拓に関する取り組み
   輸出に関するセミナーやワークショップの開催、海外バイヤーの招へい、展示会出展等を通して、海外への販路開拓に取り組む生産者や事業者の皆様を支援しています。

支援制度

上記の1～3は、各分野における専門家（アドバイザー）と市が連携して事業者の皆様を支援します。

補助制度

補助制度は令和3年度の内容です。

令和4年度については変更の可能性がありますので、詳細はお問い合わせください。

リーファーコンテナ利用補助金

八代港の国際及び国内コンテナ定期航路を利用した加工品を含む農林水産物の輸出促進を目的として、リーファーコンテナで輸出する荷主に対し、補助金を交付します。

支援の内容

対象者／八代港を利用し、農林水産物を輸出する八代市内の荷主または八代地域の農林水産物を輸出する荷主。

対象経費

①海上運賃②ターミナル取扱費用ほか。

補助金額／補助対象経費額2分の1（上限額：14万円）

※詳細はお問い合わせください。

八代市農林水産物等販路拡大事業補助金

八代市の農林水産物等の販路を開拓し需要の拡大を図るため、国内外において商談会等に出展する事業者に対して補助金を交付します。

支援の内容

対象者／市内に本社または主たる事業所等を有する農林水産業者、商工業者等。

対象事業

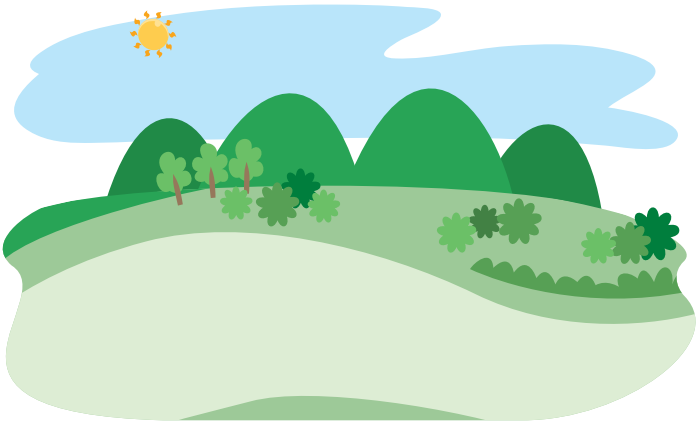
農林水産物等の販路拡大・販路開拓に資する商談会、展示会、その他イベントの開催、出展等。

対象経費

①出展料（オンライン商談会等の登録料、参加料等を含む。）②商談設定料（オンライン商談会等に限る。）③会場使用料 ④展示装飾費 ⑤輸送費 ⑥広告物製作費（オンライン商談会等のPR動画作成費、掲載料等を含む。）⑦通訳費 ⑧旅費 ⑨委託料 ⑩サンプル費

補助金額／補助対象経費額2分の1（上限額：35万円）

※詳細はお問い合わせください。



農業委員会

問 農業委員会事務局　☎33-6342

農地利用の最適化の取り組み

農業委員と農地利用最適化推進委員は、農業生産力の増進を支援する組織として、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進を通じて、地域農業の発展に取り組んでいます。

農地の利用状況調査（農地パトロール）について

毎年8月頃に、管内の全ての農地の利用状況を調査します。（農地法第30条）

利用状況調査の結果を踏まえ、遊休農地と判断された場合、毎年11月末頃までに所有者等に対する利用意向調査を実施します。（農地法第32条）

また、遊休農地状態が継続すると、固定資産税の見直しにつながることもあります。

農地を売買・賃借するとき

売買、貸借などにより農地の権利（所有権・賃貸借権・使用貸借権など）を移転や設定するには、農業委員会の許可が必要です。（農地法第3条）

許可の条件

次の条件に適合する場合に、権利の移転や設定ができます。

①農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、権利を有している農地及び許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるもの。（全部効率利用要件）

②法人の場合は、農地所有適格法人であること。（農地所有適格法人要件）

※貸借であれば農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

③農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員が、その取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか。（農作業常時従事要件）

④取得後の農地面積の合計が原則50アール以上あるかどうか。（下限面積要件）

⑤取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないか。（地域との調和要件）

許可基準の詳細については農業委員会にお問い合わせください。

許可申請手続き

許可申請には、次のものが必要となります。

①申請書

②売買・貸し借りする農地の全部事項証明書、字図

③その他必要な書類（事務局等にお尋ねください）

農地を転用するとき

農地を農地以外（宅地や山林など）に転用するときは、農業委員会の許可が必要です。

農地の転用は、農地法をはじめ、その他の法律で規制されている土地もあります。計画にあたっては、事前に農業委員会と十分協議をお願いします。

許可申請

許可申請は、その内容によって次の2つに分かれます。

- 農地法第4条申請…自分の所有する農地を所有者自身が転用するとき。
- 農地法第5条申請…自分の所有する農地を所有者以外の人が買ったり、借りたりして転用するとき。

農業振興地域農用地内の転用について

農業振興地域農用地内の農地を転用するときは、事前に「農業振興地域農用地除外認定」が必要となります。（ただし、除外できない農地もあります。）

相続等により農地の権利を取得したとき

（農地法第3条の3第1項の規定による届出書（農地の相続等の届出書））

※相続登記等の完了後に農業員会へ届出が必要です。

届出が必要な人

農地法許可を要さずに以下の理由で農地の権利を取得した人

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
- 法人の合併・分割　• 時効

届出の手続き

①届出書（農地法第3条の3第1項）

②相続が確認できる登記完了書の写し

選挙・議会・広報・広聴

選挙

問 選挙管理委員会事務局　☎30-1663

選挙人名簿

日本国民で満18歳以上の人には選挙権があります。ただし、選挙権はあっても選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。この選挙人名簿に登録できる要件は、満18歳以上の日本国民で、八代市に住民票が作成された日から引き続き3ヶ月以上市内に住んでいる人です。

投票

選挙のときは、選挙権を有する人に投票案内ハガキを郵送しますので、投票案内ハガキで指定された投票所で投票してください。

代理投票・点字投票

投票用紙に自書できない人は、投票所の事務従事者が代理で記載します。また、目の不自由な人は、点字による投票ができます。

期日前投票・不在者投票

期日前投票

仕事、レジャー、旅行などで選挙当日投票所に行けない人は、期日前投票所で投票できます。投票できる場所、期間、時間は、選挙が行われるときにお知らせします。

不在者投票

選挙当日、仕事や用務などで他の市区町村に滞在されている人は、滞在先で不在者投票を行うことができます。また、県の選挙管理委員会が指定した、病院、老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

郵便投票

身体に重度の障がいがあり投票所に行けない人には、在宅で郵便などによる不在者投票ができる「郵便等投票」の制度があります。また、郵便等投票の対象者で自書ができない人には、代理記載により投票できる制度もあります。これらの制度で投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。交付を希望する人や有効期限が満了している人は早めに申請をしてください。

郵便投票の対象となる人の範囲

郵便などによる不在者投票の対象者			代理記載制度が適用される対象者	
	障がいの部位	障がい・要介護の程度	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級	上肢・視覚	1級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級		
	免疫・肝臓	1級～3級		
戦傷病者手帳を持っている人	両下肢・体幹	特別項症～第2項症	上肢・視覚	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症		
介護保険被保険証を持っている人		要介護5	上肢・視覚の1級又は特別項症～第2項症	

議会

問 議会事務局　☎32-5984

八代市議会

市議会は、市民の皆さんから直接選ばれた議員（条例定数28人）で構成されています。市長から提出された議案（条例の制定・改廃、予算、決算、重要な契約など）、議員から提出された議案、市民の皆さんから提出された請願などを審議し、議決します。

定例会は年4回（3、6、9、12月）開催され、必要に応じて臨時会が開催されます。

市議会には、4つの常任委員会（総務、文教福祉、建設環境、経済企業）と議会運営委員会を設置しています。また、必要な場合は特別委員会を設置します。

本会議（全議員）	議会運営委員会（10人）	• 議会の運営に関する事項 • 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 • 議長の諮問に関する事項
	常任委員会 総務委員会（7人）	• 行財政の運営に関する諸問題の調査 • 総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
	常任委員会 文教福祉委員会（7人）	• 教育に関する諸問題の調査 • 保健・福祉に関する諸問題の調査
	常任委員会 建設環境委員会（7人）	• 都市計画・建設工事に関する諸問題の調査 • 生活環境に関する諸問題の調査
	常任委員会 経済企業委員会（7人）	• 産業・経済に関する諸問題の調査 • 水道事業に関する諸問題の調査
	特別委員会	• 特定の案件についての審査 （例）令和2年7月豪雨に関する特別委員会　など

議会の傍聴

本会議（一般席48席（うち車いす席2人及び親子席4人を含む））、委員会（5席）は、どなたでも傍聴することができます。

傍聴には、受付手続きが必要です。

請願・陳情

市議会では、市政などについての要望や意見を「請願」や「陳情」として受け付けています。

請願書・陳情書には、趣旨、住所、氏名を自署又は記名（印字等）押印したものを議長あてに提出することになっています。（請願の場合は、紹介議員の氏名の記載（自署又は記名（印字等）押印）が必要です。）

議会だより・ホームページ

定例会の翌々月（5、8、11、2月）に議会だよりを発行し、定例会の報告、一般質問などの要旨を掲載しています。

ホームページでは市議会の予定、議員名簿、本会議や委員会の中継録画や会議録などを公開しています。

議会ホームページ
http://www.city.yatsushiro.lg.jp/gikai/

議会ネット中継

市議会では、本会議と委員会のインターネット中継（ライブ配信・録画配信）を行っています。（視聴は議会ホームページから）

会議の記録

本会議や各委員会の会議録は、議会ホームページにて閲覧できます。また、市役所本庁舎でも本会議録の閲覧ができます。

広報・広聴

問 秘書広報課　☎33-4101

広報・広聴

市民の皆さんに、市政への関心と理解を深めていただくため、あらゆる媒体を用いて広報・広聴活動を行います。市政に対する要望や提言がありましたらお寄せください。

広報紙の発行

市民の皆さんと市政を結ぶ広報「やつしろ」を月1回（毎月1日）発行し、各戸配布しています。市からの大切なお知らせや地域の活動などをお届けします。

市長・教育長への手紙

市民の皆さんの声に耳を傾け建設的な提言をいただく手段として、「市長・教育長への手紙」投函箱を市の公共施設（本庁舎、各支所、各コミュニティセンターなど）に設置しています。市ホームページからも送信できます。

まちづくり出前講座

市民団体などが主催する集会などに、市が示した講座メニューの中から、要望に応じて市職員を講師として派遣します。市政の現状や方向性を説明し、市民の皆さんの市政に関する理解を深めています。

市民と市長とのテーマトーク

市民の皆さんと市長が懇談する場を設けることにより市民の皆さんと行政が相互理解を深め、幅広い意見を市政運営の参考とするために、随時開催しています。

市政懇談会

市長が市内の各地区を巡回し、市の政策などを報告するとともに、市民の皆さんの意見を伺う機会として、2年に1回開催しています。

ホームページ

市政情報のほか、イベントや各施設の情報、各募集などを発信しています。

また、視覚障がいのある人に広報紙の内容を伝えるため、声の市報を掲載しています。

ホームページアドレス

http://www.city.yatsushiro.lg.jp/

メールでのご意見・問い合わせ

インターネットを利用している人は、メールで直接担当課に問い合わせをすることができます。各課のメールアドレスは八代市のホームページに掲載しています。

情報公開制度

「八代市情報公開条例」に基づき、市が保有するさまざまな文書や情報を、皆さんの求めに応じて公開・提供する制度です。

公開の対象となる機関

- 市長（公営企業管理者の権限を含む。）
- 教育委員会　• 選挙管理委員会　• 監査委員
- 農業委員会　• 公平委員会
- 固定資産評価審査委員会　• 議会

請求の方法

公開請求は、情報公開総合窓口（文書統計課内）及び各支所地域振興課が窓口となり受け付けています。「公文書公開請求書」に、請求内容などを記入して提出してください。

また、直接窓口にお越しになれない場合は、郵送等による公開請求もできます。公文書公開請求書を市のホームページからダウンロードしていただくか、又はご依頼があれば、公文書公開請求書を送付いたします。

☆費用負担：公開に係る手数料は無料ですが、写しが必要なときは、コピー代として1面（A3まで）につき10円（カラー印刷の場合は20円）負担していただきます。

会議の公開

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される審査会、審議会、協議会などの会議を原則公開としています。ただし、会議の内容が次のような場合には非公開とすることがあります。

非公開となる場合

八代市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき。

例えば、会議の内容が審査請求、苦情処理、個人の権利・利益を害する恐れがあるもの、または、会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

情報提供

市民生活に密接に関係ある情報などについては、市のホームページなどを通じて積極的に情報を提供・公表します。

指定管理者の情報公開

指定管理者が業務上作成する文書などの写しの交付や閲覧をする情報公開の請求は、市長や教育委員会等の実施機関に対して行うこととし、この実施機関が情報を保有しないときは、実施機関が指定管理者に情報の提出を求め、指定管理者はこれに応じるよう定めています。

個人情報保護制度

「八代市個人情報保護条例」に基づき、市が保有する個人情報を保護するために必要な事項を定め、また、ご自分の個人情報の開示、訂正、削除などを請求することができる制度です。

請求の方法

個人情報の開示請求は、原則として本人のみが請求できます。情報公開総合窓口（文書統計課内）及び各支所地域振興課が窓口となり受け付けていますので、請求されるときは、本人であることを証明するもの（身分証明書、運転免許証など）を持参し、「自己情報開示請求書」に必要事項を記入して提出してください。

☆費用負担：開示に係る手数料は無料ですが、写しが必要なときは、コピー代として1面（A3まで）につき10円（カラー印刷の場合は20円）負担していただきます。

指定管理者の個人情報保護

指定管理者が管理業務上取り扱う個人情報保護について、適正な対応をするよう義務づけ、守秘義務を課し、個人情報の不正利用を禁じ、違反に対しては罰則を科するとともに、実施機関が適切に指導するように努めています。

個人情報の保護のお願い

事業者の皆さんが事業を行うために個人情報を保有しているときは、個人情報保護法に基づき基本的人権の侵害を防ぐための措置を講じなければならないことになっています。事業者、市民の皆さんのご協力をお願いします。

八代市ケーブルテレビ

坂本、東陽、泉地区の難視聴対策のための公設の有線テレビ放送です。

八代市ケーブルテレビに関する手続きやお問い合わせ先

テレビやつしろ株式会社（通称：ひこいちテレビ）
〒866-0833　八代市夕葉町3番地7
☎30-7171

スポーツ・学び

スポーツ・文化・生涯学習

問 【スポーツ関係】スポーツ振興課　【文化・生涯学習活動関係】教育委員会生涯学習課・博物館・経済文化交流部文化振興課

スポーツ・レクリエーションの振興

市民の皆さんが「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、参加できるよう生涯スポーツ社会の実現に向けて、八代市スポーツ推進委員協議会や校区体育協会などの関係団体と連携し、ニュースポーツ大会や校区民体育祭などを開催するとともに生涯スポーツの普及、指導者の育成、スポーツ情報の提供、スポーツ環境の整備充実を図ります。

スポーツ施設一覧（八代市体育施設）

名称		利用時間及び休館日	施設の概要
八代トヨオカ地建アリーナ（八代市総合体育館）	大アリーナ	午前9時～午後10時 休館日　12月31日～1月1日	バレー3面　バドミントン10面 ハンドボール1面　バスケット2面 卓球20面 等
	小アリーナ		バレー2面　バドミントン6面 バスケット2面、卓球12面　等
	その他		多目的室・トレーニング室・会議室
八代市テニスコート		午前9時～午後10時 休館日　12月31日～1月1日	テニスコート16面（砂入り人工芝） テニス、ソフトテニス、夜間照明12面
八代市民球場		午前9時～日没 休場日　12月31日～1月1日	メイングラウンド（野球専用） サブグラウンド（グランドゴルフ、ゲートボール）
八代市民プール		午前9時～午後7時 開放日　7月1日～8月31日	50mプール、25mプール、幼児用プール
八代市球技場		午前9時～日没 休場日　12月31日～1月1日	サッカー1面、ラグビー1面
八代市弓道場		午前9時～午後10時 休館日　12月31日～1月1日	弓道（近的10人立ち）
八代市武道館		午前9時～午後10時 休館日　12月31日～1月1日	柔道、空手道、剣道、銃剣道　等
八代市相撲場		午前9時～午後10時 休館日　12月31日～1月1日	相撲
鏡総合グラウンド	体育館	午前8時～午後10時	バレー2面、バドミントン6面 バスケット2面　等
	グラウンド	午前8時～午後10時	野球2面、ソフトボール2面、陸上競技（300mトラック）等　夜間照明有
	テニスコート	午前8時～午後10時	テニスコート4面（砂入り人工芝4面）、夜間照明4面
	鏡プール	午後1時～午後4時 開放日　7月20日～8月31日	25mプール、幼児用プール
	武道館	午前8時～午後10時	柔道、空手道、剣道、弓道、四半的、アーチェリー　等
北新地グラウンド		午前8時～日没	野球1面、ソフトボール2面
千丁体育館		午前8時～午後10時 休館日　12月31日～翌年1月1日	バスケットボール1面、バレー2面 バドミントン4面　等
千丁テニスコート		午前8時～午後10時 休館日　12月31日～翌年1月1日	テニスコート4面（砂入り人工芝） テニス、ソフトテニス
千丁東グラウンド		午前8時～日没	ソフトボール2面
千丁西グラウンド		午前8時～日没	ソフトボール1面、グラウンドゴルフ1面　等
百済来スポーツセンター		午前8時～午後10時	ソフトボール2面、夜間照明有
東陽スポーツセンター		午前8時～午後10時	バレー2面、バドミントン10面 ハンドボール1面　等
東陽運動公園		午前8時～午後10時	野球1面、ソフトボール2面、夜間照明有
河俣山村広場		午前8時～日没	ソフトボール1面
泉運動広場		午前8時～午後10時	野球1面、ソフトボール1面、夜間照明有

体育施設

名称	所在地	連絡先	FAX
八代トヨオカ地建アリーナ（八代市総合体育館）	緑町11-1	35-0150（体育協会）	32-8819（体育協会）
八代市テニスコート	郡築四番町136-2	37-3939	37-3940
八代市民球場	古閑中町1495	32-0245	
八代市民プール	緑町11-1	35-0311	
八代市球技場	新港町三丁目1	35-0150	
八代市弓道場	緑町11-1	35-0150	
八代市武道館	松江城町6-13	34-1915	
八代市相撲場	松江城町7-15-1	35-0150	
鏡体育館	鏡町両出1430	52-1114	
鏡グラウンド	鏡町両出1430	52-1114	
鏡テニスコート	鏡町両出1430	52-1114	
鏡プール	鏡町両出1430	52-1114	
鏡武道館	鏡町両出1430	52-1114	
北新地グラウンド	鏡町北新地1205	52-1114	
千丁体育館	千丁町新牟田1869-1	46-1720	46-1852（千丁コミセン）
千丁テニスコート	千丁町古閑出2449-5	46-1720	
千丁東グラウンド	千丁町太牟田1131	46-1720	
千丁西グラウンド	千丁町古閑出1419	46-1720	
百済来スポーツセンター	坂本町田上150	45-2228	45-2283（坂本コミセン）
東陽スポーツセンター	東陽町南1285	65-2210	65-2889（東陽コミセン）
東陽運動公園	東陽町南1285	65-2210	
河俣山村広場	東陽町河俣2650-2	65-2210	
泉運動広場	泉町下岳3000	67-2029	67-2029（泉コミセン）

文化芸術・生涯学習の振興

生きがいに満ちた心豊かな人生を送るためには、自ら進んで学習できる生涯学習社会を作り上げていくことが重要です。地域の生涯学習の拠点施設であるコミュニティセンターや図書館、博物館などにおいて、学習機会の充実や学習成果を生かす場を提供するとともに、市民の皆さんが身近に優れた文化芸術に触れるための展覧会等の開催、文化振興イベントへの支援、市民参加による文化芸術活動の推進を図ります。

文化・生涯学習施設一覧

名称	連絡先	利用時間及び休館日	施設の概要・利用案内
八代市厚生会館	32-3196	休館中	ホール（964席）
八代市鏡文化センター	52-1114	午前9時～午後10時 12月29日～1月3日	ホール（610席）、リハーサル室、研修室、視聴覚室
八代市公民館	30-1110	午前9時～午後10時 ※土日祝日は利用がある時のみ 休館日：土日祝日、12月29日～1月3日	ホール（535席）、生涯学習室、和室など
市立図書館本館	32-3385	平日：午前9時30分～午後8時 ※土日祝日は午後7時まで 休館日：第4水曜日、年末年始、特別整理期間	八代市、氷川町、芦北町におすまいの方、八代市に通勤、通学している方
市立図書館せんちょう分館	46-1901	平日：午前9時30分～午後6時まで ※土日祝日は午後6時まで 休館日：第2火曜日、年末年始、特別整理期間	
市立図書館かがみ分館	52-5567	平日：午前9時30分～午後6時まで ※土日祝日は午後6時まで 休館日：第4水曜日、年末年始、特別整理期間	
八代市立博物館 未来の森ミュージアム	34-5555	午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで） 休館日：月曜日（祝日の場合は翌日）、 年末・年始（12月29日～1月3日） 観覧料：一般310円（240円）高大生200円（160円） ＊（　）は20名以上の団体料金、中学生以下及び障がい者手帳等をお持ちの方は無料 ※観覧料は展示内容により変わります	古代から現代へ、八代の歴史をわかりやすく紹介 旧八代城主、松井家伝来の名宝を公開 年4回（春・夏・秋・冬）の特別展覧会と各種の講座・講演会を開催 作品発表の場として会場の使用ができます（詳しくは博物館まで）

名称	連絡先	利用時間及び休館日	施設の概要・利用案内
八代市民俗伝統芸能伝承館 お祭りでんでん館	**37-8737**	展示棟：午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで） 会議棟：午前9時～午後10時 休館日：月曜日（月曜日が祝日・休日の場合はその翌日） 年末年始（12月29日～1月3日）	展示棟：妙見祭や市内各地の民俗芸能の魅力を紹介 観覧料：大人300円（240円）高大生200円（160円）中学生以下は無料 ※（　　）は20人以上の団体料金 ※障がい者手帳を提示の人は無料（介添者1名を含む） 会議棟：大・小会議室、伝承ルーム ※伝承ルームは伝統芸能や舞台の練習、リハーサルの場としても利用できます。 ※定員、使用料など詳しくはお問い合わせください。

社会教育施設一覧

名称	連絡先	利用時間及び休館日	施設の概要
さかもと青少年センター	**30-1110** （八代市生涯学習課）	※連絡の上ご確認ください。	研修室、調理実習室、和室、多目的室、浴室、体育館
深水社会教育センター			研修室、体育館、運動場
鮎帰社会教育センター			
田上社会教育センター			
久多良木社会教育センター			
仁田尾社会教育センター			
西宮・上日置集会所			会議室
二見自然の森			芝生広場
八竜山自然公園			天文台、ロッジ（6人用）、コテージ（10人用）
赤星公園			水竹居の館（研修等）、工房



コミュニティセンター

平成29年4月1日から、校区公民館などの施設がコミュニティセンターに生まれ変わりました。
さまざまなまちづくり活動にコミュニティセンターを活用してみませんか。

☆コミュニティセンターが目指すもの☆

- 地域の皆さんが気軽に集い交流する、ふれあいの場となることを目指します。
- 地域の皆さんが主体となり、地域課題の解決や学習の場となることを目指します。
- 地域の皆さんと市による協働のまちづくりの場となることを目指します。

コミュニティセンター利用のご案内

①会議室の利用時間（事前の予約申請が必要です）
午前9時～午後10時
※施設の利用時間には、準備と片付けの時間を含みます。
②予約申請の受付時間
平日の午前8時30分～午後5時15分
利用する月の前月の初日（土日・祝日の場合は次の平日）から申請ができます。

※各施設の会議室などの利用料は、各校区のコミュニティセンターにお問い合わせください。

施設名	連絡先	施設の概要
代陽コミュニティセンター	31-5507	会議室、多目的室、調理室、和室、大研修室、図書室、ロビー
八代コミュニティセンター	34-3479	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書室、ロビー
太田郷コミュニティセンター	35-0222	講堂、会議室、和室、調理実習室、多目的室、ロビー、小会議室
植柳コミュニティセンター	33-5909	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書室、ロビー
麦島コミュニティセンター	35-3822	中会議室、小会議室、多目的室、調理室、和室1、和室2、トレーニングホール、ロビー
松高コミュニティセンター	34-8801	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書室、ロビー
八千把コミュニティセンター	35-0660	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書室、ロビー
高田コミュニティセンター	34-3031	研修室、会議室、和室、調理室、ロビー
金剛コミュニティセンター	31-5553	会議室、和室、調理実習室、図書室、ロビー
郡築コミュニティセンター	37-0175	会議室、和室、調理実習室、ロビー
宮地コミュニティセンター	31-5557	会議室、和室、調理実習室、図書室、ロビー
宮地東コミュニティセンター		小会議室
日奈久コミュニティセンター	38-2390	会議室、和室、調理実習室、図書室
昭和コミュニティセンター	37-2741	健康増進室、和室、農産加工室
二見コミュニティセンター	38-9932	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書室、ロビー
龍峯コミュニティセンター	39-0411	健康増進室、大研修室、教養室（和室）
坂本コミュニティセンター	45-2228	会議室、和室、ロビー（坂本地域福祉センター内）
千丁コミュニティセンター	46-1720	大集会場、生涯学習室、和室、調理実習室、第3研修室、第4研修室、ロビー
鏡コミュニティセンター	52-7841	大集会場、研修室、和室、調理実習室、生活研修室、視聴覚室
東陽コミュニティセンター	65-2210	談話室、和室、視聴覚室、2F会議室、3F会議室
泉コミュニティセンター	67-2029	会議室1、会議室2、和室、調理室、ロビー、音楽室、多目的室

文化財

八代市には、ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭や落人伝説が残る秘境五家荘、八代城跡や石橋の里など、多様な文化遺産が数多く残されています。

市内の主な文化財

種別		名称	所在地	備考
ユネスコ無形文化遺産 国指定重要無形民俗文化財		八代妙見祭の神幸行事(「山・鉾・屋台行事」)	妙見町 (八代神社周辺)	11月22日、23日
日本遺産 市指定有形文化財 (建造物)		赤松第一号眼鏡橋	二見赤松町	めがね橋
		鑑内橋	鏡町	めがね橋
		鍛冶屋上橋・中橋・下橋	東陽町北	めがね橋
		笠松橋	東陽町河俣	めがね橋
		鹿路橋	東陽町河俣	めがね橋
国指定	重要文化財(建造物)	十三重塔	植柳元町	見学時間合せ(文化振興課☎33-4533)
	重要文化財(建造物)	旧郡築新地甲号樋門　附・潮受堤防	郡築三番町	
	重要文化財(彫刻)	木造毘沙門天立像	興善寺町	見学時間合せ(文化振興課☎33-4533)
	重要文化財(書跡)	平石如砥墨跡　附・玄圃三添并六月三日古田織部書状二通	西松江城町	
	史跡	八代城跡群　古麓城跡　麦島城跡　八代城跡	松江城町ほか	
	史跡	八代海干拓遺跡	郡築三番町ほか	
	名勝	旧熊本藩八代城主浜御茶屋(松浜軒)庭園	北の丸町	有料
	名勝	不知火及び水島	水島町地先	
	名勝	肥後領内名勝地　五郎ケ瀧　聖リ瀧　走リ水ノ瀧　建神ノ岩　神ノ瀬ノ岩屋	坂本町深水	
国選択	無形民俗文化財	古代踊	泉町久連子	公開日8月15日
	無形民俗文化財	植柳の盆踊り	植柳地区	公開日8月14日
	無形民俗文化財	八代・葦北の七夕綱	坂本町中谷	公開日8月6日
国登録	有形文化財	郡築二番町樋門	郡築二番町	
	有形文化財	シャルトル聖パウロ修道院記念館・煉瓦塀	通町	
	有形文化財	旅館金波楼本館、大広間棟、正門及び塀	日奈久上西町	
県指定	有形文化財(建造物)	八代神社社殿	妙見町	
	有形文化財(彫刻)	木造阿弥陀如来座像	西宮町	階下公民館(階下釈迦堂)内
	有形文化財(彫刻)	木造十一面観世音菩薩立像	奈良木町	見学時間合せ(文化振興課☎33-4533)
	有形文化財(工芸品)	法浄寺の梵鐘	泉町栗木	
	有形文化財(工芸品)	大門観音堂の鰐口	坂本町葉木	
	有形文化財(工芸品)	大門薬師堂の鰐口	坂本町葉木	
	有形文化財(書跡)	小早川家文書	西松江城町	
	有形文化財(書跡)	宮本武蔵書状	西松江城町	
	史跡	大鼠蔵古墳群	鼠蔵町	
	天然記念物	臥龍梅	北の丸町	松井神社境内 2月中旬が見頃
	天然記念物	久連子鶏	泉町久連子	
市指定	有形文化財(建造物)	覚賀墓碑	千丁町吉王丸	
	無形民俗文化財	鏡が池鮒取神事	鏡町 (印鑰神社周辺)	公開日4月7日
	史跡	大塚古墳	上片町	
	史跡	鬼の岩屋第一号古墳	上片町	
	史跡	興善寺廃寺跡	興善寺町	
	史跡	岩永三五郎の墓	鏡町	
	天然記念物	白髪岳天然橋	東陽町北	

史跡・観光ガイドについて

観光ガイドの案内を聞きながら、史跡や自然、温泉街など八代市内の様々な文化遺産を巡ってみませんか。
料金等の詳細は、やつしろ観光ガイド協会へお問い合わせください。
やつしろ観光ガイド協会事務局(観光クルーズ振興課)☎0965-33-4115

ご注意ください　開発行為に伴う文化財の取り扱いについて

「個人住宅、共同住宅、店舗、事務所」などの新築・増改築や「住宅地の造成」など、土地の現状を変更するような行為(開発行為)を予定されている方は、その土地が遺跡(「周知の埋蔵文化財包蔵地」といいます)に含まれているか事前に確認しておく必要があります。問合せは文化振興課(☎33-4533)です。

公共施設等一覧

市役所・支所・出張所

名称	所在地	連絡先
八代市役所	松江城町1-25	33-4111
鏡支所	鏡町内田453-1	52-1111
坂本支所	坂本町坂本1051-2	45-2211
千丁支所	千丁町新牟田1502-1	46-1101
東陽支所	東陽町南1105-1	65-2111
泉支所	泉町柿迫3131	67-2111
太田郷出張所	井上町601-1	32-4995
八千把出張所	上野町1193-1	32-2531
高田出張所	本野町505	32-2451
金剛出張所	揚町800-2	32-3981
郡築出張所	郡築六番町61-2	37-0328
宮地出張所	宮地町383	32-2511
昭和出張所	昭和明徴町730-1	37-2015
龍峯出張所	興善寺町1952	39-0001
日奈久出張所	日奈久塩南町甲13	38-0614
二見出張所	二見下大野町2432-1	38-9222

公民館

名称	所在地	連絡先
八代市公民館	千丁町新牟田1433	30-1110

コミュニティセンター

名称	所在地	連絡先
代陽コミュニティセンター	西松江城町2-18	31-5507
八代コミュニティセンター	新地町6-3	34-3479
太田郷コミュニティセンター	井上町601-1	35-0222
植柳コミュニティセンター	植柳下町4251-2	33-5909
麦島コミュニティセンター	古城町2259	35-3822
松高コミュニティセンター	永碇町754-2	34-8801
八千把コミュニティセンター	上野町1193-1	35-0660
高田コミュニティセンター	本野町505	34-3031
金剛コミュニティセンター	揚町800-2	31-5553
郡築コミュニティセンター	郡築六番町61-2	37-0175
宮地コミュニティセンター	宮地町383	31-5557
宮地東コミュニティセンター	東町5497-1	31-5557
日奈久コミュニティセンター	日奈久塩南町甲13	38-2390
昭和コミュニティセンター	昭和明徴町730-1	37-2741
二見コミュニティセンター	二見下大野町2432-1	38-9932
龍峯コミュニティセンター	興善寺町1952	39-0411
坂本コミュニティセンター	坂本町荒瀬1307	45-2228
千丁コミュニティセンター	千丁町新牟田1434	46-1720
鏡コミュニティセンター	鏡町内田1339-1	52-7841
東陽コミュニティセンター	東陽町南1285	65-2210
泉コミュニティセンター	泉町栗木5866	67-2029

小学校

名称	所在地	連絡先
代陽小学校	北の丸町1-7	33-2149
太田郷小学校	日置町445	32-6143
植柳小学校	植柳上町449	35-1933
松高小学校	永碇町828-1	32-2709
金剛小学校	高植本町1207	32-3988
金剛小学校弥次分校	三江湖町1472-1	35-9970
高田小学校	豊原中町317	32-4575
八千把小学校	上野町1131	32-3254
郡築小学校	郡築六番町49-1	37-0806
八代小学校	新地町4-1	33-3163
宮地小学校	宮地町1826	32-3877
日奈久小学校	日奈久竹之内町4277-1	38-0044
昭和小学校	昭和明徴町731-2	37-2025
二見小学校	二見下大野町2258-1	38-9339
龍峯小学校	岡町谷川1043	39-0005
麦島小学校	迎町一丁目16-1-1	35-6191

八代市の市外局番は0965です

名称	所在地	連絡先
八竜小学校	坂本町荒瀬6544	45-3888
千丁小学校	千丁町新牟田1345	46-0075
鏡小学校	鏡町鏡村609-1	52-0050
有佐小学校	鏡町中島1360-1	52-1206
文政小学校	鏡町両出1371-1	52-0349
東陽小学校	東陽町南3405-2	65-2131
泉小学校	泉町柿迫1111	67-2311
泉第八小学校	泉町樅木137-4	67-5220

中学校

名称	所在地	連絡先
第一中学校	北の丸町1-29	32-7103
第二中学校	上日置町2248-1	32-8139
第三中学校	中北町3378-5	33-1102
第四中学校	古閑上町182-2	32-3255
第五中学校	豊原下町3807	32-3259
第六中学校	水島町2065-4	32-3991
第七中学校	郡築七番町41-2	37-0138
第八中学校	宮地町611-1	32-2966
日奈久中学校	日奈久竹之内町4332-1	38-0144
二見中学校	二見本町852	38-9330
坂本中学校	坂本町荒瀬6000	45-2016
千丁中学校	千丁町古閑出2493-1	46-0036
鏡中学校	鏡町内田1038-1	52-0107
東陽中学校	東陽町南1869	65-2650
泉中学校	泉町柿迫1111	67-2311

特別支援学校

名称	所在地	連絡先
八代支援学校	高島町1-6	32-3251

文化施設・生涯学習

名称	所在地	連絡先
八代市厚生会館(休館中)	西松江城町1-47	32-3196
八代市鏡文化センター	鏡町内田468-1	52-1114
八代市公民館	千丁町新牟田1433	30-1110
市立図書館本館	北の丸町2-35	32-3385
市立図書館せんちょう分館	千丁町新牟田1428-2	46-1901
市立図書館かがみ分館	鏡町内田468-1	52-5567
八代市立博物館未来の森ミュージアム	西松江城町12-35	34-5555
八代市民俗伝統芸能伝承館お祭りでんでん館	西松江城町1-47	37-8737

体育施設

名称	所在地	連絡先
八代トヨオカ地建アリーナ(八代市総合体育館)	緑町11-1	35-0150(体育協会)
八代市テニスコート	郡築四番町136-2	37-3939
八代市民球場	古閑中町1495	32-0245
八代市民プール	緑町11-1	35-0311
八代市球技場	新港町三丁目1	35-0150
八代市弓道場	緑町11-1	35-0150
八代市武道館	松江城町6-13	34-1915
八代市相撲場	松江城町7-15-1	35-0150
鏡体育館	鏡町両出1430	52-1114
鏡グラウンド	鏡町両出1430	52-1114
鏡テニスコート	鏡町両出1430	52-1114
鏡プール	鏡町両出1430	52-1114
鏡武道館	鏡町両出1430	52-1114
北新地グラウンド	鏡町北新地1205	52-1114
千丁体育館	千丁町新牟田1869-1	46-1720
千丁テニスコート	千丁町古閑出2449-5	46-1720
千丁東グラウンド	千丁町太牟田1131	46-1720
千丁西グラウンド	千丁町古閑出1419	46-1720
百済来スポーツセンター	坂本町田上150	45-2228
東陽スポーツセンター	東陽町南1285	65-2210
東陽運動公園	東陽町南1285	65-2210
河俣山村広場	東陽町河俣2650-2	65-2210
泉運動広場	泉町下岳3000	67-2029

八代市の公共交通

JR

九州新幹線

- 新八代駅～熊本駅　片道1,530円（通常運賃　自由席）
- 新八代駅～鹿児島中央駅　片道5,060円（通常運賃　自由席）
- 新八代駅～博多駅　片道5,390円（通常運賃　自由席）

鹿児島本線（門司港～博多～鳥栖～熊本～八代）

- 八代駅、新八代駅、千丁駅、有佐駅

肥薩線（八代～人吉～隼人）（※令和2年7月から運休中）

- 八代駅、段駅、坂本駅、葉木駅、鎌瀬駅、瀬戸石駅

肥薩おれんじ鉄道（八代～水俣～出水～薩摩川内）

- 八代駅、肥後高田駅、日奈久温泉駅、肥後二見駅

高速バス

- きりしま号（鹿児島～八代IC～熊本）
- フェニックス号（福岡～八代IC～宮崎）
- B&Sみやざき（新八代駅～宮崎）
- すーぱーばんぺいゆ（八代～熊本空港～運転免許センター）

市街地循環バス

運賃：乗車1回あたり160円均一
回数券：80円×19枚綴り　1,000円

❶【R1】みなバス（右回り）　【L1】みなバス（左回り）
主な経由地：八代産交、ゆめタウン、イオン八代、労災病院、新八代駅、八代駅、八代市役所

❷【R2】まちバス（右回り）　【L2】まちバス（左回り）
主な経由地：八代産交、ゆめタウン、イオン八代、八代駅、市民球場、八代市役所

❸【R3】ゆめバス（右回り）　【L3】ゆめバス（左回り）
主な経由地：八代産交、ゆめタウン、八代駅、八代市役所、麦島公民館前

路線バス

運賃：初乗り160円・上限200円（八代郡市内）※一部区域外あり

❹松橋線（国道経由）（八代産交～八代市役所～松橋産交）
❺松橋線（県道経由）（八代市役所～八代市鏡支所前～松橋産交）
❻文政線（八代駅前～八代支援学校～宮原中央）
❽種山線（種山～新八代駅西口～八代市役所）
❾八農分校線（八農分校前～種山～新八代駅西口～八代市役所）
❿坂本線（坂本駅～八代駅～八代市役所）
⓫田浦線（道の駅たのうら～日奈久温泉駅～八代駅～八代市役所）
⓬日奈久温泉ライン（高田経由）（ウインズ八代～日奈久下西町～高田～八代市役所）
※ウインズ八代発着は土日祝のみ
⓭大門瀬線（大門瀬～金剛～八代市役所）
⓮日奈久温泉ライン（金剛経由）（ウインズ八代～日奈久下西町～金剛～八代市役所）
※ウインズ八代発着は土日祝のみ
○甲佐・氷川ダム線（氷川ダム～熊本バス営業所）

〈問い合わせ〉産交バス八代営業所（市街地循環バスも含む）　32-5145
麻生交通美里営業所（甲佐・氷川ダム線）　(0964)46-3211

乗り換えのご案内

	鉄道駅		路線バス	行先	
				郊外部方面	中心部方面
JR	坂本駅	↔	⑩坂本線		八代市役所前
	有佐駅	↔	⑥文政線	宮原中央	イオン八代・八代駅前
			⑧種山線	種山	労災病院前・八代市役所前
			⑨八農分校線	種山・八農分校	労災病院前・八代市役所前
	新八代駅	↔	❶みなバス	左回り(イオン八代方面)	右回り(八代市役所方面)
			⑧種山線	種山	労災病院前・八代市役所前
			⑨八農分校線	種山・八農分校	労災病院前・八代市役所前
	八代駅	↔	❶みなバス	左回り(新八代駅方面)	右回り(八代市役所方面)
			❷まちバス	左回り(イオン八代方面)	右回り(八代市役所方面)
			❸ゆめバス	右回り(麦島方面)	左回り(八代市役所方面)
			❹松橋線(国道経由)	松橋産交	八代市役所前
			⑥文政線	宮原中央	八代市役所前・イオン八代
			⑩坂本線	坂本駅前	八代市役所前
			⑪田浦線	道の駅たのうら	八代市役所前
			⑫日奈久温泉ライン(高田経由)	下西町・ウインズ八代	八代市役所前
肥薩おれんじ鉄道	肥後高田駅	↔	⑫日奈久温泉ライン(高田経由)	下西町・ウインズ八代	八代市役所前
	日奈久温泉駅	↔	⑪田浦線	道の駅たのうら	八代市役所前
			⑫日奈久温泉ライン(高田経由)	下西町・ウインズ八代	八代市役所前
			⑬大門瀬線	大門瀬	八代市役所前
			⑭日奈久温泉ライン(金剛経由)	下西町・ウインズ八代	八代市役所前
	肥後二見駅	↔	⑪田浦線	道の駅たのうら	八代市役所前
			⑬大門瀬線	大門瀬	八代市役所前

乗合タクシー

運賃　乗車1回当たり160円均一

東陽町方面・泉町方面

❶河俣～種山線　※定期運行：土日祝は要予約
❷河俣～種山線(座連・美生経由)　※要予約
❸小浦～種山線　※要予約
❹落合～種山線　※要予約
❺岩奥～落合線　※要予約
❻古園～落合線　※要予約

ご予約先：昭和タクシー☎35-4181

坂本町方面

❼百済来～坂本線　※定期運行：土日祝は要予約➡ご予約先：神園交通☎32-2121
❽渋利～坂本線　※要予約
❾中津道～坂本線　※要予約
❿鮎帰～坂本線　※定期運行：土日祝は要予約
⓫鮎帰～坂本線(日光・辻・登俣経由)　※要予約
⓬深水～坂本線　※要予約
⓭深水～八代線　※要予約

ご予約先：大和タクシー☎45-2231

その他

⓮日奈久～坂本線　※要予約➡ご予約先：☎070-7647-3210
⓯東町線　※要予約　➡ご予約先：神園交通☎32-2121
⓰産島線　※要予約　➡ご予約先：昭和タクシー☎35-4181
⓱平和町線　※定期運行
⓲鏡町線　※要予約　➡ご予約先：☎080-2781-8224
⓳高田線　※定期運行　※令和4年4月1日から要予約➡ご予約先：神園交通☎32-2121
⓴文政線　※定期運行

八代市
暮らしの便利帳

生活ガイド Index

八代市の医療機関Map …… 126
一般社団法人 八代市医師会 …… 130
一般社団法人 八代郡医師会 …… 132
一般社団法人 八代歯科医師会 …… 134
一般社団法人 八代薬剤師会 …… 135
八代商工会議所 …… 136
八代市商工会 …… 137
住まいの基礎知識 …… 138
愛車の健康法 …… 140
葬儀と墓石の豆知識 …… 142

「生活ガイド」ページは、暮らしに役立つ情報を掲載しております。
なお、地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

〈広告〉

総合解体業・産廃中間処分場・総合建設業

株式会社三大

代表取締役 太江田 和行

本社　〒869-4221 熊本県八代市鏡町宝出 1021-14

TEL 0965-53-9998
FAX 0965-53-9997

DAI 株式会社大

産業廃棄物処理業・産業廃棄物収集運搬業
代表取締役永田智彦

〒869-5163　熊本県八代市三江湖町 180-1
TEL(0965)37-8181　FAX(0965)37-8182
E-mail:tomohiko.n0666@gmail.com

【営業種目】
◆産業廃棄物中間処理業 / 許可番号第 04320167127 号
◆産業廃棄物収集運搬業 / 許可番号第 04300167127 号
佐賀・大分・福岡・宮崎・鹿児島・和歌山
東京・神奈川・兵庫・静岡・岐阜・愛知
三重・広島・山口
◆リサイクル事業　◆解体業　◆土木一式

八代市の医療機関Map 1

医療法人カジオ会
八代病院シーサイド こころケア ステーション
精　神　科
○月曜日／てんかん診療　○水曜日／認知症診療
初診の方は電話で御予約下さい。早めの診察を目指しています。
※土曜日・日曜日 祝日・年末年始は休診とさせていただきます。



八代市郡築１番町179番地　☎0965-37-0317　FAX 0965-37-1785

医療法人　敬仁会
八代敬仁病院
八代市海士江町2817　☎(34)7911
訪問看護ステーション けいじん　☎(31)5763
通所リハビリテーション けいじん　☎(34)4221
けいじん居宅介護支援事業所　☎(34)1076

・内科
・循環器内科
・呼吸器内科
・消化器内科
・リハビリテーション科
・放射線科





胃がん・大腸がん・乳がん精密検査機関認定施設
久原外科・胃腸科医院
外科・内科・消化器内科・整形外科・肛門内科・乳腺外科
診療時間

月・火・水・金	木・土
午前　9:00～12:00	午前 9:00～12:00
午後　14:00～18:00	午後　休診

八代市植柳上町6521 TEL 0965-35-1161



KUHARA CARDIOLOGY AND DERMATOLOGY
くはら循環器内科 くはら皮フ科
内科・循環器内科・皮フ科・小児皮フ科・美容皮フ科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	○	○	○	○	○	○
14:00～18:00	○	○	○	／	○	／

受付時間：午前12:00 午後17:30まで
■休診日／木曜日午後・土曜日午後・日曜日・祝日
※皮フ科の木曜日午前は原則予約のみ

八代市古閑中町1210
☎(0965)62-8877



循環器内科・内科・小児科
宮城循環器内科
Miyagi Clinic Cardio vascular medicine

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:30	●	●	●	●	●	● 13:00まで
13:30～18:00	●	●	●	●	●	休

※休診日　日曜日・祝日
※但し木曜日 14 時～ 16 時院長不在

日本循環器学会認定循環器専門医
日本内科学会認定総合内科専門医
院長　宮城 宏生
八代市千丁町古閑出616
☎(0965)46-0007

高田病院
こころの専門病院として、若年の認知症も超高齢患者様でも終身医療が受けられます。
診療時間 ― 月～金 9:00～17:00
受付時間 ― 9:00～16:00
休　　診 ― 土・日・祝
初診の方はご予約をお願いします
高田病院　内科／精神科　八代市豊原下町4001
TEL 0965-33-1191
https://www.kouda-hospital.com

※マップ上には、広告をご掲載いただいた施設のみ表示しています。
※ここは有料広告掲載ページです。



内科・人工透析
医療法人社団　明保会
保元内科クリニック
〒866-0885 熊本県八代市永碇町 1323-3
TEL.0965-34-3141
FAX.0965-32-1003


透析 40 年の実績
医療法人師天会
松岡内科クリニック
人工透析内科　月水金 8:00~23:00　火木土 8:00~15:00
内科／糖尿病腎症　月水金 9:00~12:00 14:00~17:00　火木土 9:00~12:00
0965-33-2766
八代市通町 7-14　院長 松岡 昇

医療法人社団　誠和会
ひらきクリニック
脳神経外科・外科・内科・糖尿病内科
麻酔科（開 信郎）・リハビリテーション科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●	／
13:30~18:00	●	●	●	／	●	／	／

八代市新地町 6-26　TEL (0965)32-4990
デイサービス ひらき
サービス付き高齢者向け住宅 ひらき
訪問介護 ひらき
居宅介護支援事業所 ひらき

田渕整形外科医院
院長／田渕 健太郎

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
午後2:00~ 6:00	●	●	●	●	●	／

●休診日／土曜午後、日曜、祝日
八代市高下西町 2268 番地
☎(0965)32-4897

田中泌尿器科外科医院
院長 / 田中 秀樹

診療時間（★は休診）			
曜日	月~金	土	日
午前	9:00~12:30	9:00~12:30	★
午後	14:00~18:00	★	★

水曜日の午後は 16:00~18:00
八代市錦町8-5 ☎(0965)33-1100

泌尿器科・人工透析
右田クリニック
理事長 右田 紀雄　院長 右田 敦
診療時間　月~金 9:00~12:30 14:00~17:30
土曜日 9:00~12:30 14:00~17:00
休診日／日曜・祝日　http://www.migita-cl.or.jp/
八代市若草町2-10　入院諾
八代駅から徒歩5分（鶴屋 ACT-6北側）　☎35-8211

上野耳鼻咽喉科医院
水曜土曜：午後休診　日曜祝日休診



八代市本町２丁目 3-49　TEL 34-1814

八代市の医療機関Map 2

医療法人社団　浩杏会

日置町クリニック

診療案内	月	火	水	木	金	土	日
午前(受付12:00まで) 9:30～13:00	○	○	○	○	○	○	—
午後(受付16:30まで) 14:30～17:00	○	○	○	—	○	—	—

■内　科　■腎臓内科　■人工透析

理事長：井上 武明

〒 熊本県八代市日置町150　☎ 0965-31-5757　FAX 0965-31-1116

医療法人 俊光会

倉本・木屋医院

院長 倉本正文

内科・消化器内科・外科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	○	○	○	○	○	○
14:00～18:00	○	○	○	休	○	休

※木・土11:30まで受付 午後休診 ※日曜・祝日 休診

八代市通町5-13　☎32-7057



独立行政法人 地域医療機能推進機構

熊本総合病院

地域医療支援病院 / 救急告示病院
県指定がん診療連携拠点病院 / 臨床研修指定病院（基幹型・協力型）

病院長　島田信也

〒866-8660 熊本県八代市通町10番10号
TEL 0965-32-7111(代) FAX 0965-32-2772
https://kumamoto.jcho.go.jp/

虫歯 / 歯周病 / 入れ歯 / 小児歯科 / 歯科口腔外科
親知らず / 知覚過敏 / 顎関節症 / インプラント(自由診療1本35万円程度)
ホワイトニング(自由診療2万円程度) / セカンドオピニオン / 歯科用CTあり



港町ひさがい歯科

院長 久貝 喜太郎

診療受付時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～13:00	●	●	●	●	●	●	休
14:30～18:00	●	●	／	●	●	／	休

ホームページはQRコード読込または検索を！　港町ひさがい歯科　検索
(予約診療制)●急患の方は受付いたします
〒866-0033 八代市港町5　TEL 0965-37-2575　FAX 0965-37-2579

■矯正歯科　■顎口腔機能診断施設

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

医療法人 デンタル・アート

犬童矯正歯科クリニック

当クリニックは矯正を専門に行っている歯科医院です。日曜日も隔週で治療しております。まずはお電話下さい。

■診療時間/午前10時～午後6時30分
■診療日/月～水・金・土
(日曜日は隔週で診療いたします。)
■休診日/木曜、第1・3日曜日
(但、月によって若干変更になる可能性があります。)

八代市出町5-9 電話予約優先
☎0965-32-3571
ホームページをご覧下さい。
http://www.teethmove.com/



※マップ上には、広告をご掲載いただいた施設のみ表示しています。
※ここは有料広告掲載ページです。



医療法人社団 一真会 春野医院
会長 春野 博一　理事長・院長 春野 尊
耳鼻咽喉科　気管食道内科　アレルギー科

診療時間	平日	水曜日	土曜日	休診日
午前	9:30～12:30	9:30～12:00	9:30～13:00	日曜・祝日 水曜日午後 土曜日午後
午後	15:00～18:00	休診	休診	

〒866-0865　八代市北の丸町3-37
tel.0965-35-6111(代)
http://haruno-jibika.jimdo.com

きはら眼科
院長／木原英二

受付時間（日・祝日・休診）				
曜日	月・火・水	木	金	土
午前	8:30～12:30	8:30～12:00	8:30～12:00	8:30～12:00
午後	14:00～18:00	午後休診	14:00～18:00	13:00～15:00

土曜日　11月～3月　12:30まで　午後休診
八代市萩原町2-6-32　☎32-3946

ごとう脳神経外科・痛みのクリニック
脳神経外科・麻酔科（後藤真一）・内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～13:00	●	●	●	／	●	●	●
14:00～18:00	●	●	●	／	●	●	／

■休診日　木曜・日曜午後・祝日
tel.0965-45-5255
八代市松江城町 6-31
https://www.gotoneuropain.com

ちりふ内科
院長　池鯛鮒 治明
診療時間
平　日　午前9時～午後5時
水・土曜　午前9時～午後12時30分
八代市豊原中町2299-1
☎0965-32-6000
FAX0965-33-8713

ゆうば薬局
各病院・医院の処方せん受付致します
営業時間　月～金　AM9:00~PM6:00
水・土　AM9:00~PM1:00
休日　日・祝
熊本県八代市花園町 7-16 番地
TEL 0965-65-5559
FAX 0965-65-5560
株式会社 クローバー

一般社団法人 八代市医師会

進化を続ける医療。増える笑顔。これが私達の誇りです。

八代看護学校准看護師課程

本校は、昭和29年の養成所開設以来、多数の准看護師養成を行っております。准看護師課程は修業年限2年の昼間定時制で、働きながら学び、准看護師検定試験の受験資格が取得できます。

TEL 0965-34-5573 FAX 0965-53-1813

八代看護学校看護師2年課程

看護師２年課程は、現在准看護師の資格を持った人が、看護師の資格取得を目指す修業年限3年の昼間定時制の進学コースです。准看護師として働きながら、国家試験の受験資格が取得できます。

TEL 0965-34-5491 FAX 0965-53-1813

訪問看護ステーション

熊本県、九州厚生局の指定を受け、医療・介護での訪問看護を行っています。かかりつけの先生の指示の元、看護サービスを提供し在宅療養が安心して行えるよう24時間の連絡体制を整え、緊急訪問も行います。介護予防から看取りまで質の高い看護ケアを提供いたします。いつでもお気軽にご相談下さい。

TEL 0965-32-9291 FAX 0965-32-9297

居宅介護支援事業所

熊本県の指定を受けて、介護支援専門員が、介護保険のケアプランを作成します。要介護認定を受けておられる方が、住み慣れた自宅や地域でその人らしく生活が出来るよう、介護保険サービスを各提供事業者と調整を図り、生活支援を行います。医療的ケアが必要な場合でも、かかりつけの先生と連携し支援いたします。

TEL 0965-32-9291 FAX 0965-32-9297

健診センター

八代地域住民の健康を考え、早期発見・早期治療・予防医学に力をいれた健康診断を行っています。生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導、定期健診、各種がん検診を中心に、事業所健診、住民健診、学校検診を行っています。

～八代地域の住民の皆さま、
年に一度は健康診断を受けましょう～

TEL 0965-35-3004 FAX 0965-35-3015

検査センター

八代地域における病院・診療所を中心とする医療機関から、患者様の検体（血液・尿・便など）をお預かりし、高度な技術と精度管理の下で分析を行い、検査結果をご報告しています。この検査結果は、病気の診断、病態の解明、治療方針の決定、健康診断など、さまざまな場面で活用されています。

TEL 0965-35-3003 FAX 0965-35-3002

医師会立病院

当院は、療養病床100床の病院です。療養病床とは、症状は安定しているが、長期の療養が必要とされる方の病院です。『ぬくもりのある医療』で、患者様が安心して治療・訓練に専念できる環境を提供し、真心の対応でお応えします。

TEL 0965-31-1700 FAX 0965-31-5921

八代水俣地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や、小規模事業場で働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供いたします。
各サービスのご利用にあたっては、事前申し込みが必要です。

TEL 0965-39-9531 FAX 0965-39-9532

夜間急患センター

診療科目　内科、小児科、外科、整形外科
受付時間　18:30～22:00　診療時間　19:00～22:00
診 療 日　内科、外科、整形外科：月曜日～土曜日（祝日除く）
小児科：5月3日～5月5日、
12月31日～1月3日を除く毎日

TEL 0965-31-6999 FAX 0965-31-5921
※受診前に必ず電話連絡をお願いします

休日在宅医テレフォンサービス

休日在宅当番医を音声にてご案内しております。

TEL 0965-34-7001

一般社団法人 八代市医師会
〒866-0074 熊本県八代市平山新町4453-2　TEL. 0965-34-8850　FAX. 0965-34-7003

八代市医師会 病院・医院リスト

（令和3年12月1日現在）

医療機関名	所在地	電話番号
荒木医院	豊原下町3325-1	32-3258
あらき整形外科医院	萩原町1丁目8-40	32-2524
有田大津眼科	永碇町1305	35-5551
ありの内科呼吸器科	萩原町1丁目7-28	32-5941
泉内科医院	海士江町3490-1	35-6780
市村皮膚科医院	黄金町20-9	32-3285
いでアレルギー・呼吸器クリニック	松江町485-1	37-8211
うえの内科・胃腸内科	本町2丁目2-9	33-1131
上野耳鼻咽喉科医院	本町2丁目3-49	34-1814
太田こどもクリニック	古閑浜町3295-8	30-8380
大手町クリニック	大手町1丁目7-18	32-2606
大塚内科クリニック	日奈久東町263	38-2138
大平眼科医院	通町5-28	32-2239
大平小児科医院	迎町1丁目7-23	31-7200
岡外科胃腸科医院	岡町谷川1068	39-0059
岡村医院	横手新町14-4	39-5665
織田胃腸外科	横手新町2-17	35-5300
片岡レディスクリニック	本町3丁目3-35	32-2344
きはら眼科	萩原町2丁目6-32	32-3946
木屋内科胃腸科	通町5-13	32-7057
久原外科・胃腸科医院	植柳上町6521	35-1161
くはら循環器内科・くはら皮フ科	古閑中町1210	62-8877
久原内科消化器科クリニック	植柳元町5540-1	32-2218
熊本総合病院	通町10-10	32-7111
熊本労災病院	竹原町1670	33-4151
桑原医院	敷川内町1202	38-0302
桑原産婦人科医院	大手町1丁目7-22	32-3405
くわはら小児科	植柳上町5690-1	32-5000
高田病院	豊原下町4001	33-1191
小沢内科医院	田中北町4-12	35-5382
こだま小児科クリニック	長田町3184-1	35-3715
後藤胃腸科肛門科クリニック	迎町2丁目15-14	33-2661
後藤整形外科医院	本町4丁目5-24	32-4433
ごとう脳神経外科・痛みのクリニック	松江城町6-31	45-5255
相良中村クリニック	大手町2丁目8-20	32-4862
桜十字八代病院	通町8-9	32-7158
桜十字八代リハビリテーション病院	本町2丁目4-33	32-2777
しおさき内科・胃腸科クリニック	日奈久塩南町21-13	38-1700
せきがみ内科・糖尿病内科	上日置町字八坪4447-1	33-0033
磧本胃腸科外科医院	松江町168-1	33-0321
髙田胃腸内科・内科	大村町350	37-7200
たかの呼吸器科内科クリニック	松崎町147	32-2720
高野整形外科	本町1丁目8-6	32-2014
伊達整形外科医院	日奈久塩北町4303	38-3700

医療機関名	所在地	電話番号
田中泌尿器科外科医院	錦町8-5	33-1100
田渕整形外科医院	高下西町2268	32-4897
田渕内科クリニック	高下西町2271-1	33-6727
ちりふ内科	豊原中町2299-1	32-6000
鶴田胃腸科内科	日置町314-4	31-5000
鶴田クリニック	古閑中町1386-1	31-6000
中村内科医院	花園町10-1	33-8885
西医院	郡築4番町46	37-0157
橋本医院	植柳上町931	32-4155
長谷川整形外科医院	海士江町2913	35-3125
浜田呼吸器科内科クリニック	大村町1113-5	31-7622
林整形外科医院	高下西町1426	35-2600
春野医院	北の丸町3-37	35-6111
日置町クリニック	日置町150	31-5757
久野内科医院	本町1丁目7-40	32-3408
ひらきクリニック	新地町6-26	32-4990
福田クリニック産婦人科内科	日奈久中西町418	38-0068
ふくとみクリニック	花園町6-1	33-2913
福満内科医院	松江町288	35-0293
ふくろ町クリニック	袋町1-8	32-1222
平成病院	大村町720-1	32-8171
放射線科・内科まきたクリニック	竹原町1439-2	45-9120
堀内眼科医院	塩屋町4-4	32-4993
本田クリニック	西松江城町5-35	32-3410
前田医院	長田町2950	32-3845
増田内科・胃腸内科	永碇町1283-3	62-8100
松岡内科クリニック	通町7-14	33-2766
右田クリニック	若草町2-10	35-8211
宮村医院	萩原町2丁目10-4	32-2414
みやもと泌尿器科クリニック	永碇町1263	32-1600
むらたクリニック	横手本町2-1	34-1872
持永外科内科胃腸科医院	平山新町4472-3	35-2772
もちながこどもクリニック	田中西町1-1-5	39-3925
保元内科クリニック	永碇町1323-3	34-3141
八代敬仁病院	海士江町2817	34-7911
八代更生病院	古城町1705	33-4205
八代市医師会立病院	平山新町4438-3	31-1700
八代中央クリニック	永碇町1361	32-8008
八代ハートクリニック	錦町10-1	33-5353
八代病院シーサイド こころケアステーション	郡築1番町179	37-0317
わたなべ内科クリニック	永碇町1073-5	37-8255
和田小児科医院	大手町2丁目5-23	32-2755

一般社団法人 八代郡医師会

ごあいさつ

八代郡医師会は、八代市の坂本、千丁、鏡、東陽、泉地区と氷川町の医療機関の医師が、地域の医療・介護・福祉を守り、地域の皆様が安心して健康的な生活を送れるよう活動しています。医師としての専門的な視点から地域の諸問題に取り組み、多くの事業を行っています。

また私たち医師会員は、本来の「かかりつけ医」として患者様やご家族の声に耳を傾け、地域の皆様の信頼に応えられるように日々研鑽しています。

予防接種事業

麻疹風疹混合及び単抗原、不活化ポリオ、四種混合、二種混合、日本脳炎、BCG、ヒブ感染症、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、水痘、B型肝炎、ロタウイルス、インフルエンザ、成人用肺炎球菌等の八代市・氷川町の予防接種事業に協力しています。

健診事業

乳幼児健康診査、特定健診、高齢者健診、大腸がん検診、前立腺がん検診、胃がん検診、肝炎ウイルス検診等に協力しています。

救急医療事業

休日在宅当番医事業、病院群輪番制事業等、行政と協力して整備・運営を行っています。また、災害が起きた時にすぐに対応出来るように災害時救急医療体制づくりも行っています。

介護保険福祉事業等

地域の子供さんからご高齢者まで、すべての住民の方が安心して地域で暮らすことができる体制を作るための地域包括ケアシステムの構築を、八代市・氷川町・八代市医師会と連携して推進しています。各種介護保険関連事業にも協力しています。

学校医事業

八代市・氷川町教育委員会と協力し各小中学校及び高等学校等に学校医を配置し、児童・生徒、学校職員の健診等を行い、健康管理を行っています。

八代北部地域医療センター運営事業

開院当初から24時間・365日対応の休日・夜間診療を実施しています。肺炎や、小児から高齢者までの鼠径ヘルニア、大腸ポリープ切除等の手術入院などの一般急性期、脳卒中や骨折、整形外科手術後などの回復期リハビリ、緩和ケア等の分野で地域を支えています。

病児病後児保育事業

小学6年生までの子どもさんが、病気または病気回復期で保護者がご家庭で保育を行うとができない期間、病児・病後児保育所「ハグ・くむ」でお子様をお預かりし、看護師、保育士による看護保育を実施し、地域の働く保護者様のお手伝いをしています。



一般社団法人 八代郡医師会

〒869-4601 熊本県八代郡氷川町今151番地1　TEL. 0965-62-2212　FAX. 0965-62-2213

八代郡医師会 病院・医院・施設リスト

（令和3年12月1日現在）

医療機関名	所在地	電話番号
ひかり峯苫クリニック	渡町1717番地	62-8721
荒木皮ふ科医院	鏡町鏡村1108番地1	52-8777
尾田内科医院	鏡町鏡村1125番地1	52-8011
よかと整形外科リウマチクリニック	鏡町鏡村210番地3	46-8110
黒田耳鼻咽喉科医院	鏡町下村1513番地1	52-8787
福田外科・整形外科クリニック	鏡町内田697番地11	52-0840
松村眼科医院	鏡町鏡210番地	52-0131
保田医院	鏡町鏡23番地	52-0037
前田内科医院	鏡町下有佐178番地	52-1310
松本医院	鏡町両出1503番地1	52-0330
井上医院	東陽町南1127番地1	65-2121
横田診療所	泉町柿迫3188番地2	67-2010
八代市立下岳診療所	泉町下岳1562番地1	67-3405
八代市立椎原診療所	泉町椎原3番地16	67-5151
丸田医院	千丁町吉王丸1598番地3	46-0027
宮城循環器内科	千丁町古閑出616番地	46-0007
高橋医院	弥生町12番地1	31-1555
緒方内科医院	八代郡氷川町宮原694番地1	62-2013
上村整形外科医院	八代郡氷川町大野883番地	62-3377
伊藤医院	八代郡氷川町網道1536番地	52-8091
ひかわ医院	八代郡氷川町島地419番地3	62-8139
武内外科胃腸科医院	八代郡氷川町島地1633番地1	52-7811
和田内科医院	八代郡氷川町鹿島769番地1	52-1860
介護老人保健施設かがみ苑	鏡町塩浜11番地235	30-4000
特別養護老人ホーム早尾園	八代郡氷川町早尾132番地	62-3838
介護老人保健施設八祥苑	八代郡氷川町早尾132番地	62-4818
八代北部地域医療センター (旧称　八代郡医師会立病院)	八代郡氷川町今151番地1	53-5111

一般社団法人 八代歯科医師会

ごあいさつ

八代歯科医師会は73名の会員で構成されています。地域の皆様の歯科保健医療、公衆衛生活動、乳幼児、小中高生、成人の検診事業を行っています。また毎年の「歯と口の健康週間」では行政や関連団体と協力して「歯の祭典」を開催し、歯科疾患の予防啓発に取り組んでいます。口腔の健康が糖尿病や認知症の重症化の予防になり、全身の健康につながることから生涯を通じた歯科医療の充実が大切だと八代歯科医師会は考え取り組んでまいります。

一般社団法人八代歯科医師会 会長　山口 透

八代歯科医師会 歯科医院リスト

（令和3年12月1日現在）

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
Aya Dental House	長田町2902-1	65-8801	中村歯科医院	西松江城町10-3	32-5001
井手尾歯科医院	大手町2-5-11	32-3663	中山歯科医院	古閑中町998-1	33-3388
犬塚歯科医院	大村町547-2	32-5002	nina Dental Clinic	田中東町16-10	34-2113
犬童矯正歯科クリニック	出町5-9	32-3571	野田歯科医院	昆舎丸町5-48	35-1358
井上歯科クリニック	松江町440-2	39-7335	原田歯科医院	永碇町944	34-4487
いまさき歯科医院	古閑中町字冬築2438-10	33-6537	ヒルズ歯科クリニック	西片町2000-9	45-9488
岩崎歯科医院	本町2-3-2	34-1848	ふくだデンタルクリニック	鏡町内田697番地11	62-8241
上田歯科医院	本町2-3-31	32-3205	フラワー歯科クリニック	田中西町17-1	32-6011
上田歯科医院	八代郡氷川町宮原398-1	62-3131	古城歯科矯正歯科医院	古城町3026-2	34-3344
上野歯科医院	千丁町古閑出2441-8	46-1000	本町ごとう歯科	本町4丁目5-24	62-8108
宇城八代歯科医院	八代郡氷川町宮原667-1	62-3388	前田歯科医院	松江町243	32-3227
岡田歯科医院	鏡町鏡471	52-8484	増田歯科医院	本町1-10-36	32-3264
かえで歯科	古閑中町1209-1	37-8863	まつがえ歯科医院	八代郡氷川町宮原795-1	62-2032
鏡歯科医院	鏡町両出1255-5	52-5110	松下歯科医院	豊原中町松原2360-1	35-1881
川上歯科医院	萩原町2-2-21	32-2237	溝口歯科医院	鏡町内田472-3	52-8880
北里歯科医院	迎町2-6-5	32-5517	緑ケ丘歯科医院	新開町3-1-46	31-8800
きはら歯科医院	萩原町2-11-45	33-8920	水上歯科医院	鏡町鏡村548-1	52-6666
木屋歯科クリニック	古閑上町170-8	32-5398	港町ひさがい歯科	港町5	37-2575
こだま歯科クリニック	竹原町1611	34-4618	みのだ歯科医院	田中北町83	35-7700
坂井歯科医院	通町6-17	32-6280	みやい歯科医院	植柳元町6406	39-3033
たかた歯科医院	高下西町2184-5	34-6054	みやざき歯科こども歯科	北ノ丸町1-12	33-9812
高野歯科クリニック	本町1-7-36TBLD1F	34-3336	みやもと歯科医院	旭中央通19-5	32-3034
竹田歯科医院	松江城町4-40	31-0550	守永歯科医院	迎町2-15-25	33-4180
多田歯科医院	日奈久竹之内町3244-3	38-0793	山口透歯科医院	郡築三番町12-11	37-2010
田中歯科医院	日置町160-3	35-3806	やまだ歯科医院	鏡町内田270-1	52-0244
谷川歯科医院	本町1-1-48	32-7500	やまデンタルクリニック	鏡町鏡村1107-1	52-0421
鶴田歯科医院	海士江町2591-6	33-8148	横手歯科クリニック	横手町1668-1	32-9395
中川歯科医院	横手新町7-1	35-2557	若槻歯科医院	日奈久東町171	38-0209
中村歯科医院	八代郡氷川町鹿島1233	52-6401	渡辺歯科医院	上野町1965-2	35-0011

一般社団法人 八代歯科医師会 口腔保健センター（【日・祝・盆・年末年始】休日救急歯科診療▶10:00～16:00）

〒866-0894 熊本県八代市上野町折口3591-14　TEL. 0965-31-8020

一般社団法人 八代薬剤師会

ごあいさつ

八代市及び氷川町を活動の中心とする病院・保険薬局・その他の薬剤師によって、現在薬局会員74店舗・個人会員139名で構成されております。

地域の皆様に、かかりつけ薬局として安心安全なお薬、衛生用品等を提供できるよう励んで参りますので、これからも八代薬剤師会を宜しくお願い致します。

一般社団法人八代薬剤師会 代表理事　村本　昇

八代薬剤師会 薬局・薬店リスト

（令和3年12月1日現在）

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
旭薬局	萩原町1-8-37	43-7622	ダン永碇薬局	永碇町1073-1	37-8383
アロハ薬局 新八代店	長田町3184-2	37-8368	ダン調剤薬局	古閑上町13-1	45-9727
イオン薬局 八代店	沖町6番割3987-3	39-3518	堤薬局	鏡町鏡53	52-0424
池田薬局(保険調剤休止)	豊原中町408-1	32-5251	つばき調剤薬局	鏡町鏡村1112-2	52-7805
いつき薬局	田中西町1-3-5	30-8000	東洋調剤薬局 氷川店	八代郡氷川町鹿島776-3	52-5200
植柳薬局	植柳上町6526-2	31-7100	トマト薬局	北の丸町3-32	31-5885
エビス薬局 千丁店	千丁町古閑出616-3	62-8448	とみた薬局 塩屋店	本町4-8-1	32-1125
エビス薬局 本町店	本町2丁目4-63	37-8288	とみた薬局 高下店	高下西町2271-3	33-2654
エリア調剤薬局 旭中央通店	旭中央通18-4	65-5252	永碇みどり薬局	永碇町1283-2	62-8190
エリア調剤薬局 清流店	渡町1717-2	45-5441	中村調剤薬局	松江町166	35-4007
エリア調剤薬局 西松江城店	西松江城町4-27	62-8029	にしき町調剤薬局	錦町9-6	32-6519
エリア調剤薬局 日置店	日置町150-2	62-9211	はすわ薬局	大村町1113-4	30-0167
大手町薬局	大手町2-10-13	32-3731	はなぞの調剤薬局	花園町5-8	65-8038
大村調剤薬局	大村町726-4	35-7397	パンダ調剤薬局	大手町2丁目78-1	45-5130
楓の木調剤薬局	本町1丁目1-1	30-9012	ひおき調剤薬局	日置町312-1	43-7770
鏡調剤薬局	鏡町鏡村910	52-5750	ひなぐ薬局	日奈久中西町新12-1	38-1200
きむら調剤薬局	千丁町吉王丸1597-1	46-6800	ひまわり薬局	植柳上町5711-2	31-5172
クスノキ薬局 にしき町店	錦町13-1	37-8560	ファーコス薬局めろん	八代郡氷川町鹿島1047	43-8050
ぐんちく調剤薬局	郡築一番町208-2	37-2155	ふくろ町調剤薬局	袋町1-41	35-0810
こうだ調剤薬局	豊原中町2296-1	34-9732	ふるしろ調剤薬局	古城町1708-2	30-0066
こがなか調剤薬局	古閑中町1209-2	45-5525	本町調剤薬局	本町1-7-65	34-2714
こがなか元気薬局	古閑中町1371-3	45-5111	松崎薬局	大手町2-15-22	32-3377
こがね町調剤薬局	黄金町21-2	45-9027	まつした調剤薬局	横手新町2-20	45-9292
こやま薬局	本町1丁目10-27	45-9399	まつした鏡調剤薬局	鏡町下村1513-1	45-9936
さくら調剤薬局 臨港店	大村町字溝口344-1	39-8767	宮原調剤薬局	八代郡氷川町宮原694-10	62-3624
さくら調剤薬局 八代本町店	本町1丁目8-8	45-9330	妙見薬局	妙見町135	45-9308
さくら調剤薬局 竹原店	竹原町1439-9	37-8835	むかえ町薬局	迎町1-16-7	31-6466
三気堂薬局 八代店	松江町484-5	37-8613	元町薬局	植柳元町5539-6	33-2842
修徳調剤薬局	塩屋町4-46	30-7765	八代はぎわら薬局	萩原町2-11-2	35-2852
新光調剤薬局	鏡町下有佐45-6	52-3469	八代みどり薬局	永碇町1315-1	35-3425
新生堂薬局 平山新町店	平山新町4477-3	31-7755	八代薬剤師会センター薬局	八代郡氷川町今150-2	62-8762
しんち調剤薬局	新地町9-11-6	34-2014	やつしろ調剤薬局	通町5-12	32-8599
新八代駅前薬局	上日置町4447-11	33-0111	ゆうば薬局	花園町7-16	65-5559
総合病院前調剤薬局	通町10-47	30-8705	らん調剤薬局	横手新町14-3-2	39-3009
そうごう薬局 八代竹原店	竹原町1658-2	39-5401	りぼん薬局	東陽町南杉之本1126-4	36-3070
大倖堂薬局	通町6-23	33-5520	りんどう薬局	永碇町1245-2	31-0250
タケシタ調剤薬局 八代店	本町１丁目8-36	45-9519	労災病院前調剤薬局	竹原町1658-1	30-8808

一般社団法人 八代薬剤師会 事務局

〒869-4601 熊本県八代郡氷川町今西作150-2番　TEL. 0965-62-8601　FAX. 0965-62-8605

八代商工会議所

商工会議所とは

商工会議所は、地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体で、商工会議所の活動は、企業群と住みよい・働きやすいまちづくりを目指しています。
地域内における商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的としています。



こんなときにご相談ください

経営サポート

- 新規取引先（顧客）を開拓したい
- 創業・新規開業を考えている
- 売上減少等経営に悩んでいる
- 設備投資（IT導入）等を考えている
- チラシの作り方やHP作成について相談したい
- 各種補助金を申請したい
- 事業承継・BCP策定支援を受けたい
- 事業再構築を考えたい
- その他、経営に関すること

専門相談

- 経営の相談に乗ってほしい
- 弁護士に相談したい
- 建設業等許可を取得したい
- 相続の相談をしたい
- 特許や商標をとりたい
- エキスパートを紹介して欲しい

税務・記帳

- 年末調整が分からない
- 税金の各種控除が知りたい
- 減価償却の計算が分からない
- 決算書を作成したい
- 会計ソフトを導入したい

融資サポート

- 無担保・無保証人のマルケイ融資について知りたい
- 会員としてメリットのある融資を利用したい
- 国・県・市の融資制度を利用したい
- 保証協会付融資を借りたい
- 開業資金を借りたい
- 外部資金調達にかかる計画作成を支援して欲しい

共済制度

- 事業主・会社役員等の退職金を準備したい
- 取引先の倒産に備えたい
- 従業員の退職金を積み立てたい
- 従業員の生命保険等福利厚生を充実したい
- 物件の火災保険及び自動車保険に入りたい
- PL保険に加入したい
- 賠償責任や休業補償等事業者を取り巻く様々なリスクをカバーする保険に加入したい
- その他、各種保険

労務関係

- 従業員を初めて雇い入れた
- 労働保険に加入したい
- 社会保険に加入したい
- 一人親方労災に加入したい
- 事業主・役員も労災に加入したい

専門知識が必要な場合

経営相談、税務相談、法律相談、登記・債権相談などで専門知識が必要な場合には、税理士、弁護士、中小企業診断士などの専門相談員が個別に相談を受けることが出来、適切なアドバイスをいたします。ご相談は無料ですが、有料となる場合がございます。どんなことでも安心して、お気軽にご利用ください。

八代商工会議所

〒866-0862 熊本県八代市松江城町6-6
TEL. 0965-32-6191　FAX. 0965-34-1617
ホームページURL http://8246cci.or.jp/cciintro/

“安心”をキーワードにまちづくりを目指し、新型コロナウイルス感染症対策に八代地域全体で取り組んでいます

安心なまち やつしろプロジェクト推進会議事務局
ホームページURL https://8246.anshinnamachi.com/

八代市商工会

八代市商工会について

平成17年に「八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村」の１市２町３村の合併により新「八代市」が誕生しました。その際、「坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村」の五つの商工会が合併して「八代市商工会」が誕生しました。
八代市商工会が対応するエリアは熊本県内でも広く、西側は有明海に面し、東側は川辺川の水源の山林地域である五家荘があります。地域の特性を生かした産業や観光事業など、これまで培ってきた実績と経験を集結し、より豊かな実りと高い拠点性によって、力強い地域として発展しています。
八代市で頑張る商工業者さまを応援＆支援する事が、私たち八代市商工会の使命です。

個々の事業者の実情に応じた提案をさせていただきます

補助金申請

創業者、小規模事業者が利活用できる制度があります。経営計画の作成時等にご相談ください。



経　理

記帳から決算、確定申告の仕方まで適切にアドバイス。ネットde記帳を利用した帳簿事務の合理化を推進します。

金　融

マル経融資をはじめ、お店や工場、会社の経営に必要な事業資金として、国・県・市の融資を斡旋します。

専門家派遣

高度で専門性の高い相談については、中小企業診断士などの個別相談を無料で受けることができます。



労　務

労働保険（労災保険・雇用保険）の事務手続き及び関係機関への取り次ぎを行います。

共　済

将来への備えや困った時を見据えた、事業主や従業員のための各種共済制度を設けております。また、必要経費の見直しにもなります。

専門知識が必要な場合

経営相談、税務相談、法律相談、登記・債権相談などで専門知識が必要な場合には、税理士、弁護士、中小企業診断士などの専門相談員が個別に相談を受けることが出来、適切なアドバイスをいたします。ご相談は無料ですが、有料となる場合がございます。どんなことでも安心して、お気軽にご利用ください。

八代市商工会

〒869-4202
熊本県八代市鏡町内田460-3
TEL. 0965-52-8111（代表）

ホームページURL
http://yatsushiro-shoko.com



坂本支所	〒869-6115　熊本県八代市坂本町荒瀬1432（さかもと復興商店街内） TEL.0965-45-3381（代表）FAX.0965-45-4000
鏡支所	〒869-4202　熊本県八代市鏡町内田 460-3 TEL.0965-52-0600（代表）FAX.0965-52-8095
泉支所	〒869-4401 熊本県八代市泉町柿迫3188-2 TEL.0965-67-2130（代表）FAX.0965-67-3011
千丁支所	〒869-4703 熊本県八代市千丁町新牟田1458 TEL.0965-46-1374（代表）FAX.0965-46-1736
東陽支所	〒869-4301熊本県八代市東陽町南1058-1 TEL.0965-65-2820（代表）FAX.0965-65-2400

住まいの基礎知識

! 自分で見つける危険な症状



10の耐震チェックポイント … 一つでも該当する項目があれば、専門家に相談しましょう。



あなたのお家は大丈夫？ 耐震チェック

間取りや構造によって差はありますが、在来工法で建てられた住宅の代表的な例をもとに10の項目を挙げました。

1. 昭和 56 年度以前の建物である □
   （現在の耐震基準を満たしていない可能性があります）
2. 基礎にひび割れがある □
3. 地盤が危険だと感じる □
4. 基礎が鉄筋コンクリート造ではない □
5. 必要な手続きを行わずに増築している □
6. 大きな吹き抜けがある □
7. 室内の床が傾いている □
8. 屋根には重い建材を使用している □
9. 過去に大きな災害に見舞われたことがある □
10. 壁の量が少ない □
    （見かけの壁の割合が少ない場合は、当然危険です）

外壁や屋根などの断熱は リフォームするときがチャンスです。

外壁や屋根などの断熱は、内装や外装をリフォームする時に一緒に行うと、施工もしやすく費用効率もよいので、一石二鳥です。
断熱の基本は、住宅をすっぽりくるむ事です。ですから部位毎にバラバラに施工するより、全体を一度に行うと、とても効果的です。また、天井や屋根と壁、壁と床や基礎などの境目は、施工が難しい場所で、注意が必要です。



住宅を新築したりする時は、次世代省エネ基準の住宅を選びましょう。

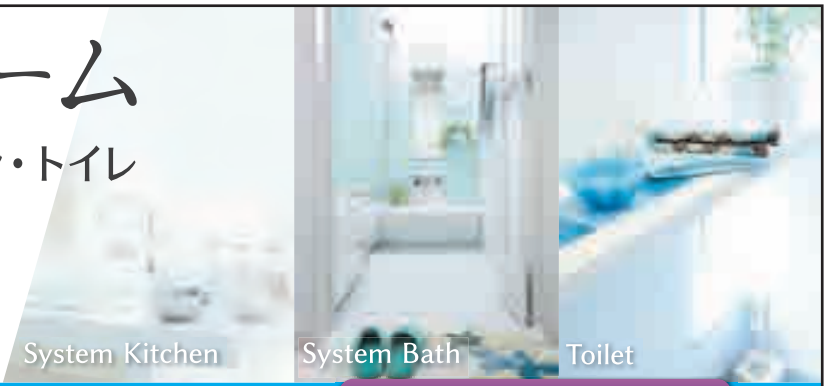
平成11年に省エネルギー法に基づく住宅の断熱性能・気密性能等の基準（省エネ基準）の内容が、より省エネルギー化の方向に見直されました。

●快適で健康
断熱・気密化されると、部屋毎の温度差などが小さくなり、とても快適になります。また、換気も確保されるので、健康的な住宅となります。

●省エネルギー
断熱・気密性能がとても高くなるので、暖・冷房の費用を大きく減らし、CO_2の排出も少なくできます。

●長寿命
防湿層によって壁の内部が結露しにくくなるので、家を支える土台や柱の腐食を防止し、家を長持ちさせます。

水廻りリフォーム
システムバス・システムキッチン・トイレ



KAKU JYUSETSU

給，排水　浄化槽工事　設計，施工
八代市上下水道指定工事店

有限会社 賀久住設
代表取締役　賀久 祐二

〒866-0894　熊本県八代市上野町1730-4
TEL 0965-31-5639
FAX 0965-31-6581





このページは有料広告ページです

株式会社サイネックスによる編集記事ページです



エクステリア フカダ
外柵工事全般・YKKAP取扱店
バルコニー・カーポート・フェンス
門扉・サンルーム・雨戸工事
八代市上野町 1905-1
TEL/FAX 35-3594



新築・リフォーム
住まいの事ならお任せ下さい！
株式会社 小田建築
県知事許可（般-1）第 18853 号
代表取締役
二級建築施工管理 小田 君博
お気軽に御相談下さい!!
〒896-5164 熊本県八代市鼠蔵町 1967
携帯：090-3327-0605
FAX：0965-37-6322



総合建築業
（設計・施工・新築・増築・リフォーム全般）
西村工務店
熊本県知事 許可（般-28）第 18177 号
代表 西村幸也
〒869-5161 熊本県八代市葭牟田町 196
〒866-0043 熊本県八代市古城町 1612-1（自宅）
TEL 0965-34-5708 FAX 0965-62-9922

リフォームの疑問



Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

真徳工務店
熊本県知事許可（般-2）第 18986 号



今も昔も変わらない
木の優しさに包まれて
お電話の方はこちら ご相談・お問合せはお気軽にどうぞ
0965-52-6397
〒869-4222 八代市鏡町両出 1014-2
TEL:0965-52-6397
FAX:0965-52-6398
mail:peace111555@gmail.com
https://sintoku-koumuten.com

県知事許可般 29-12321 号
熊本県塗装防水仕上業協同組合
有限会社 古島塗装
塗装工事全般・防水工事
誠心誠意
丁寧に塗ります！
代表取締役 古島 哲也
〒869-4223
熊本県八代市鏡町貝洲 1054-1
TEL·FAX (0965)53-9699

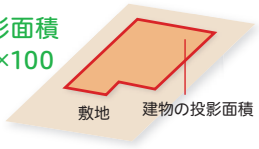
知っておきたい！建築法規

●建ぺい率とは？

【建ぺい率は建物の投影面積。】

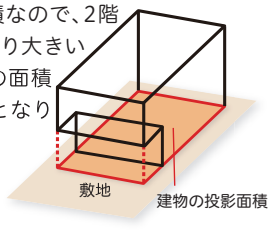
建ぺい率は、敷地に対して、建物の投影面積（建築面積と言います）が占める割合です。

建ぺい率（%）
＝ 建物の投影面積
÷敷地面積×100
で算出します。



【2階の方が1階より大きい場合。】

建ぺい率を算出する場合は、建物の投影面積なので、2階の方が1階より大きい場合は、2階の面積が建築面積となります。





上記以外にも、いろいろな規制があります。各自治体によっても異なり、とても複雑なので正確なところは建築士など専門家にご相談ください。

愛車の健康法

日常点検や定期点検を習慣づけ、大切なクルマを長持ちさせましょう。
「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避することができます。

車の点検ポイント



エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000～10,000㎞経過時（走行距離が少ない場合でも6ヶ月～1年ごと）と言われています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。

意外と気付きにくいワイパーの交換

雨の日になくてはならないワイパーですが、劣化してくると拭きムラができたりびびり（拭き跡）が残り、かえって視界が悪くなることも。日頃から点検し、できれば1年に1度交換しましょう。

排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。

タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。

ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプが無いか点検しましょう。

エンジンの点検は耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事は出来ますが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認は出来ます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。

燃費チェックで健康診断

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。



このページは有料広告ページです
株式会社サイネックスによる編集記事ページです



車とエコロジー



地球温暖化や環境汚染の原因になる温室効果ガスの排出を減らすことを考えて運転してみてはいかがでしょうか。

Q エコカーって何？

A **環境に優しい車**を総称して**エコロジーカー、略してエコカー**と呼んでいます。
エコカーにはいくつか種類があり、低燃費車やガソリンとは違った燃料（バイオ燃料・電気など）で走る車などがあります。最近話題を呼んでいるハイブリッドカーは状況に応じてエンジンと電動モーターを切り替えて走行する事により低燃費、低排出ガスを実現しています。
現在、燃費基準適合車を対象にその環境性能に応じて自動車取得税・自動車重量税・自動車税が減税・免税されるということもあり、広く注目を集めています。

Q 車種によって支払う税金に違いはありますか？

A 平成14年から、**排出ガスや燃費の性能など環境に配慮した度合い**によって、車種や車齢ごとに異なる税額となる**「グリーン税制」**が実施されています。これによって電気や天然ガスなどの低燃費自動車などは、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減されています。
一方で一定の車齢を越えたディーゼル車などに対しては、増税もあります。
細かな基準と条件がありますので、しっかり確認しておきましょう。



Q 自動車リサイクル法って何？

A 自動車リサイクル法とは、エアコンなどで使用されるフロン類や、エアバッグ、シュレッダーダスト類について、**自動車メーカー**が環境保護を目的に**廃棄車輌のリサイクル・処理義務を負う**ことです。これにより、自動車の所有者はリサイクル料金を新車購入時、または検査時に負担し、使用済みになった車を登録引取業者に引き渡すことになります。
そのため、メーカー各社はリサイクル性の高い自動車の開発や、技術の向上に力を入れています。

CAR CARE COLUMN

エコドライブを心がけましょう

地球温暖化や環境汚染の原因ともなる自動車が排出するガスを削減するには、環境性能に優れたエコカーを使用したり出来るだけ自動車を使用しないという方法がありますが、運転中一定速度で走行し、急停車・急発進や駐停車中の不必要なアイドリングをしないように心がける事でも自動車の排出ガスを抑制する事が出来ます。

このような環境に優しい運転をエコドライブと呼び、燃費向上にも有効です。

エコドライブはすぐにでも出来る取り組みです。環境を守るためにもひとりひとりが、エコドライブを心がけましょう。



葬儀と墓石の豆知識

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。
いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

弔事の流れ　臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

臨終
遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。

通夜の準備
枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

通夜
故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。終了後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事などを振る舞ったり、代わりに折り詰めなどをお渡しすることもあります。

葬儀・告別式
通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

出棺・火葬
最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。
※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

火葬・骨上げ
火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。
※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

還骨回向
持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

精進落とし
法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

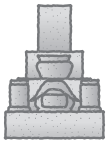
追善供養
初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。

年忌法要
一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ（最終の年忌法要）とする場合が多くなっています。

お墓の形いろいろ

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られてた、五輪塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。

和型
最も標準的な形のお墓です。竿石（さおいし）の下に上台石（じょうだいいし）、下台石（げだいいし）を重ねた形が多く見られます。



和型供養塔
現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。



洋型
芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。



デザイン墓石
伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。

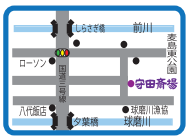


家族葬・少人数葬から一般葬・大型葬まで規模に合わせたお得なプランをご用意しております　事前相談・お見積り随時受付中

家族葬から
大型葬まで
お客様のニーズに合わせた
施行をまごころでご奉仕します

守田斎場
八代市麦島東町 12-6
TEL 0965-33-3161



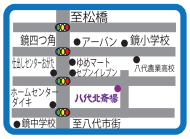


一日、一件、一家族の葬儀
松江斎場・八代北斎場は一日に複数の葬儀を執り行いません　完全貸し切り型の式場です

松江斎場
八代市松江町522-1
TEL 0965-30-7555



八代北斎場
八代市鏡町内田230
TEL 0965-31-2022







事前相談・もしもの時のご連絡は
MORITA
(株)出雲総業 葬祭部
守田葬儀社
八代市麦島東町12-6
TEL 0965-33-3161

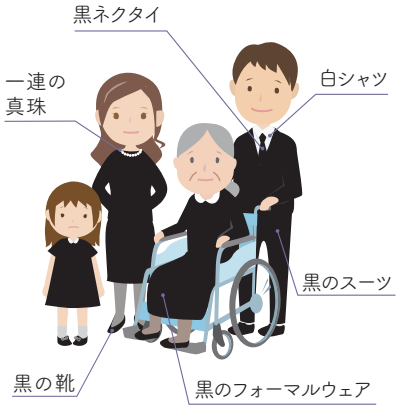
このページは有料広告ページです
株式会社サイネックスによる編集記事ページです

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。



知っておきたい 葬儀の服装

- 一般的に、葬儀に参列する際の服装は、結婚やお祝い事とは逆に「派手なものを避け、地味に徹する」ことにあります。
- 仕事帰りなどの場合、わざわざ喪服に着替える必要はありません。ただしアクセサリーなどは外します。
- 男性は、白シャツ・黒のスーツ・黒ネクタイ・黒い靴。
- 女性は、黒のフォーマルウェア・肌の露出の少ない黒や紺のワンピース・黒い靴。
- アクセサリーを身につけるとしたら真珠にしましょう。ネックレスは一連のものを。



墓石 勝正石

～事業内容～
・墓石販売
・墓誌字彫
・修復工事
・石貼り
・建替工事
・金箔色入れ
・墓石クリーニング
・一般土木工事
【八代展示場】
八代市古閑上町3-8（大村交差点前）
☎0965-43-2522

知っておきたい 葬儀のマナー

故人を悼み、遺族への哀悼を表すために必ず焼香が行われる仏教に対して、神道では故人の霊が子孫を守る守護神となる儀式であると考え、葬儀以降の儀式にも「祭」がつきます。死を「故人を神のみもとへ送る」とされるキリスト教では、祈りは神に捧げるもので、葬儀は遺族を慰め、励ますために行われます。このように宗教によって葬儀の行い方にも異なったルールがあることを知っておきましょう。





宗教別	拝礼の方法	不祝儀袋	不祝儀袋の書き方
仏　教	焼香・線香・数珠	白黒や双銀の結び切りで、のしはつけない。	御仏前・御霊前 御香典・御供物料
神　道	玉串奉奠・手水	双白や双銀の結び切りで、のしはつけない。	御榊料・玉串料 御神饌料・御霊前
キリスト教	献花	水引、のしはつけない。白封筒か十字架やユリの花が描かれた不祝儀袋。	御花料・御ミサ料 御霊前
無宗教	献花など	白黒の結び切りで、のしはつけない。	御花料・御霊前などが無難

エンバーミング
玉泉院
ふれ愛葬
ここでしかできない「ふれあい」という
「愛」のこもった最後のお別れを… ふれ愛葬
☎0120-074-242

築添会館 八代市築添町1637-1

通町会館 八代市通町3-2-1

鏡会館 八代市鏡町内田432-1

編集後記

「八代市 暮らしの便利帳」は、八代市にお住まいの皆さま方へ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、市民の皆さま方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として八代市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「八代市 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆さまのご協力により、行政機関への設置はもとより、八代市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

●「八代市 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和4年1月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動などにより内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報で内容・手続きなどで不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

●また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

八代市
暮らしの便利帳
新庁舎完成記念号

令和4年2月発行



発　行　八代市／株式会社サイネックス

制　作　株式会社サイネックス
〒543-0001
大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL：06-6766-3333（大代表）

広告販売　株式会社サイネックス　熊本支店
〒862-0976
熊本県熊本市中央区九品寺2-1-24
TEL.096-362-9796

※掲載している広告は、令和4年1月現在の情報です。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。